

第百一回国会 衆議院 地方行政委員會會議錄 第三号

昭和五十九年三月一日(木曜日)

午前十時三十一分開議

出席委員

委員長 大石 千八君

理事 白井日出男君 理事 小澤 潔君

理事 谷 洋一君 理事 西田 司君

理事 小川 省吾君 理事 加藤 万吉君

理事 草野 威君 理事 工藤 巖君

大村 襄治君 左藤 恵君

小杉 隆君 中川 昭一君

塩島 大君 古屋 亨君

平林 鴻三君 山岡 謙蔵君

松田 九郎君 細谷 治嘉君

五十嵐広三君 山下八洲夫君

安田 修三君 宮崎 角治君

岡本 富夫君 藤原哲太郎君

吉井 光昭君

経塚 幸夫君

出席國務大臣

自治大臣 田川 誠一君

国家公安委員会委員長

内閣法制局第一部長 前田 正道君

警察庁長官官房長 太田 壽郎君

警察庁刑事局長 金澤 昭雄君

警察庁刑事局保安部長 鈴木 良一君

自治大臣官房長 矢野浩一郎君

自治大臣官房審議官 田井 順之君

自治大臣官房審議官 津田 正君

自治大臣官房審議官 土田 栄作君

出席政府委員

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

自治大臣官房審議官 吉住 俊彦君

自治省行政局長 大林 勝臣君

自治省行政局長 中島 忠能君

自治省行政局長 岩田 脩君

自治省行政局長 石原 信雄君

自治省行政局長 関根 則之君

自治省行政局長 砂子田 隆君

自治省行政局長 花輪 隆昭君

自治省行政局長 島村 幸雄君

自治省行政局長 森 美秀君

自治省行政局長 大村 襄治君

自治省行政局長 工藤 巖君

自治省行政局長 平泉 涉君

自治省行政局長 大西 正男君

自治省行政局長 小杉 隆君

自治省行政局長 山口 敏夫君

自治省行政局長 補欠選任

自治省行政局長 補欠選任

自治省行政局長 補欠選任

自治省行政局長 補欠選任

自治省行政局長 補欠選任

自治省行政局長 補欠選任

自治省行政局長 補欠選任

自治省行政局長 補欠選任

自治省行政局長 補欠選任

自治省行政局長 補欠選任

自治省行政局長 補欠選任

自治省行政局長 補欠選任

自治省行政局長 補欠選任

自治省行政局長 補欠選任

自治省行政局長 補欠選任

自治省行政局長 補欠選任

自治省行政局長 補欠選任

自治省行政局長 補欠選任

自治省行政局長 補欠選任

自治省行政局長 補欠選任

自治省行政局長 補欠選任

自治省行政局長 補欠選任

奥野 誠亮君 古屋 亨君

海部 俊樹君 工藤 巖君

武藤 嘉文君 左藤 恵君

村田敬次郎君 中川 昭一君

山口 敏夫君 小杉 隆君

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

第一八号) 地方交付税法等の一部を改正する法律案(内閣提出第一九号)

消防施設強化促進法の一部を改正する法律案(内閣提出第三二号)

地方財政に関する件(昭和五十九年度地方財政計画)

地方自治、地方財政、警察及び消防に関する件

○大石委員長 これより会議を開きます。

地方自治、地方財政、警察及び消防に関する件について調査を進めます。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。白井日出男君。

○白井委員 地方公務員の給与問題についてお尋ねをいたしたいと思います。

大臣も、地方公務員の給与について適正化を強力に進めるとの所信を表明しておられます。この地方公務員の給与に対して今日ほど国民の厳しい批判がある時期も私はないと思うわけであります。一部の団体において見られる著しく高い給与水準あるいは給与制度運用の不適正な事例は、国、地方を通じて財政の健全化と行政改革が最大の課題となっている現下の厳しい情勢に対する認識を疑わしめるものとして考えられるわけでありま

す。適正な財政運営を行っている多くの団体を含めて、地方公共団体に対する国民の不信を招き、地方自治団体の円滑な運営に重大な支障となりつつあるのではないかと深く憂慮するものでござい

ます。

まず最初に、地方公務員の給与の現況と適正化の現況はどうなっているか、お聞かせをいただきたいと思ひます。

○田川國務大臣 白井委員御指摘の地方公務員の

第一八号) 地方交付税法等の一部を改正する法律案(内閣提出第一九号)

消防施設強化促進法の一部を改正する法律案(内閣提出第三二号)

地方財政に関する件(昭和五十九年度地方財政計画)

地方自治、地方財政、警察及び消防に関する件

○大石委員長 これより会議を開きます。

地方自治、地方財政、警察及び消防に関する件について調査を進めます。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。白井日出男君。

○白井委員 地方公務員の給与問題についてお尋ねをいたしたいと思います。

大臣も、地方公務員の給与について適正化を強力に進めるとの所信を表明しておられます。この地方公務員の給与に対して今日ほど国民の厳しい批判がある時期も私はないと思うわけであります。一部の団体において見られる著しく高い給与水準あるいは給与制度運用の不適正な事例は、国、地方を通じて財政の健全化と行政改革が最大の課題となっている現下の厳しい情勢に対する認識を疑わしめるものとして考えられるわけでありま

す。適正な財政運営を行っている多くの団体を含めて、地方公共団体に対する国民の不信を招き、地方自治団体の円滑な運営に重大な支障となりつつあるのではないかと深く憂慮するものでござい

ます。

まず最初に、地方公務員の給与の現況と適正化の現況はどうなっているか、お聞かせをいただきたいと思ひます。

○田川國務大臣 白井委員御指摘の地方公務員の

第一八号) 地方交付税法等の一部を改正する法律案(内閣提出第一九号)

消防施設強化促進法の一部を改正する法律案(内閣提出第三二号)

地方財政に関する件(昭和五十九年度地方財政計画)

地方自治、地方財政、警察及び消防に関する件

○大石委員長 これより会議を開きます。

地方自治、地方財政、警察及び消防に関する件について調査を進めます。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。白井日出男君。

○白井委員 地方公務員の給与問題についてお尋ねをいたしたいと思います。

大臣も、地方公務員の給与について適正化を強力に進めるとの所信を表明しておられます。この地方公務員の給与に対して今日ほど国民の厳しい批判がある時期も私はないと思うわけであります。一部の団体において見られる著しく高い給与水準あるいは給与制度運用の不適正な事例は、国、地方を通じて財政の健全化と行政改革が最大の課題となっている現下の厳しい情勢に対する認識を疑わしめるものとして考えられるわけでありま

す。適正な財政運営を行っている多くの団体を含めて、地方公共団体に対する国民の不信を招き、地方自治団体の円滑な運営に重大な支障となりつつあるのではないかと深く憂慮するものでござい

ます。

まず最初に、地方公務員の給与の現況と適正化の現況はどうなっているか、お聞かせをいただきたいと思ひます。

高給手の問題は、大変今世間の注目の的となつておることは御承知のとおりでございます。私は、自治大臣に就任しましてそのような面について特に調べてもらひましたけれども、多くの地方自治体で理事者側と職員団体側との話し合いのもとに適正給与を維持している、厳しい財政状態の中で適正規模を維持しているにもかかわらず、ごく一部の団体で高給与を実施しているというように、ために、いろいろとひんしゅくを買っている面が出てくることは非常に残念に思っております。そういうことを考えますと、全体から見まして特に高給与を実施しているというところに対しては、厳正な態度で臨んでいかなければならないと私は考えておるわけでございます。

御質問についてお答えいたしますけれども、現状でございますが、五十七年四月一日現在で、国を一〇〇とした場合の一般行政職のラスパイレス指数が全地方公共団体平均で一〇六となつておりまして、ここ数年適正化措置により徐々に低下をしておりますけれども、依然として国よりも高い状態にあるわけでございます。こういうことは、これから十分各地方団体の現状を調べまして、直すべきところは直すように指導をしていかなければならないと思ひます。このように考えております。

○白井委員 ぜひと一層の御尽力をお願いしたいと思ひます。

給与についてはいろいろな考え方があろうとは思ひますが、自治省の指導に対して、ある種の考え方によれば、給与については、定数の抑制をしたり総人件費を抑制したりすれば、少数精鋭でもって給与は高くてもいいではないかというふうな考え方もあるわけであります。そういう点も含めまして、地方公務員の給与のあり方について自治省はどういうふうにお考えになつておるかをお聞かせいただきたいと思ひます。

○田川国務大臣 一部の団体でそのようなことを言われる方もありますし、また一般にも、例えば今度の東京都のベスアップの問題についても、

東京都のおやりになつたことに対して理解のある方がそれに似たようなことをおっしゃつておられますけれども、私は、少数精鋭主義というのでやるのが当然であると思つておるわけでございまして、少数精鋭でやるのが住民、国民に対する公務員のあるべき姿ではないかと思つてございまして、そういう意味から、総人件費を抑制すれば地方公務員の給与をどんどん高くしていいんだというふうなことは、私も、それでいいと言つてわけにはまいりません。地方公務員法という法律を見ましても、公務員の給与を決める場合には、国や地域の民間の給与とバランスのとれたものでなければならぬ、こういう意味のことを書かれておりますし、やはり国とのバランスをとつてやっていくことが適切である、こういうふうにしてやっていくべきです。

○白井委員 申すまでもなく、給与の適正化というのは、本来各地方公共団体が自律機能を發揮して行くことが基本であると考えているわけでありまして、給与についても、現在自治省で指導中の職員給与の発表については、一層の強力な指導をして、公表内容、公表手段ともにさらに充実されるようにこの際要望いたしておきたいと思ひます。

しかしながら、著しく不適正な団体に対し自治省がもつと強力に指導をしていかなければ、現在の状況は改善されないということは目に見えているわけでありまして、私は、現在の自治省の個別指導を一層強化し、指導に従わない団体に対しては思い切つた財政措置を講ずるべきであるというふうに考えているわけでありまして、現在までの個別指導の成果と今後の方針についてお伺ひしたいと思ひます。

○田川国務大臣 自治省がやるべきことは、まず地方団体がどのような実態にあるかということをよく把握をしていかなければならないと思ひます。やはり実態を把握しないで適切な指導はなかなか困難だと思つたのです。そういう意味から、自治省といたしましては地方自治体の実態をさらによく把握をしていくように努力をしてまいりたいと思ひます。

りでございます。

具体的な個別指導につきましては、政府委員から答弁をさせます。

○中島政府委員 今大臣から御答弁申し上げましたように、私たち、百五十三の地方団体を個別指導団体として指定いたしました、その実態を十分に把握して、現在鋭意指導中でございます。

それらの団体の是正状況は、昇給期間を延伸するとか、あるいは初任給を切り下げて国家公務員の水準に近づけていくとか、あるいは今まで行われておりましたその仕事にふさわしくない等級に格付するいわゆるわたりというものを廃止していくとか、そういう是正措置が行われてきております。

ただ、なお一部の団体においては、執行部側におきましてもあるいはまた当該地方団体の地方議会におきましても、その是正の必要性というものをまだ認識していないようなところもございまして、現在、五十八年度のベアがまだ改定されてない団体は百五十三団体の中で百近くございまして、そのベアの改定交渉を通じて是正をするように私たち現在鋭意指導中でございます。五十八年度のベアの実施の結果、これらの団体がその必要性を感じて、そして是正をしていくように私たちいま指導しておりますので、その指導の結果をもまた見ていただきたいというふうに思ひます。御趣旨に沿ひまして鋭意努力してまいりたいというふうに考えております。

○白井委員 高給手は正への自治省の取り組みというものは、五十七年に個別指導を強化することによつて非常に本腰を入れるようになったわけでありまして、その当時、三年間程度でもって国の水準におおむね合わせるように努力をしようというところで出発したというふうに考えておるわけでありまして、それからもう一年以上たつていますが、その当初の計画と比較してどれくらい成果が上がつていっているか、お聞かせいただきたいと思ひます。

○中島政府委員 御指摘のとおり、三年間ぐらひ

の期間をもちまして是正を図つてまいりたいというところでスタートいたしました。そして、スタートいたしました当時私たちが考えましたのは、毎年ベスアップがあるだろう、そのベスアップの時期をつかまえて合理化させていきたいというふうな考えでございましたけれども、若干私たちが予想に反しまして、五十七年度はベアが見送られた、そして五十八年度は二・〇三というベアの実施状況になつたということで、そこあたりが少し当初の予想と狂つてまいりましたので、是正計画の実施状況というのややおくれぎみに実はなつております。

現在、三十前後の市町村においては是正計画に手がついていないような状況でございますが、先ほどお答え申し上げましたように、五十八年度のベアというものの交渉といひますか、実施を控へまして、それらの団体につきましては、この際ぜひとも是正計画に着手して、そして改善に乗り出すように今指導しておりますので、私たちはその指導に全力を挙げてまいりたいというふうに考えております。

○白井委員 次に、東京都のベア問題と地方公務員の給与の改定についてお尋ねしたいと思つております。

今回東京都は、退職手当の是正、定数の削減等を内容とする行政改革とセットで四・五％のベアを実施しようとして都議会に提案をしております。わが党は、鈴木都政が財政再建、定数抑制等に関して払つた多大の努力と顕著な成果については高く評価をいたしているわけでありまして、しかしながら、今回都が実施しようとしている国を大幅に上回る給与改定については、他の地方公共団体に与える影響が極めて大きい、また私どもの党の方針とも反するわけでありまして、慎重に対処してもらいたいということとで、政調会長を通して都の支部連合会長に要請をいたしているわけでありまして、

地方公務員の給与改定については、昨年十月二十一日の閣議においても国に準ずるよう決定を

されているところであり、現在まで自治省は都に対してどのような指導を行ってきたのか、その経緯と今回の都の方針に対する評価をまずお聞かせいただきたいと思います。

○田川国務大臣 東京都の今回のベースアップにつきましては、白井委員がおっしゃったとおりでございます。私もこの話を聞きまして、鈴木都知事に対して、個人的にも公の立場からも、思い直していただくように、三回ぐらいお話をいたしました。最初に公表される直前に電話で、このような事態になったと、そして翌日新聞にベースアップのことが発表になったようでございます。それから二、三日後でございますが、たまたま自治省にはかの用事で来られたときに、これはいかがなものか、思い直していただけないかというように、ことを申し上げた記憶がございます。さらにまた、最近に至りまして、もう日にちはちょっと失念しましたが、電話で、もう一度考え直していただきたと、大体今白井委員がおっしゃったような趣旨のことを申し上げたわけでございます。

また、自治省といたしまして、後で政府委員から御説明いたしますけれども、適切な指導を行ったつもりでございます。ただ、これは非常に難しい問題で、国が余り強力な姿勢を示すことは地方自治の本旨からいかなるものかというような批判も出てまいりますし、せっかく適切な指導をやっても、一般にそれが指導と見られないで国が力でこれを抑えるというように見られる可能性もあるわけでございます。その辺の指導の仕方は、ほとんど慎重にやりませんと誤解を受けるという面がございます。苦慮して今日までまいったのでございます。

○中島政府委員 補足して御説明申し上げたいと思います。

私たちが東京都に、今回の四・五％のペアを考へ直すように、撤回するようにというふうに要請しました理由というのは、四つあるというふうに御説明できると思います。

一つは、先ほど先生がお話しになりましたように、昨年の秋、地方公共団体の給与改定も国に準ずるようという閣議決定がなされておるといことがございます。それから第二番目は、東京都の職員の給与水準が、現在国を一〇とした場合に一一・〇・六というふうに非常に高いということが挙げられると思います。それから第三番目に、今大臣もお話しになりましたが、今回四・五％のペアというものを東京都が合理づけようとしておる行政改革の内容について、私たちは他の都道府県と比べた場合にそんなに高く評価できるものではないというものが第三番目でございます。そして第四番目に、何といまして東京都というのは地方公共団体の中で非常にリーダーシップを発揮すべき団体である、その団体が閣議決定の趣旨に反して給与改定を高くするということの他の地方団体に対する影響というものを勘案いたしまして、撤回要請というものをしたわけでございます。

特に合理化につきましては、その一つとして言われております都の職員の定数削減ということでございます。これは他の地方公共団体との比較におきましても、それは大幅な定数削減ではございませんし、特に国の職員の定数削減の状況と比べましても、これはまだ甘いというふうい言えると思います。そして、第二番目の合理化の内容としております退職手当の削減も、昭和六十四年に至って六十八カ月だという状況でございます。国家公務員が既に六十三・五二五カ月であるにもかかわらず、六十四年においてもなお五カ月はかなり高いということでは、四・五％ペアの合理的な理由にはなり得ないということで、私たちは東京都に対していろいろ説明して、考へ直すように要請した次第でございます。

○白井委員 今お話をいただいた四つの理由というのはどれももっともだと思っております。しかし、その中で特に私が重視をしているのは、やはり四番目に言った東京都というのは極めて特殊な、リーダーシップをとり得る最大の地方団体であるというところで、鈴木知事も自治省出身であるわけですから、裏での話し合いも十分できるはずですから、できればひとつうまくやっていただけたら、そういうふうな考へているわけであり。

今回の東京都の四・五％のペアにもかかわらず、今のところ東京都周辺の地方自治団体においては追随する様子はないというふうに思っております。結構なことだと思っております。こうして東京都等の影響によって、国の指導、要請に従わないで国を上回る改定を行った場合、たとえば都もそうであるけれども、こうした場合にはどのような財政上の措置を講ずるか、ひとつお聞かせをいただきたいと思います。

○田川国務大臣 地方自治の本旨から見まして、指導に従わない地方団体に対して制裁措置を講ずるといのはいかがなものかと思ひます。私どもは、今白井委員が御指摘になりましたような、国を大幅に上回る給与を実施するような地方団体は、地方財政から見て大変余裕のある地方団体であるというふうに見ざるを得ないのでございまして、そういう余裕のある地方団体として見る限りにおきましては、地方交付税なりあるいは地方債なり、こういうようなことを勘案して対応していく、こういうことを見ざるを得ないのでござい。

やはり国が交付するいろいろな財源というものは各地方団体の共有の財源でございますから、そういうものを一部の高給与をやっている団体にひとしく交付するということはかえって不公平になるわけでございます。多くの地方団体が職員も理事者も苦勞をしながら、厳しい財政環境の中で一生懸命財政の健全化に努力している中に、一部の高給与を実施しているというふうなところに同じような扱いをするというのは不公平でございます。そういう面から、財政の対応の見地から厳しくやっていかなければならない、このように考へております。

○白井委員 本年も特交の配分の時期が近づいてきていますけれども、私どもはそれをしてどうなるのかなというふうに見ているわけであり。現下の厳しい諸情勢にかんがみれば、本年度国の指導に従わないで国を上回る給与改定を行う団体に対しては、今お話しもございましたけれども、厳しい措置をお願いしたいと同時に、単に単年度だけの措置にとどまらないで、しかるべき是正措置が講ぜられるまで財政上厳正な態度で臨み、きちんとけじめをつけるべきだと私は考へていっているわけですが、自治省のこの問題についての基本的な方針を明らかにしていただきたいと思います。

○石原政府委員 ただいま大臣から御答弁申し上げました給与行政との関連における交付税の配分や地方債の許可の扱いについては、これは単に五十八年度単年度の考へ方を申し上げただけではなくて、五十九年度以降も、今日のような財政状況のもとではこういう考へ方を堅持していくつもりでございます。

○白井委員 今私が申し上げましたとおり、やがて本年度の特交の配分の時期が来るわけであり。私が今いろいろ御質問させていたことと、これは特に具体的な問題については触れておらないわけですが、ひとつ最後に、本年度のこのからの特交配分等に関して、自治省のこうした高給与の支給地方自治団体に対する態度、具体的にどういうふうな措置で行われるのかお聞きをして、私の質問を終わりたいと思ひます。

○田川国務大臣 御質問の特別交付税の配分の姿勢ということでございますが、特別交付税は前年度に比べてかなり総額が減っております。その上に、昨年はいろいろな事件が相次いでございました。そういうことで、既にかなり交付をされているような状態でございます。そういう乏しい特別交付税を配分するには、先ほど白井委員が御指摘のように、厳正公平にやらなければならぬ、そういう姿勢で臨んでいかなければならない。特に、今申し上げましたように乏しい中からこれを配分するのでございますから、私どもの方から見

まして財政の余裕のある自治体に対してはひとつ勘弁をしていただく、あるいは減額をしていただく、こういう姿勢で厳正公平にやっていく、こういうことを貫いてまいりたいと思っております。

○日井委員 終わります。

○大石委員 次に、安田修三君。

○安田委員 私は、初めに田川自治大臣に、先般所信表明をいただきましたそのことから伺いたいと思存します。

自治大臣は、民主主義の危機という点からいたしますと、中曽根総理をかつて手厳しく批判してこられた方でありました。

一昨日の本会議におきまして、中曽根総理の地方財政計画や地方交付税等の一部改正に関する法律案の御答弁の中では、地方自治というのは民主主義の基礎である、こういうことを実はおっしゃっておるわけでありました。

今日の地方と国との財政あるいは仕事の仕組みをめぐっての配分、こういう関係からいたしますと、いろいろなかれ違いがたくさんございまして、これは、地方分権を進める、あるいは地方分権を進めておるじゃないかという意見もありません、いやそれは違うじゃないか、だんだん中央集権化しておるじゃないか。私たちは、そういう点では地方自治は非常に狭められておる、こう思っているのではありませんが、大臣は、地方分権は地方自治体にとって非常に重要な役割なんだということをお信表明の冒頭にもおっしゃっておるわけですから、そういうその観念の相違があります。

そこで、私はこうした今日の情勢からいたしますと、地方公共団体の関係者あるいは住民からいたしますと、田川自治大臣の場合には、一党の責任者として、いろいろと地方自治については今日まで政策的には自民党とはかなり色合いを異にしてこられた政策が発表されております。そういう点で、今度自治大臣になられたからには、公党である以上は、もちろん、大臣もかねがね本会議でもおっしゃっておりますように、政策協定をされ

たわけでありましたから、地方自治体における財政あるいはこれからの仕事の適切な配分、整理等についても筋を通していただけるだろう、こういう実は一縷の期待というものは私はやはりあったと思存します。しかしながら、今度の地方財政計画あるいはまた地方交付税法等の一部改正をめぐりまして大蔵、自治両大臣の政治折衝の過程から解決した中身を見ますと、どうも物の見事に期待が外れた、裏切られたと言ふと何かちよつと余りひどい表現になりますので、外れた、こういうものは私はみんな持つておると思うのです。そこで、まさに君子豹変したんじゃないかという酷評まで出てまいる昨今であります。

私は、そこですまず自治大臣にお伺いしたいのであります。例えば、児童扶養手当の地方の二〇％導入問題でも、これは自治省はかねがね、どちらかという自治省の存在の、我々からしたら政治生命をかけて、それをやったんじゃないかと地方と財政の交通整理は混乱してくるという点で、こういう一線だけはきつちり引かなければならぬ、金科玉条にこういう点は絶対に導入してはならぬということをお信表明は主張してきておられたと思うのです。

ところが、今度は物の見事に導入がされてまいりました。私は、大臣の政治ビジョンにかける期待、志とあるいは相反したのかどうかわかりませんが、とにかくこういうことになりましたと、これから際限なく、類似するものはこれもあれも――御存じのように、児童扶養手当は創設されたときには年金に準ずるあるいは年金を補充するに足る性格だから創設したという経緯がありまして、そういうものがいよいよ入ってくると思ふと、地方の事務や財政というものは一体国との関係はどうなるんだらうという危機感が出てまいっております。そういう点ではこうしたことの歯どめがきかなくなってくるんじゃないだろうか。これに対する見解をひとつ。

二つ目は、膨大な借金。来年度五十九年度、一日も大臣は四十兆兆円と言っておられました

が、地方公営企業等これらの特別会計を合わせますと、来年度末には約五十四兆円になってくると思存します。そこで、毎年赤字になっていく、これからの財政を健全化していくという、一体どの時点でこの収支の均衡がとれた財政の姿というものが出てくるんだらうか。先ほどから日井委員とのやりとりをいろいろ聞いておりましたが、盛んに自治省の行政指導という問題が出るわけでありましたが、さて一体自治省は、どの時点で皆さん方の考えられるビジョン、立派なビジョンとされる財政のあり方というものが出てくるんだらうか、この点。

それからもう一つ、今、大臣とのやりとりを聞いておりまして私も関連して聞きたいと思存したのですが、給与の問題が先ほどから出ておりました。私は一般論だけでお聞きいたします。

自治省の地方公共団体の理事者側に対する指導監督権限は確かに自治法に基づいて明記されております。だが、理事者側と住民、理事者側と労働団体との間にそれぞれ自主的に決定されたものあるいは協議して定立されたものに対して自治省は一体どの点まで踏み込めるか。それは、憲法上の例えば労働基本権の場合には生存権としての天賦の権利でありまして、これは決して権力をもって介入することはできません。そういう点では、先ほど公務員部長なにかちよつと生意気な言い方をしておられるのですけれども、一体どこまで皆さん方が踏み込める限界と心得ておられるか、この点をしっかりと承りたい。といいますのは、そこまで皆さんが画一的に規制されるということになりますと、後ほど聞きますが、地方自治のいわゆる特色ある団体運営というものは全部消えてしまう。

以上、私は自治大臣の基本的な行政姿勢につきましてまずお聞きしたいと思存します。

○田川自治大臣 いろいろと御意見を交えての御質問、ある面では反省をしなければならぬ面もありまして、ある面では私どもとはちよつと見解を異にしている面がございます。余り私がここでくどくど申し上げるのはどうかと思存しますし、既

に予算委員会などでかなり私の考え方を述べておりますので差し控えていただきます。

私が自治大臣として地方行政、財政それぞれを担当しておりますのは――入閣をしたいきさつは御承知のように新自由クラブから入閣をしたわけでございます。入閣した以上は第二次中曽根内閣の閣務大臣として広い立場から国政を見ていかなければならない、このような意味では私は地方自治を担当しているつもりでございます。新自由クラブを代表して自治大臣を担当しているのは毛頭ございせん。ですから、そういう意味から、新自由クラブの地方自治に対する従来の考え方や自民党の地方自治に対する考え方との違いが、私は余りないと思存しますけれども、あつた場合には、もつと高い立場からこれを判断してやっていかなければならないと思存しているわけでございます。

それから、最初の御質問の、だんだん中央集権化していくではないかという御見解のようでございますけれども、私は今の地方自治行政を見ておりまして、決して中央集権化しているとは見ておりません。私も昭和二十四、五年ごろからの地方自治をずっとわきから見て、あるいはまた新聞記者としてずっと見ておりました。戦後与えられた自治ではあるけれども、比較的順調に日本の地方自治は発展をしているのではないかと。ただ、残念ながら財政基盤が必ずしも十分にいい、こういう面は一つの地方自治の弱点ではないか、こういうふうに思っているのをごさいます。私の地方分権推進のための基本的な考え方、国、地方を通ずる行政の簡素効率化という観点と、それから地方分権を推進するというような考え方と、この二つの考え方によって、当面これからやっていかなければならないことは、まず機関委任事務の整理統合を進めていく必要があるではないか、それから事務と財源の移譲を促進していく必要がある、それから三つ目には国の関与の整理縮小を図っていく必要がある、こういうことに集約できるのではないかと、このようなこと

の考えに立つてこれから進めていきたい、こういうふうに思っております。

先般来の子算の編成につきましていろいろ御指摘がございました。私どもが大蔵省と折衝した中には、ある面では妥協した面もあると思ひますし、ある面では私どもの主張を通していった面もあると思ひます。しかし、地方行政財政というものはやはり国の行政、財政と一体をなすものであつて、車の両輪のようなものでございまして、ただ地方の立場から立つて施策を講じようとしても、やはり国とのバランスというものがございまして、地方の立場だけ考えてこれを推進していくということとはなかなか困難でございまして、そういう意味から、児童扶養手当の問題などにいたしましたも、いまお話がありましたように、従来の児童扶養手当の性格というものを變えていかなければならぬという国の方針、こういう方針はやはり私どもも確かめました。その確かめた結果、やはり従来の児童扶養手当の性格といふことが、本質をできるだけ變えていくというふうなことはある程度の協力をしななければならぬといふことで大蔵省との間に話し合いをつけたわけでございまして、決してこれは単に大蔵省に屈服をしたというふうな性質のものではありません。ただ、地方にできるだけしわ寄せをさせないような配慮をするべきものである、このような考え方では措置をしたつもりでございまして、それからもう一つ、給与の問題でございまして、これは何も地方公務員の給与をどんどん抑制しようというものではございまして、先ほどちょっと触れましたように、地方の多くの団体が職員と理事者の間で、お互いに広い立場から住民に對してできるだけサービスをよくしていこうじゃないか、こういうことで職員の皆さんも我慢してくださり、理事者の方々も一生懸命おやりになつて、そして住民サービスを少しでもよくするために財政の健全化を図らなければならぬといふことで、多くの地方団体が一生懸命やつていらっしゃる姿というものはやはり評価していかない

ればならぬと思うのです。そういう評価の上に立つて公務員の給与というものを見ていかなければ、不公平になるんじゃないか。私どもは、できるだけ地方公務員の給与も見て差し上げたのでありますけれども、やはり一生懸命やつていらっしゃる地方団体の姿というものを重視していかなければならぬという立場に立つて公務員の給与というものを認めているのでありまして、ただ公務員の給与を抑制するということが主眼ではないということとをひとつ御理解していただきたいと思います。

○安田委員 財政健全化のめどは一体どの時点に置いてあるかということをお聞きします。

○田川國務大臣 質問が多岐にわたりましたので、漏れて申しわけございませんでした。

財政再建のめどというのは、もう安田さん御承知のように、地方財政というのは国の財政と違ひまして、三千三百余もある地方団体がそれぞれの地域でいろいろな状態に置かれていて中の集積した一つのあるべき姿が一つの地方財政見通しになるわけでございまして、こういう立場から見まして、財政再建のめどをいつごろに置くんだということとはなかなか困難ではないかな、私自身はそのように見ているわけでございまして、ただ、私の全く個人的な考え方ですけれども、従来の借入金依存の体質というものをそのまま統けていきましたと、地方財政の基盤を揺るがしかねないような大きな問題に発展して行くのじゃないか。ですから、私どもはやはり地方自治体にももう少し自律性を堅持してもらつて、自主性を持つてもらう、そして、借金に対する一つの麻痺した考え方というのですか、借入金依存体質というものからこの辺でそろそろ脱却をしていかないとこれは大変なことになるといふようなことから、今回、地方財政の制度を若干見直していかなければならぬといふことで特会の借入れをやめるようになつたわけでございまして、そういうことで、今財政再建をいつごろまでにできるんだということとはなかなか難しいのでござ

いまして、私も就任してまだ勉強不足でございまして、この辺の問題につきましては財政局長から補足して説明をさせていただきます。

○石原政府委員 今後の地方財政収支がどのような推移をたどるか、この見通し等について、先般国の方で中期の財政収支試算が明らかにになりましたので、これなどをベースにしながら私どもも検討を続けております。ただ、たゞいま大臣からも御答弁申し上げましたように、地方財政の場合には、国のような単一財政ではなくて三千三百団体の財政の集合でございまして、歳出の将来見積もりなど、非常に難しい面がございまして、技術的ないろいろな問題がございまして、そこをどうするかといふようなことも含めまして、現在いろいろ研究しているところであります。

したがういまして、この時点で計数的に何年度に地方財政収支が均衡を回復するといふようなことを申し上げるには、まだ多くの点で材料不足といひましようか、不確定要素が非常に多いといふことでございまして、したがういまして、私どもは、そういう検討を続けながらも、たゞいま大臣が申し上げましたように、しかし基本的には地方財政の健全化が一日も早く達成されるようにするにはどうしたらいいかという、歳入歳出両面にわたる検討もあわせて続けていこうとございまして、

○安田委員 大臣からいろいろお話を伺いました。例えば、中央集権化といふことについては、長年見て私は余りそうは思わないといふお話があったのですけれども、しかし事実は、地方公共団体の側から見れば、例えば起債許可にしても、あるいはまた今これから進められようとする、まあまたいづれ議論が出るわけですが、地方事務官の身分移管問題にしても、地方自治の根幹にかかわるようなことが何から何まで制度改正なりあるいは行革といふ名で出てくるのです。それは一つ一つの個別ケースからしたら、地方の方は以前から見ると非常にやりにくいのです。事実、県や市町村の個別の仕事をやった場合に自治省にお伺いを立ててどうするこうするということになりますと、

あるいは各省庁に補助金その他でということになりますと、締めつけは非常に濃厚です。ただ地方公共団体の方が、自治法を施行されて三十七年という面では非常に運営にもなれ、またいろいろな締めつけをぐぐりながらやれる要領を覚えたといふこと、自分らで統治能力を持つてつけたといふ点では、地方の分権化なり地方自治が根をおろしてきたといふことは言えると思ひます。

これは個別の問題を一々大臣に言つて議論をしないと、抽象論ではどうにもなりません。きょうは大臣の所信をお聞きした中からたまたまそう出ましたので、私はそのことを一言言つておきます。

先般の本会議の続きといふことで後ほど地方財政計画にちょっと触れますが、先般述べられたこの大臣の所信の中で、例えば「総合的な地域振興策」といふことを大臣はかなり大きく言つておられるわけですが、それぞれの地域の特性を生かす一つ、その総合的な整備を図る必要がございまして、こうして、地域振興といふことについて大臣の所信表明のかなり前段の方に出ております。

そういう点で、地域の特色づくり、例えば今度自治省の方では計画と決算との間の乖離が大きいといふことでかなり単独事業を削られた。しかし、そのほかに今度は三千億円の町づくりの事業費が組まれまされた。そういういろいろなことをあわせて、私は二点のことについてお伺ひしたいわけですが、

例えば、昨年テクノポリスという高度技術集積都市の法律が通りました。これは所管は通産省でありますけれども、地域振興策といふ点からしますと、自治省としてその推移をかなり見ておられる問題でありますし、そこでこの問題をお尋ねするわけであります。自治省関係の見方では、高度技術開発を中心にしながら、あわせて地域の経済対策の一つの戦略だと実は見ておられるようであります。事実、自治省関係の方ではそのようなことも書物にも書いて

ておられます。そういう立場からの構想という点からしますと、今まで自治省あるいは国土庁あるいは建設省、通産省と、多岐にわたりましたいろいろな地域のこの種の構想は出てまいるわけです。

このテクノポリスの問題につきまして私たちはいろいろな問題点を指摘し、あるいは将来住民との関係では危惧感を持ついろいろな問題点もありますが、何はともあれこういう法律ができて、これに十九地域が就いて指定してもらいたい、こういうことになってまいりました。ただ、これをやる場合に、先ほど話がありました地方の自主、自助というのが最近よくはやりますが、とにかく地方でそういう基盤づくりをしなげやらない、あるいは既存の産業、既存の高度技術を持った産業あるいは技術系その他の大学等を総動員しながらそういうテクノポリスをつくらなければならない。その場合に、自前でやる地域に財政的にどのように対応していくかということになりますと、今のところ財政的なものは、例えば高度な試験所あるいは試験施設等をつくった場合、不均一の固定資産税を交付税で見ても、こういうような程度であります。まずそういう点で、財政的あるいはその他ではどういうぐあいに自治省では見ておられるか。

あるいはまた、かつての新産都市建設の場合から思ひ起こすわけですが、農林漁業、そこにある地場産業あるいは地域住民の生活基盤整備事業は全部打ち捨てられていく。これは、大臣の「地域の特性を生かしつつ、その総合的な整備を図る必要がある」という精神からしますと、今言ったように、第一次産業である農林漁業や地場産業というのは、どうもまたうつつちやっついていける危険性も出るのではないだろうか。そういう点では、自治省がこのテクノポリス建設に絡んで全体的な一つの行政指導なりビジョンをどういう構想で示すか、私は極めて大切な立場にあるのじゃないかと思うのです。そういう点でまず自治省のお考えをお聞きしたいと思います。

○石原政府委員 いわゆるテクノポリス計画に基づく財政措置の問題でございますが、先生御指摘のように、今回のいわゆるテクノポリス法におきまして、その開発計画に基づいて立地する企業の試験研究施設の新増設につきまして、固定資産税について不均一の課税を地方交付税で補てんする場合、それに伴う減収額を地方交付税で補てんする、具体的に基礎財政収入額の算定上その不均一課税に伴う減収額を差し引く、こういう措置が法律上明定されております。この点については、この法律が現実にも動き出せば、財政措置もこれに対応していくということでございます。

問題は、この計画を実行する過程におきまして、地方公共団体が主体的に各種公共施設の整備その他の施策を行うものとされております。この具体的な内容がどういふことになるのか。私どもも各関係団体のつくり出す計画の内容については、これから相談に乗っていききたい。そして、その計画の内容に即して地方財政措置、当面は地方債の措置を中心にならうと思っておりますけれども、必要な地方債措置を講じていききたい、このように考えております。

なお、自治省といたしましては、このテクノポリスの指定地域に限らず、全地方団体を対象にしていわゆる地域活性化対策事業というものを各地方団体が計画される場合には、いろいろな意味でこれに協力していきたいと考えておりますが、広い意味でそういう地域活性化対策事業の一環としてこのテクノポリス計画も該当すると考えられますので、事業内容の具体化をまっとう必要な協力をしたい、このように考えております。

○安田委員 民間の資金を導入して第三セクターをつくらうという動きが出てくる中で、大きい銀行なんかいろいろと動き出し始めているところもあるわけです。地方がそういうことで自主的に動くことは非常に結構ですけれども、財政局長、今自治省としてそこあたりいろいろこれから見ていくのだというの、どういう見方になるのでしょうか。抽象的にただ見るといっても、皆さん

の方でただそこをよろしゅうやっておれという見方になっていくのか、あるいは自治省として、今までもいろいろと通産とは具体的な話し合いはしてこられたと思うのですけれども、例えば今起債の問題が出ましたが、地方自治体がそういう基盤整備をやったときに起債その他でかなり思い切つて見るといふことになっていくのか、あるいはいろいろな施設をつくるときに、各省庁との関係で皆さんの関係が調整その他やられていけるのか、具体的なことはどういふことなんでしょうか。

○石原政府委員 地域の整備計画の具体的内容がどういふものが予想されるかということに関連すると思ひますが、通常の場合でありますと道路とか港湾とかいっていわゆる基盤施設の整備、あるいはさらに生活環境施設の整備、それからこれに関連して学校その他の公共施設の整備、こういった問題が出てくると思ひます。

今回のテクノポリス計画に関連いたしましては、御案内のように国土庁とか建設省とか農水省なども主務官庁としてここに入っております。その意味は、このテクノポリス地域の計画の実施に当たりましては非常に幅広く関係官庁に施策が関係してくるという意味で主務官庁になったのだと思ひます。

しかし、いずれにしてもこの事業を実施するのは地方公共団体が中心になります。したがって、私どもは、各省庁にわたる施策全体をまとめて地方公共団体が計画をつくらせましたら、全体について相談にあずかっていきたいと思っております。したがって、その場合に例えば公共事業を重点的に配分されるということが非常に効果的だと思ひますが、そういう面でのアドバイスあるいは関係官庁への要請という面でもありましようし、その公共事業の地方負担については地方債あるいは交付税による財政措置のルールがありますから、それがどの程度具体的に活用できるのか、それから地方公共団体が単独事業として行う部分がどの程度あるのか、それからさらに、いわゆる地方公営企業系統の事業としてどういった事

業が入ってくるのか、その場合には当然採算性というような問題も出てまいります。こういう意味で私どもは、いろんな場面が想定されますが、それぞれにつきましては幅広く相談にあずかっていききたい、そして必要な対応をしていききたい、このように考えております。

○安田委員 これから徐々に具体的に動く問題でありますから、私はそういういろいろな時点で自治省がいまおっしゃったように総括的にいろいろ見て、そしていよいよ処置されるという段階にきたら、やはりこの委員会にも報告をいただいて、審議なり意見等聞いていただきたいと思ひます。

そこで、やはりこれと同じような地域問題というところで、豪雪問題について、先般も特交の問題で話がありました。私は、ちょっと観点を変えまして、たとえば積寒地域で一番問題は、最後は金の問題になるんですね。交付税の積雪補正の問題、これもいろいろ地方から陳情が出ておるはずであります。どうなるかというところをお聞きしたい。それから、特交の場合は分ける問題で、私たちがすれば、去年台風で被害のあったところもあれば地震のところもあるのですから、言うなれば予備費で金をふやしてもいい。余り分け前論であつち取りこち取りはしたくない。そういう点では大臣にはかの方の金をひとつ持ってきてもらいたい、こういう希望を持っています。

問題は、今度は観点を変えまして、積寒地帯というのは除排雪、雪を除く、あるいは捨てる、この除排雪の器具整備と、それから消融雪、消雪と融雪、同じようなことでありますが装置としては違います。消雪装置と融雪装置は違います。水の噴き出るのは消雪装置です。流すのは融雪。そこで消融雪施設の設置とか、あるいは、県道以上の除雪費用などはそれぞれ設備なりあるいは機能に応じて補助や助成制度というものがあつて、いわゆる縦割りの機能に補助や助成があるわけですね。ところが、御存じのように雪というのは水の場合

よく見きわめながら普通交付税の算定内容の改善を図っていきたいと思っております。

いづれにしても、国庫補助金の方の問題は各省庁にまたがる国全体の問題でありますけれども、各省庁の行政施策単位ではなくて、地域単位に対応できるようなシステムというのが考えられなまいかどうか、私どもこれは真剣に研究してみたい、このように考えております。

○安田委員　地域単位のものはこれからの課題でありますので、ひとつぜひ研究して実現するようにお願いしたい。

そして、寒冷補正の方は、局長さん、来年度でそれは皆さんの方で見直しをやりますか。

○石原政府委員　ただいま御答弁申し上げましたように、いわゆる五六豪雪の際の経験を踏まえ、て、その後の寒冷補正の内容充実、これは既に取

り込んでおりますけれども、さらに今回の豪雪の内容をこれからよく分析いたしましたので、その中で普通交付税に反映させるべきものがどの程度あるのかよく研究して、方向としては充実の方向で努力してまいりたいと思っております。

○安田委員　それでは次に、地方財政計画の方で、先般のことでもちょっと関連して聞きますが、今回の特例措置、これは大臣から答弁いただきましたが、第六条の第三第二項との関係で聞いたわけですが、これは制度改正に値するとおっしゃったのじゃないかと私思いますが、ちょっとよ

くわからなかったわけであります。

私は、もしこれが制度改正だということになりますと、第六条の第三第二項の制度改正というのは、この程度を指して制度改正と言うのだらうか。そうすると、この第六条の第三第二項というのは、本文というのは極めてあいまいな規定だという感じがするわけです。したがって、私は、その

点もう一遍大臣に、あるいは局長でも結構ですが、本来の第六条の第三第二項の、自治省の考えておられることをひとつ伺いたいと思うのです。

○石原政府委員 私どもは、今日の事態、五十九

年度の地方財政の収支見通し、この事態は交付税法第六條の第三項のケースに当てはまるといふ考へ方に立つております。そうしますと、当然交付税法第六條の第三項の規定に基づきまして、地方行政財政制度の改正を行ふかあるいは交付税率の変更を行ふかという必要が出てまいります。

そこで、今日の時点におきまして交付税率の変更、これは地方の立場からは望ましい、ぜひそうあつてほしいという気持ちでありますけれども、今日の国、地方を通ずる財政状況のもとで国と地方の財源配分の割合を変更することは到底できない事情にあることもまた否定できないわけであり

ます。そこで、残る道は地方行政財政制度の改正を行うということになります。行政制度の改正については、これは各省庁にわたる非常に幅広い問題でありますので、当面財政制度の改正ということが必要になってまいります。

私も、今回御審議をお願いしております交付税法の改正におきまして附則第三條を新たに改正しておりますが、この附則第三條の規定は、交付税法第六條の第三項にいう地方財政制度の改正と、このように理解いたしていただいております。

○安田委員 例へば今度の場合に、先般も私は地方債と交付税との増額の案分についてお聞きしたわけ、私たちの方では、それは起債の方から先に計算したんじゃないかということを実は質問したわけでありまして、今度の場合でも、交付税の比率というものは、地方債の方が七九・八%、約八〇%、従前の場合は、五十八年は当初で四四・三%、五十七年は補正したところで四三・一の地方債の増額。地方債の増額が非常に大きくなつていく、地方交付税の増額が従前の半分に抑えられていく、こういう事態になつていくわけですが、従来自治省が心がけておられた財政対策債と交付税増額とのバランスという点が崩れてきてしまつた。これ自身が非常に異常ではないだろうか。

どうしてそういう異常を健全財政と言われる皆さん方があえて今度の場合とつたんだらうか。それはまさに事の発端は、大蔵省の方から、歳出を削減するために、地方交付税特別会計から借りた今までの借金の利子約七千億円余、これを地方に肩がわりしろ、こういう要求が出たことからはじまつたことじゃないだらうか。だから、大臣が当初おつしやつたように、まあ妥協だが、こちらの思つておつたところから取つたこともあり、向こうから取られたということはおつしやられなかつたんですが、まあまあ取られたことがあるという意味なんでしょう、妥協だというお話がありました。が、何かそこにすつきりしないものが出てきたと私は思うのです。

そういう点で私は、大蔵省の方が一般歳出抑制の名目的な効果というものを今度の場合ばかりとつていつてしまつて、こちらの方は逆に今度元金、利子ともに二分の一負担というのがきつちり路線を引かれてしまつた、こういうことになつてまいります。特に、今度このような地方債と地方交付税増額とのバランスが崩れたということになりますと、これからの将来、先ほど大臣も地方財政の見通しはなかなかつけないと言つて、仮にも景気が順調に上がつて、そして大蔵当局やその他考えられるように収収もぐんと上がつてくれば、それでいいですが、万が一そうじゃなくして、どこかでそれが狂つて、そして地方の財源が仮にかつた場合に、さて今のように特例加算で国の方から一兆円も一兆五千億円も貸し付けることができるのだから、こういうことになりまして、私は、さてそういうことは不可能なんじゃないだらうか、当然この地方債を増発することになるんじゃないだらうか、こういうことを極端な話ですが考えるわけですが。

そういう点で私は、制度改正という以上は、やはりそこには、地方自治をあるいは地方財政を、ともにどちらかでもいじろあるいは税率改正しようというところをこの第六條の第三項に述べて

いるわけですから、今度のような措置は制度改正には当たらない。制度改正ということは、財政がバランスをとれるように、赤字はまあまあ出ないようになるんじゃないかということが現時点で見渡されるようにするのが制度改正になつてくるんじゃないだらうか、これは制度改正に当たらないんじゃないだらうか、こう思うのですけれども、どうでしょう。

○石原政府委員 ただいまのお尋ねは、大きく言いますと二点になると思ひます。

一つは、財源不足額一兆五千億円の補てん措置の仕方といたしまして、いわゆる財源対策債、建設地方債の活用部分が多過ぎるじゃないか、交付税の特例措置部分が少な過ぎるじゃないか、こういうお尋ねかと思ひます。

従来から、正確に言いますと昭和五十年の補正からでございますが、年度当初としては五十一年度以降今日まで、五十七年度の当初を除きまして毎年度地方財源の不足が生じております。そしてその不足については、基本的には地方債の活用と交付税の特例増額でこれを補てんしてきています、こういうパターンが定着してきていたわけですが、そのときの財源措置の仕方としては、財源不足額をあらかじめ地方債部分と交付税部分に一定の割合で分けて措置するというやり方ではなくて、従来からのやり方は、その財源不足に対する補てん措置を考へる場合に、まず建設地方債の活用がどの程度まで可能かという議論をいたしました。そしてこれには、公共事業の地方負担額に対する起債充当率の引き上げで対応しておりますが、おのづから限度があるわけですが、公共事業の地方負担額のトータルが決まつておりますから、一〇〇%以上にはなりやうがない。そこで、その公共事業等の地方負担額に対する建設地方債の充当率を可能な限り引き上げる、そうしてなお足りない部分については交付税の特例措置で対応する、こういうやり方をこれまでしてきています。その際に、地方債の充当率をどこまで引き上げ

るかという点について、実は私どもも大蔵省当局とでは意見が常に対立いたしております。大蔵省当局の言ひ分は、国の方は御案内のように公共事業を初めとしていわゆる建設事業については一〇〇%建設国債を充当してきております。それでも足りないために特例公債を出しているわけですが、少なくとも建設事業については国の場合には一〇〇%建設国債を充当しているわけでありまして、地方財政対策を立てる場合に、少なくとも公共事業については一〇〇%地方債充当でいいではないか、こういう主張をされるわけですが、私どもはこれに対して、マクロで一〇〇%といつても、地方公共団体は県から小さな町村まであるわけでありましていろいろ事情がある、対応の仕方にいろいろバラエティーがある、ですから、建設地方債を活用するとしても一〇〇%充当は難しい、困るといふことで、昭和五十一年度当時は財政状況も非常に厳しかったといふことで、御案内のように建設地方債の充当率を九五%まで引き上げて、そうして、なお足りない部分を交付税特別会計の借り入れによつて基本的に補てんする、こういう方法をとつたわけでありまして。

その後、私どもは、基本的にはこの建設地方債の活用、いわゆる財源対策債も事情が許すならば少しでも充当率を引き下げたい、地方債への依存度を低めるために、財政の健全性を高めるために活用はしますけれども、その充当率は少しでも引き下げたいという気持ちを常に持つております。しかし、地方財源不足額が非常に大きいときには、現実問題として国の方の特例措置への対応の限度というのがありますから、残念ながら九五%まで充当率を引き上げるを得なかつた時代が多かつたわけでありまして、さらに、五十一年度のように入、それでも足りなくて、地方交付税の包括算入を全部起債に振りかへたといふようなことまでやつたことがありますけれども、その方は、その後は私どもはお断りしてやつておりません。最近では、財源不足が生じた場合には、公共事業等の地方負担に対する建設地方債の活用をす

と続いているわけでありませうけれども、その充当率は、財源不足額のトータルが小さくなった場合には極力引き下げるという努力をしております。例えば昭和五十六年度の場合には、その充当率を六〇％まで引き下げたわけでありませう。

そういった意味で、五十九年度の場合、財源不足額の総額が五十八年度の半分以上になったわけですから、理想からいえば、この際建設地方債の特例をやめて、すべて交付税の特例措置でいった方が地方財政の立場からすれば望ましいということになるのであります。

しかし、これについては、当然国庫当局の方は、国の財政は当時よりもっと厳しくなっているのだから、交付税の特例措置と言われてもそれは現実問題として対応できない、したがって、五十九年度の場合も従来と同様に建設地方債の対応で、具体的には充当率を、五十八年度が九〇％であったわけですが、できればもっと上げられないか、かつては九五まで上げたことがあるのだから、そういうことができないかという主張もありました。しかし私どもは、財源不足額が減っているわけですから、充当率を上げるということとはとんでもない、前年度の同率も困るということで、種々折衝をいたしまして、大臣からも申し上げましたように、結局、限られた財源の枠内での論争でありますから、私どもは、最終的にはこの充当率を前年度よりも五％引き下げる、すなわち八五％にするということで同意したわけでありませう。

そうして、建設地方債の活用部分が決まりました。残余について交付税の特例措置を講ずることになりましたわけです。

そうして、その特例措置につきましては、先ほど大臣からも申し上げましたように、これまでは交付税特会の借入金で上積みしたわけでありませうが、このような措置を五十年以降続けた結果、十一兆五千二百九十九億円の借金残高になった。こういうことを続けた場合には、これは国にとっても大変な問題ですが、地方財政にとってもその半分は返さなければいけないわけですから大変な

負担になりますし、何よりも利子負担が現実問題として大変なことになるということを種々勘案いたしまして、借り入れによる特例措置の方式は五十八年度限りでおしまいにし、五十九年度以降は、いわば一般会計の枠内で必要な特例措置を講ずるという新たな方式に移行することを決めたわけでありませう。その新しい方式が、先ほど御答弁申し上げましたように、御提案申し上げております地方交付税法附則第三条の規定でございますが、私どもは、これによって今後必要な交付税の額を確保していく、そういう新しいシステム、このように理解しているところでございます。

○安田委員 時間が参りましたので、この方は地方交付税法の法律案審議のときに続きをやるというふうにしよう。

それで、大臣おられるときに一つだけ聞いて、これで終わります。

大臣、本会議で、交付税特別会計に国税収納金整理資金から直入という問題について、大臣は、地方財政のことを研究しまして、検討したい。大臣は検討されるとおっしゃったから、私は本当に検討されるのだと思うのですが、そこら辺、大臣の思いをちょっと聞いておきます。

○田川国務大臣 直入の問題につきましては、地方制度調査会の答申にもございませうし、また、私どもの新自由クラブの委員が皆さん方ともいろいろお話をされておたように聞いております。

地方交付税が地方の自主財源であるということをはっきりさせる意味では、こういうことはやはり検討すべき問題ではないかというふうに思っています。これは将来ももっと真剣に検討を続けていくべき問題である、このように考えております。

○安田委員 終わります。

○大石委員長 午後一時に再開することとし、この際、休憩いたします。

正午休憩

午後一時五分開議

○大石委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を続行いたします。細谷治嘉君。

○細谷(治)委員 最初に、大臣の所信に関連しまして。

さんで、二十二日の補正予算の総括質問の際に、加藤委員の質問に関連して、大蔵省が五十九年度予算に関連して中期試算というものをいろいろな仮定を置きながら発表しておりますが、これに関連して大臣は、地方財政についても中期試算をぜひつくりたい、望ましい、こういうお答えがありました。その作業をしているのか、していかるとすればいつごろそれができ上がるのか、まずそれをお伺いしておきたいと思っております。

○石原政府委員 中期試算の作業の前提となります五十九年度の地方財政計画が最終的に確定いたしましたので、これをベースにしているいろいろな角度から検討を始めております。

その際、大臣からも御答弁申し上げましたように、国の中期試算は、いわゆる後年度の歳出については各省庁がそれぞれ所管の歳出項目につきまして後年度の支出見込みを積み上げております。そういう形での地方歳出の積み上げというのは、率直に申し上げて非常に難しい問題が出てまいります。公共事業、その他補助事業等については、各省庁の補助金の明細がわかればその地方負担額を足すことによって計算ができるのですけれども、一番の問題は、地方の単独系統の支出をどのようにするかという点で、各三千三百団体の歳出を積み上げるということでは事実上不可能であります。また、団体によっては後年度の支出予定額を全然決めてないところが多いわけでありませうから、そういう厳密な意味での国の中期試算と同じ形で地方財政の中期試算というのは、私は技術的には難しいと思っております。

そこで、そうでなしに、一定の前提を置いたマクロの後年度の推計とでも申しませうか、そういうものであるならば技術的には可能であろう

と思っております。しかし、その場合にもいろいろ問題が考えられますので、どういった前提でどういった計算をするのが最も妥当なのか、そういうことも含めて現在検討を開始しております。したがって、いつ幾日まで外部に発表できるような状態にまとめ上げられるかについては本日御答弁できないのでありますけれども、いろいろ検討しまして何とかまとめた、このように考えております。

○田川国務大臣 今局長が申しましたように、難しい面も随分あると思うのです。しかし、私は予算委員会で加藤議員の御意見を聞きまして、ぜひとは言いませんでしたが、大変有益なお話でございましたので、考えていかなければならぬじゃないかということをお願いしたわけでございます。まず、事務局には私からまだ指示はしていませんが、事務局にはあつちを私からしたものでありますから、事務局も真剣に考えていくと私は思っております。

○細谷(治)委員 今の大臣のお答えよりも予算委員会の大蔵省の答弁というのはいささか意欲的であった。積極的にあった。私は傍聴して居ましたから、まさか後退したわけじゃないでしょうね。

私が心配するのは、かつて毎年のように中期試算というのが大蔵省の手で予算に関連して出てまいりました。地方交付税と地方財政計画を審議する際に、それに追隨して地方財政の収支試算というものが出てきておたものです。それが何年ですか、昭和五十四年から五十五年ごろから地方財政の中期試算を発表しなくなったのです。大蔵省は毎年やっていますよ。なぜですか。いままでずっと大蔵省が出したその枠内において地方財政の試算を出してきたのが、その段階でできなくなったのです。それは仕事をやっても意味がないという意味でやめたのか、あるいは何かほかの理由があるのですか、お尋ねいたします。

○石原政府委員 昭和五十六年度の国の地方財政収支試算のときから地方財政の収支試算は出して

おりません。そのときにも御答弁申し上げましたが、五十六年の国の財政収支試算からは内容が異なります。それまでのマクロ推計から後年度の支出予定額の積み上げ方式に変わったわけであり、その積み上げ方式と、厳密な意味で国と同じ手法で地方財政の収支試算を計算するということは事実上不可能に近いという事情がありまして、地方財政については収支試算を提出することを断念したわけでございます。まあそういう技術的な事情があったということ。

それからもう一つ、当時、それまでの方式のようなマクロの推計方式でなら出せるのではないかと議論があったのですが、私もいろいろ集めたデータ、国の方のいろいろな前提と地方団体の現実の収支見通しなどを突き合わせてみると、非常な違いがあるという事情もありまして、あの時点で地方財政収支試算を出すのがかえって地方団体をミスリードする危険もあるのではないかと、主として技術的な理由でありましたけれども、収支試算の作成を断念したという経緯がございます。

○細谷(治)委員 少しくどくなりましても、いま財政局長は、積み上げということになりますと、地方の単独事業というのがどの程度になるのかその積み上げは容易ならぬことだ、あるいは五十六年に大蔵省がそう変わったという形で——私の記憶では当時たしか持永財政課長だったのですが、どうしてできないのかということになりますと、もはや大蔵省が発表した中期試算の枠内では地方財政の中期試算というのはできないのです、大きな壁があるのです、その壁をどうするかということが問題であって、その問題の解決なしには中期試算はできない、こういうふうに私は承っております。これは私の承り方が間違いでしょいか、どうでしょうか。

○石原政府委員 当時財政課長がどういう意味で壁という言葉を使ったのか私も正確に承知しておりませんが、恐らく、ただいま私が申し上げましたように、収支の見積もりなどについて国

の試算の数値と私も各地方の人たちから聞いている傾向とかなり違いがある。そうした場合に、私も政府内部の一員として将来の推計を行う場合に、省によって違う前提を置いて違う推計をするというのではできないわけでありまして、経済見通しその他同じでありまして、同じベースに立って収支見通しを算出するわけでありまして、その時点での我々のいろいろな分析データからして、単純に国の将来推計の数値に準拠して地方の歳入推計を行うことが本当の意味の地方財政の姿を示すことになるのかどうかについて自信が持てなかつたというように事情があったわけですね。

それから、自治省は自治省独自の立場で将来推計をして計算をするというところは、まさに政府内部で違う見方をするということも出すわけにいきませんから、そういう意味でできない。そのことを壁があるというふうに財政課長は言ったのではないかと想像するわけでありましても、いざいざにしても、あの五十六年当時国会でも経済成長率の見通しとか収支見通しについて大御議論があったわけですが、私も、私もその辺にいろいろ検討したわけですが、どうもその辺にいろいろ一つ自信が持てなかつたという事情もあるわけでありまして。

○細谷(治)委員 私も、それよりも深刻になってまいっております。今日の状況からいって、あの大蔵省が示した一％、三％、五％などといういろいろなあれ、こうなるとどういふ赤字ですという、あれでは一体財政再建というのはできるのかできないのか、あれは何も数字的に語っておられない、こう見ておられるわけです。その枠内で地方財政試算なんつくつていて、これまたくたびれもうけだ、こう私は思います。

そこで大臣、私は思うのですが、同じ政府で、省庁によって違った前提で試算をするということでは、これは公表することはいかがか。これはできないでしょう。できないんです。しかし、少なくとも大蔵省が示した中期試算ではとてもじゃな

いが財政の再建なんというのはおぼつかないんだ、こういう点とこういう点とこういう点が問題があるという問題点を指摘しながら、このままで行ってしましますとこへ行ってしまいますよ、どこへ行くかわかりませんよということもある程度中期的に展望した試算というのはやはり必要があると思うのです。全く違つておれはこう行くだということとは言えないにしても、問題点を明らかにする、壁はここにあるんだ、解決すべき点はここだということを裏押ししながら、地方財政の中期の展望はこうあるべきだということを示す必要があると思うのです。

その意味において私は、大臣の言うようにこれに積極的に取り組んで、そしてできるならば地方財政計画と交付税を審議するこの委員会が始まるまでに、言つてみますと恐らく三月末から四月早々というところになるんじゃないかと思ひますけれども、それまでに提出していただけたらどうか、お答えいただきたい。

○石原政府委員 私どもは作業を今続けておりまして、その作業の過程でまたいろいろな問題も出てまいりますので、この場で確約というわけにいかないのですけれども、もし提出する、御審議の参考になるようなものをお出しするということができれば、私はその目標は交付税法の御審議をいただくときまでというつもりでございまして、そういうことを頭に置きながら作業を進めさせております。

○細谷(治)委員 大臣、これは財政局長の問題よりも大臣がその腹であるかどうかということが大切ですね。

○田川國務大臣 加藤議員の質問に私が答えました趣旨も、今細谷さん言われたような考え方で私に答弁したつもりでございまして、四月まででできるかどうかわかりませんが、私はそういうことはぜひやるべきではないかというふうに考えております。

○細谷(治)委員 これは自治大臣の問題でもありま

局長の問題だけでもありません。ここにおける地方行政委員会全体の問題でありますから、交付税、その法律に基づく地方財政計画と一緒に審議しなければならぬ。どこに問題があるのか、こういう点をきちんとする意味において、私は強く要望すると同時に期待しているわけでありまして、大臣、もうちょっと前向きな答弁をしていただきたいと思います。

○田川國務大臣 私がやれと言つたつて事務当局がやらなければならぬことではない、私は、私自身はできるだけ御趣旨に沿うように督促していくつもりでございます。

○細谷(治)委員 大臣答弁らしくないですよ。おれはやるうと思つても部下がやらなければしょうがない。そんなことはないですよ、大臣。まあしかし、大臣の熱意のほど、そうして石原局長も、できるならばそれに間に合はしたい、こういう言葉もありましたから、この点はその辺を強く要望して、次に移らせていただきたいと思います。

そこで、この委員会におけるせんだったの所信表明の中にこういうくだりがあるわけですよ。「国、地方を通じ簡素で効率的な行政を実現するとともに、国民に身近な行政は、地方公共団体が自主的、自律的に処理することのできる体制を強化し、地方分権を一層推進することが必要である」と考えております。文字どおり、ざばりこのとおりだと私は思うのです。そこで、自主的、自律的に処理することのできる体制を強化する、そして地方分権を一層推進する、こういうことで若干原則というか、抽象的といえますか述べておりますけれども、これについて、どういふことが具体的な体制なのか、分権を進める分権体制なのか、これをひとつざばり大臣からも一度お答えいただきたい。

○田川國務大臣 具体的にになりますかどうかわかりませんが、既に言われておりますように、一つは、国と地方公共団体との間の事務権限の再配分を行つて地方公共団体の事務や権限を拡大していくということ、それから国の関与とか必

置規制を廃止、縮小すること、それから国の出先機関をできるだけ整理縮小していくということ、それから機関委任事務の整理合理化を行う、さらに地方団体の財政基盤を確立して財政面で自律性、自主性を高めていくこと、それからさらに国庫補助金などの整理合理化を行っていくということ、こういうことを含めたことである、このように申し上げたつもりでございます。

○細谷(治)委員 私も国会へ出てきて大体二十年を超すわけですが、そのときから、国と地方との関係といった場合には、まず国と地方との責任分野を明らかにする、行政事務の再配分をする、それにのっとった税財源の配分をする、これが十年一日のごとく言われてまいりました。今、田川自治大臣から同じような言葉を聞きました。なるほどそれは一つの話でしょう。受け持ちの仕事はどのくらいあるのか、仕事にのっとった、ふさわしいような金の裏づけをする、これは常識論。十年一日のごとく何も進まないのですよ。最近、これはもう事務にのっとったその上で財源の配分と言ったって、これは百年河清を待つに等しい。

現に土光臨調の答申によりますと、一万件に近い許認可事務、その一割程度をひとつ二年間で処理したらどうか、これが答申の中身でしょう。機関委任事務、これすらも、言ってみますと機関委任事務の併結と言われる省庁が頑張っておて動かせません。この間、九月の国会でやりましたけれども、余り進んでいないですよ。恐らく、機関委任だけでまだ五百を超えているでしょう。こういう実態でありますから、私は、あの土光臨調の答申、これも百年河清を待つに等しいような感じがするわけです。

マクロ的にはつきりしていることは、この間の本会議でも言っておりましたように、税金は七、三だ、国が七取って地方は三。使う方はどうかといひますと逆なんだ。これだけはつきりしているのですから、もう素人じゃないのですから、税財源の配分を、当たらずといえども遠からずということとは国と地方との間でできると思うのですよ。

そういう基本的な考えに立つべきではないか。

残念ながら、先ほどの自治大臣の言葉で、中央集権は余り進んでおらぬと思うという大臣の認識が問題ですけれども、これは大臣、その認識を改めて、車の両輪とおっしゃるならば、車の両輪らしくやはりその裏づけとしての税財源の配分ということをすべきだと私は思うのですが、いかがですか。

○田川自治大臣 先ほど申し上げましたことは、細谷さんも御指摘のように、私ももう十数年間いろいろ聞いておりますが、今御指摘のような自主財源を地方はもつと持たなければならぬようにしていくということ、これは当然なことではございまして、そういうようなことにつきましては、今後私も一生懸命努力してまいりたいと思っております。

○細谷(治)委員 一生懸命努力してまいりたいとお言葉をいただきましたまして、まことにありがたい話であります。

それでは、今、国会で審議しておる五十九年度の政府の予算あるいは地方財政計画、こういうものを見てみますと、どうも前例のない一兆二、三千億の増税をした反面では、それと同等あるいはそれ以上の増税をやつてのけよう。しかも、先ほど来質問にもありました地方財政計画の中を見ますと、この間の本会議でも議論が出ておりました五百九十二億、市町村の場合にはマイナス九百四十八億、トータルいたしますと、地方税としてはマイナス三百五十六億であります。国の税はそうじゃないのです。減収する分はちゃんと補つて余りがある、つりが来るのです。何だつて地方は、しかも財政力の弱い市町村の方には九百億円を超える減収を伴うような改正というものを、唯々諸々と——唯々諸々じゃないでしよう、苦勞したのだけれども、ということになったのだ。大臣、やはり言葉だけがあつたという批判を免れないと思うのですが、いかがですか。

○田川自治大臣 細谷さんの御指摘の点は、国の

予算を組む全体の骨格ができるのはかなり前であるというところはよく御承知のとおりですね。ですから、実際に私どもがこの衝に当たりましたときにはもうある程度の骨格ができておりますから、それを大幅に動かすというのは、私は十二月の末に閣内へ入って、そしてすぐそういうことをできるというところは、なかなかそう簡単にはいかないのだ、そういう意味で、私は今これから努力していかなくやならぬということを申し上げたわけでございます。

○細谷(治)委員 まことにこれは失礼な話ですけれども、大臣は総選挙後に閣僚の一員になつたわけであつたからその責任は重いのだ……(田川自治大臣「いや、そういう意味じゃない」と呼ぶ) そういう意味じゃないにしても、これはおれの知らぬことだ、あるいはおれの手の届かぬことだという言葉は、やはり言うべきじゃないと私は思うのです。

その意味において、今度の税制改正というのは、ずばり言いますと大衆的なところから税金を取れということですよ。課税税率の最低限を上げる、上の方は下げる、こういうふうなやり方、あるいは大臣は反対したとおっしゃるけれども、自動車運転免許税なども取り上げるとか、いろいろ出ておりました、随分これは国民大衆については重みを、大きな金を持つておる財界なり大金持ちに対しては割合に優遇措置を、そういう性格の税制だと私は見ておるわけでありまして。大臣は、とにかくその前に急行列車は走り始めておつたからいかんともしがたかつた、それは認めますけれども、それだけでは大臣の責任は果たせない、こう思うのです。

そこでお尋ねいたしますが、今度の税制改正、暮れに総選挙がありまして、そして本場に固まつ

ていったのは政府税調、その実質的な背景というのは自民党税調、与党の税調、こういうものが動いていった。それに対して自治省は、減税をするならばこういう税財源を確保してもらわなければ地方財政はやっていけぬという構想に基づいて税制調査会に問題を持ち込んだと思ふのです。その持ち込んだ内容をひとつ御説明いただきたいと思ひます。詳しくなくていい、税目とトータル大体どのくらいの額か。

○閣内政府委員 税制改正の論議が始まりました段階で、私どももいたしましたのは、地方財政が大変厳しい状況でございますから、減税をいたしますためにはその財源についてきちんと確保措置をとっていく必要がある、そういう考え方で御議論をいただいたわけでございます。

議論はあくまでも内部の議論でございますから、いろいろな問題について幅広く御検討をいただいたわけでございます。その間におきましてはいろいろの税目についての御議論をいただいたわけでございます。これとこれとこれだけについて御議論を限つていただいたというものはないわけでございますし、それから、それによつて得られる財源がこれだけになりますというものをトータルしたような形で御提出したこともないわけでございます。

○細谷(治)委員 トータルしたこともない。しかし新聞等で発表されたところを見ますと、自治省の考へておるのは、法人住民税均等割とおおよそ千五百億、医師の社会保険診療報酬に対する事業税の非課税措置の撤廃、これでおおよそ五百二十億、自動車、軽自動車税の引き上げで千三百七十億、公社に対する納付金で約五百八十億、自動車運転免許税千八百億、合計いたしますと五千七百七十億の地方税収を期待しつづつ税制調査会に問題を持ち込んだことは間違いないですね。そうでないと新聞がうそを言っていることになりまふ。

○閣内政府委員 いま御指摘をいただきましたような各税目につきましていろいろ試算はするわけ

でございますが、一定の前提を置きまして、何%ぐらい上げればこのくらいの税収があります、そういう説明はしたことはございますけれども、それらのものをすべて五十九年度税制改正において一挙にやっていたら、その結果、先生御指摘の五千何百の額を増額してください、増収措置をとっていただきたい、こういった説明はいたしておりません。それぞれ個別の問題について説明をして御審議をお願いしたということでございます。

○細谷(治)委員 そうは言っても新聞にそう出ているので……

一橋大学の石教授は今度の政府税調に対する批判を新聞に書いています。批判というより所感だな。この人は地方制度調査会の委員でもある。どう言っているかというと、「減税と増税をセットにしたことについては、基本的にはやむを得ないと思う。」これは石教授は認めておられます。「しかし、具体的なやり方、とくに増税のやり方は非常にまずい。酷評すれば、税制改革へのビジョンもデザインも全くない」といっていい税制改正だ。「増税のやり方について私が批判的なのは、まず、大蔵、自治両省が減税規模を大きく上回る増税メニューを出して、その次が重要ですよ、大学教授が言葉で言うのですから。「バナナのたき売りのようなことをしたのだ。」一橋大学の石教授、上品な大学教授ですよ。「酒税、物品税などは、それぞれの品目に政治的な圧力団体がついている。今回のやり方は、圧力団体に腕力の強さを競わせ、力の弱いところ、つまり、取りやすところから取る、という発想だ。」と、石教授は一月十八日の新聞に所感を発表しておられます。大臣、ごらんになりましたか。これは、石教授は偏見ですか。どう思いますか。

○田川国務大臣 その先生の所感は見ませんでしたけれども、細谷さんからこういう御質問があるということは聞きましてその趣旨だけは聞いております。先生の所感を読んでもありません。

○細谷(治)委員 きのう私の質問をとりに来たか

ら、石教授がそう酷評していると言ったのが大臣の耳に入ったのでしょうか。あなたはそれを聞いて、石教授の意見はもつともだと思ったのか、何言っただい、こう思ったのですか、どちらですか。

○田川国務大臣 これは、従来の税制を検討するときのやり方というのはいく度見直していかなきやならぬじゃないかという感じを受けましたし、それから、御指摘の先生のお話が全然間違っているとは思っておりません。なかなかいいところをついているなという感じを受けました。

○細谷(治)委員 今度の税制改正を通じての石教授の意見——石教授は我々と違いますよ。増税、減税同時にやるのはやむを得ないという前提意識を持ちながら、それにしてもやり方、内容が問題があるぞというのを強く指摘しておるわけであって、私は石教授の意見はまさしく重要な意見だと評価せざるを得ないと思う。

そこに関連して、大臣が自動車運転免許税についてはちよつと反対だ、こう言ったとか言わぬとかいううわさがあります。その前に、国家公安委員長であるあなたの配下である警察庁はどうも運転者と仲がいい、仲よしクラブで交通がうまくいっているのに税を取るのはいけしからぬと言って反対したと新聞に書いてありました。どの程度やったかは別です。

そういううわさがありましたということを伝えて、しかしそれにしてもこのあなた方が上げたもので法人住民税の均等割、これはもう今度の減税の補てんの有力な財源ですよ。もう一つは自動車と軽自動車税の引き上げだ。納付金は実現していない。

ところが、税制調査会でもかなり強い意見として答申の中にもきちんと書いてあることは何かとあります。医師の社会保険診療報酬の事業税の非課税はやるべきである。少なくとも当面は、五十二年か五十三年に医師の社会保険診療報酬に対する所得税についての不公平税制の是正をした、それとのバランスにおいてこの事業税は手直

しをすべきだということを税調答申の中にきちんと書いてありますよ。そこまで税調が原則的に賛成しているわけですから、この辺は大臣、不公平税制を直すことはまさしく精力的にやる、こうおっしゃっているのですから、もつと頑張るべきじゃないかという感じがします。

不公平税制の最たるものだということが、あなたの省の「地方税」という雑誌がありますが、その「地方税」の巻頭言に担当者が、二重三重の不公平だ、こう指摘して書いてありますよ。そういうことですから、これはやはりあそこまで税調に説得をし、事態をのみ込ませ、そして所得税とのバランスをとる意味においてもこれは手直さなければいけません。金額にして約五百億円です。事業税は府県税でありますけれども、府県税の方は今度の税制改正ではマイナスになっていない、マイナスの方は九百億円が市町村だから、市町村の方は弱いからほっておけ、こういうことだったかもしれないけれども、これはやはり問題だと思ふのです。これは大臣いかがですか。

○閣内府委員 事業税における社会保険診療報酬の特別な扱いにつきましては、もう長い間の懸案でございますし、私どもも租税特別措置の整理合理化の第一に着手すべき項目であるという考え方に基きまして、各方面に説明もし、私どもの意向を明らかにしながら、そういう方向での税制改正をお願いしてきたところでございます。

しかし、やはり審議の過程におきましては、社会保険診療報酬の公益的な性格という問題につきまして、特に診療報酬の定め方との兼ね合いの問題、診療報酬の中に明示的に事業税が経費項目として入っていない、そういったような議論もござ

いますし、それから事業税の中におきまして、はかにいろいろな非課税規定がございますが、それらとのバランスをどうするかといったような議論がいろいろの方面から出てまいりました。

結局、議論の終末といたしましては、なお結論を得るに至らなかったということで、ことしの五十九年度の税制改正にはのせていただくことが

できなかったということでございます。私どもとしては、引き続きこの問題につきましては、特例の、少なくとも政府税調で示されておりますように、所得税での五十四年の改正後の取り扱いと同じ程度のものにはできるだけ早い機会に持っていきたいということで努力をしていきたいと考えております。

○細谷(治)委員 「地方税」というあなたのところで推進しておる雑誌の巻頭言に担当の課長が書いたこともあるくらいのことですから、あなたが「おっしゃるようによろしくやっていたらいい」という。大体において、助産婦さんから事業税を取って、お医者さんから事業税を取らぬというの、またおかしい話ですよ。しかも昭和二十八年以来です。これは政府の方では課税するよう提案しておいたのを、国会の方では非課税に手直したのですよ。しかしそれから何年になりますか。それから所得税は手直したのですから、やっぱり手直しすべきです。

もう一つこれに関連して、これはまた余り言うとかぬわけですが、事業税にもいろいろありまして、いろいろ調べてみますと、報道関係の新聞を運搬している車もこれは税がつかぬですよ。かなり広範囲にマスコミという名のものにおいてこれは税がつかぬ。私は、やはりマスコミというのは大衆の重要な血ですから、それからしやにむに税を取らなければいかぬなんて言っているのじゃないのですよ。直接使わぬでも、新聞を配達するその運ぶやつまで、あるいは雑誌を運ぶやつまで、余りにも広範に便乗があるのではないかと。この辺は洗ってきちんとすべきではないか。

やはりいただくものはいただく。税というのは国民の義務ですからね。そういう意味において、不公平税制の一つとして対応すべきではないか、こう思います。いかがですか。

○田川国務大臣 医師の税制における非課税措置に対する御意見ですが、私はこういうふうに見ているのです。やはり他の事業に対する一つのバランスでなかなかこういうことが進まないの

できないかということでございます。私どもとしては、引き続きこの問題につきましては、特例の、少なくとも政府税調で示されておりますように、所得税での五十四年の改正後の取り扱いと同じ程度のものにはできるだけ早い機会に持っていきたいということで努力をしていきたいと考えております。

○細谷(治)委員 「地方税」というあなたのところで推進しておる雑誌の巻頭言に担当の課長が書いたこともあるくらいのことですから、あなたが「おっしゃるようによろしくやっていたらいい」という。大体において、助産婦さんから事業税を取って、お医者さんから事業税を取らぬというの、またおかしい話ですよ。しかも昭和二十八年以来です。これは政府の方では課税するよう提案しておいたのを、国会の方では非課税に手直したのですよ。しかしそれから何年になりますか。それから所得税は手直したのですから、やっぱり手直しすべきです。

もう一つこれに関連して、これはまた余り言うとかぬわけですが、事業税にもいろいろありまして、いろいろ調べてみますと、報道関係の新聞を運搬している車もこれは税がつかぬですよ。かなり広範囲にマスコミという名のものにおいてこれは税がつかぬ。私は、やはりマスコミというのは大衆の重要な血ですから、それからしやにむに税を取らなければいかぬなんて言っているのじゃないのですよ。直接使わぬでも、新聞を配達するその運ぶやつまで、あるいは雑誌を運ぶやつまで、余りにも広範に便乗があるのではないかと。この辺は洗ってきちんとすべきではないか。

ではないかと思うのです。その一番典型的な問題は、新聞、出版、テレビ、こういうものに手をつけないのです。ここから医師の事業税なんかもなかなか進んでこないわけです。これはむしろ国会の皆さん方にも御協力を得なければならぬ。

私は、新聞、出版などの非課税措置というのは、たしか昭和二十六年ぐらいから二十九年ぐらいまでの中で議員立法で非課税措置がとられたというふう聞いております。当時と今とは社会状況は随分違いますし、新聞は公益事業だということとで非課税措置になったのです。それからもう三十年近くたって、新聞だけを見ても、今、新聞の競争というのはいまや競争と言われるくらいに、いまだに新聞は競争をやっている。もう立派な一つの事業税を払わなければならない企業形態になっているのです。テレビなんかもつとひいのです。今、民間のテレビにお勧めになっている方の給与なんていうのは、一般の企業に勤めている方の給与よりずっと高い。ボーナスも同じです。そういうものが非課税になって事業税を免ぜられているわけです。

この間予算委員会でも、いかかわしい雑誌が例に出されて、こんなものを子供に見せていいのかどうかというところで問題になりました。その雑誌の出版社なども事業税を免除されているわけです。こういうことを直さないから医師の問題だって直せなくなってきたというのが実情じゃないかと思うのです。

それで、医師の税制だけは割合に新聞に出るけれども、新聞や出版やテレビの問題は、ここにも報道関係があるけれども、記事を出すかどうかかわらないですよ。これをもつと新聞の第一線の皆さん方は——私どもと同じなんですよ。新聞記者と話すとき、全くそうだということを言うのです。ただ問題は、経営者がやはり経営上困るから事業税は困るというふうになって今日まで来ているわけです。私は、この新聞、出版、テレビに対する事業税の非課税措置というのを直さない限り、不公平税制なんというのはなかなか手をつけられない

と思う。ですから、不公平税制に手をつけるのは、まず新聞、出版、テレビ、これから不公平税制を正していくことが必要であるというふうに私は信じているわけです。

私はまだ担当の大臣になってから二カ月ですけれども、余りいろいろなことはできませんが、地方税制の面ではこれだけをひとつ重点的に取り組んでやっていくというつもりで、私は相当強い決意を持っておりまして、そういうことをきょうこの委員会ですべての傍聴の新聞記者諸君もひとつ書いていただきたい。国民の皆さんは知らないですよ。新聞やテレビが事業税を免除されているというのをご存知ないですよ。それは一般に報道されないのです。今までもいろいろな面でこの事業税の問題が討議されているのです。(大臣は評論家じゃないんだよ。ちゃんと実行できるようなことを答える)と呼ぶ者あり)だから、それを、実行できるといつたってまだ二カ月しかたっていないのですから、そう簡単にできっこないですよ。

それはやはり国会の政治家が新聞や出版やその他の報道機関に対してもっと毅然たる措置をとっていかねば、新聞や出版が言ったことに對して反発できないというところ、今日こういう問題が長引いてきているわけです。ですから、多少報道にたたかれようと、やはり正しい主張は正しく述べていくということが私は大事なことであり、ちょっと長くなりましたけれども、お答えいたします。

○細谷治委員　やはり不公平な税制に集中的にあらわれておる。ですから、これは是正がやはり財政の健全化、再建のためにもぜひ必要だと思ふ。大臣は私の考え以上にぜひこの問題を言っていたらいい。ずばり言って、私も当時のことを思い出した。税務局長が取り上げた、社会保険診療報酬についての事業税です。新聞は社説で、あれをまた今回見逃したのはいけからぬ、こゝう言っている。確かに事業税は報道関係について一言もなかったことは、それはそれだけの根拠

があつたかもしれませんが——今思い出しました。

いづれにいたしましても、そこに問題があるとするのなら、これを是正するということは税を担当する自治大臣なり税務局長の重大な、やはりきちんとして公平に解決していくことが重要なポイントだと思ふので、あえてもう一度この点を申し上げておきたいと思ふ。

そこで、次に移らせていただきますけれども、きのうかおととい予算委員会に出されました資料の中で、毎年毎年租税特別措置は整理すべきである、整理しましょう、こゝう言うてきましたけれども、予算委員会に出された資料では租税特別措置がまたぞろふえているのです。一千億円の程度、租税特別措置がふえているのです。五十九年度の租税特別措置による減収額が、見積もりますと一兆二千八百十億円だと言つておるのです。まさしくふえておるのです。そして、その中でマル優がまたぐんとふえていっているのです。

その前の二十六日のある新聞にこゝういふことが出ています。「利子配当課税大幅上げ」という記事が出ております。ちょっと読んでみますと、利子配当所得は今地方税はかかつていないのですが、新聞では「源泉分離課税を選択した利子配当所得には現在、所得税だけが課税されているが、自治省は六十年からそれに地方税である住民税も課税する方針を固めた。その骨子は①課税方式は金融機関や証券会社に届け出た住所の市町村が課税するか、金融機関や証券会社の所在地の都道府県が課税するか、いずれかの方法をとる②税率は国の源泉分離課税率が現行通り三五％なら一五％とするが、国が税率を引き上げる場合は国の税率の半分程度をメドに引き上げる」など。これにより千五百億円の税収を見込んでおり、こゝう書いてある。そして、その翌日の二十七日には、これは別の新聞であります、その辺をねらつて、地下資金の吸収をめぐる無税国債の発行を大蔵は検討する。言つてみますと、この利子配当等の問題あるいはアングラマネーと言われるものにつ

いて自治省もつばをつけようとしておる、大蔵省も必死でやっている、こゝういふふうには二十六、二十七日の新聞は書いてあります。

この新聞に書いてあることは、根拠ありますから、事実無根ですか、どうですか。

○閣根政府委員　御承知のように、総合課税に移すべくここ数年來税制改正の基本が定まっていたわけでございますけれども、そのための前提条件としてのグリーンカード制度につきまして凍結がなされております。その凍結が終つた時点でどういふことになるのかということをこれから検討しなければいけないということで、政府税調におきましてもしの夏ごろまでには何らかの結論を出したいということで審議が進められる予定になつていっているわけです。

そういう事態を踏まえまして、自治省といたしましてもいろいろと検討をいたしておりますが、しかし、基本的な自治省の物の考え方は、総合課税に移行するのであればすべて問題は基本的に解決することになったと考へられております。分離課税が行われた場合の住民税が取られていない、という矛盾の問題でございます。したがって、総合課税はもうだめなんだということになつて、仮に分離課税が従来どおり存続することになります。これは、これは地方税の立場といたしましては、どうしてもその所得に見合う住民税というものは課税できるような、そういう仕組みを考えていかなければならないと考へております。これが基本的な自治省の考え方です。したがって、そういう考え方をもとに部内的にはいろいろと検討を進めております。具体的にどういふ税制を仕組んだらいいのかということを含めていろいろ検討を進めております。

したがって、そういう検討の状況を多分新聞の方々がごらんになつてそういう記事におまつていただいたのではないかと思います。記事そのものはうちの方から発表したものではないと思ふし、まゝたまた案があるわけではございません。事実無根かどうかというお話でございますから、

その根拠にある研究なり検討なりはしている、あの記事そのものをそっくり私の方が出したものであるいは固まったような形になっているというものでないということでございます。

○細谷治委員 火のないところには煙は立たぬということがあるけれども、この記事の内容は、煙が立つよりも燃え始めていますよ。火がついていきますよ。そのくらいの記事の書き方です。これは長い間、利子配当所得、グリーンカード等をめぐっていろいろな議論がされておまして、今確かにペンディングにされているのは事実です。総合課税すべきだ、そういうことで自治省税務局がこの問題に真剣に取り組んで、まともな問題にまわすには総合課税で解決しようという姿勢はまさしく正しい、勇気あることだと思います。ひとつ頑張ってやってください。

それに関連して、これは財政局の方に飛び火しますけれども、従来、五十八年までは臨時特例交付金という名における交付税の増額措置がありましたね。これは私の記憶では、五十六年度が一億、五十七年度は、年度当初の税の水増しによって財源不足はなかったで臨時はないけれども、五十八年度は一千億、五十九年度が、どうした関係か知りませんが五百億。この辺が今度の地方財政対策の一番重要なポイントなんです。大蔵とそれから自治省、国と地方、この境界がどういうふう整理されたかというの、一番重要な問題で、これは主として大臣に質問したかったのですけれども、ちょっと時間がなくて、催促が来ているから次の機会に譲りますけれども、今私が申し上げた数字は間違いないと思います。

○石原政府委員 五十九年度の地財対策におきましては、御案内のように臨時特例交付金方式は廃止いたしました。交付税の特例措置の中でこれは吸収したいというか、そういう方式に移行したわけでありまして。

その特例措置額の将来の精算の際に、いろいろなカウントする要素としてこれまで約束しております臨時特例交付金相当額は考慮するという扱いにな

なっておりますが、ただ、いわゆる財対臨時と云われる、分離課税を選択した利子に対して住民税が課税されないという、こういう事情を考慮して財対臨時としてこれまで交付税会計に繰り入れられておりました額は、こういった経緯を踏まえて、今回の特例措置の精算要素としての、これはいわゆる従来の財対臨時見合いといいたしうか、として五百億が考慮されているということはそのとおりでございます。

○細谷治委員 時間がありませんが、私もこの大臣の所信表明を読みましたけれども、交付税特別会計による地方交付税の特例増額の原則をやめ、と書いてある。今までの五十八年度までは特例で増額しておったんだ。今度の五十九年度の措置について大臣の所信表明の字をよく見ますと、これは特例増額と書いていないのですよ。これにかえて五十九年度は法律の定めるところにより地方交付税の特例措置を講ずる、増額じゃないんです。特例措置なんですよ。特例措置と特例増額はどが違ふかと思つて詳しく見てみると、なるほどだれが書いたか知りませんが、自治大臣は用心深く、五十八年度までは特例増額、今度は特例措置でありまして、特例措置でありましてから増額もありませんが、プラス・マイナス・ゼロもあります。マイナスもある、その辺の幅を持たせて、これは所信表明でもきちんと日本語を使っているんだ、こう私は読みました。少し神経質な読み方かもしれませんが、大臣、そこまで気を配っておりますか、お答えいただけますか。

○田川國務大臣 特例措置というのはあくまで特例措置でございます。それを減額することもあれば、増額することも措置の一つでございますから、今回の措置は増額をやつていくことでございましてけれども、いろいろな面にとられるというふうに見てよろしいのじゃないかと思つてます。

○細谷治委員 大臣らしくない。歯切れが悪いですね。さっきも言ったように、何も特例をとつてい

いのですよ。それは財特債、今までは千百億円来たのが今度は五百億円で、これは特例減額ですよ、財特債は。その前に地域振興のやつも、これは行革の第一回のときの約束で、今ちょっと返つてきている。利差臨時、これだつて今まで臨時特例交付金としてやつてきた。これは特会に借り入れる、借り入れぬは別として、交付税の三二%にプラスしておつたのですよ。それは文字どおり特例増額。その特例増額を今度は特例措置と名づけて、今まで一千百億円で来ておつたものを五百億円で削つて、そしてどこからか出してきた三百億円で六十六年度と六十七年度で五百億円ずつ返させるというのが今度の措置でしよう。これは文字どおり特例措置ですよ。特例増額じゃないですよ。特例減額ですよ。それを減額と言つちやまずいのですから、特例措置としたのでしよう。しかし、これは交付税の基本的な今度の一番の問題であつて、もう時間が来ましたが、問題の点は余り特例措置でございまして、プラスしてもらつたんですとか何とかという……。それから大蔵大臣の演説、財政演説の方も物すごい。この財政措置の基本的な制度にメスを入れたために今度の予算ができたのだ。こう言つていますよ。総理大臣もこう言つておられるのですよ。これはまた後で、次の審議の際にゆつくり御質問することにして、もう時間が来まして催促されましたから、終わります。

○大石委員長 岡本富夫君。

○岡本委員 田川大臣は、今国会前は中道四党で我々と一緒にいろいろと政策を議論したり、あるいはまた御指導をいただいたり、非常に高邁な、洞察力のすばらしい方だと非常に尊敬をいたしておりました。しかし、きょうは国民の立場に立って御質問をいたしますので、若干失礼な面もあるかも知れませんが、その点はひとつ御勘弁いただきたい。

そこで、最初にお聞きしておきたいのですけれども、あなたの方とそれから自民党さんの方で政策合意された中にもありますけれども、議員定

数の不均衡は正について、まあ恐らく所管省は自治省になると思いますが、この議員定数についての考え方、取り扱い、これについてひとつお聞きしておきたいと思うのです。

○田川國務大臣 しばしば言われておりますように、衆議院の議員定数は、最高裁の判決によりまして違憲状態になってきているということでございますので、これは自治省という立場だけでなく、国会全体も、あるいは政府、内閣総理大臣も、議員定数の不均衡の是正はどうしてもやらないかなければならない、こういう姿勢を貫いていくわけでございます。私も単に自治大臣ということだけでございまして、私も単に自治大臣ということだけで、国民的な世論もかなり強くなつておりますし、次の衆議院の総選挙までにはどうしてもこれは是正していかなければならない、こういう考え方を持っております。

ただ、この問題は各党各会派、議員にとりましても政治生命にかかわる問題でございますから、こういうことを考えますと、やはりまず各党で十分意見を述べ合つて、できることなら合意をしていただきたい、こういう考え方に立つておられるわけでございます。

○岡本委員 そこで一つだけ。方向はどういうふうにお考えになつて、そして政策協定なりまた担当の自治省としての考え方、いまお話がありましたように、衆議院の定数は正は最高裁判決を尊重して早急に行うべきだというのはわかりました。

そこで、考え方として、現行中選挙区を堅持して、定数を二ないし三にする。それから現行の定数五百一十一以内で正する、これはもうふやさない。それから定数は正に当たつて合併、分割を行う。この問題は、五十五年十月一日の国勢調査の確定人口を基準にして格差を決める。これまた我がのところで二倍程度、自民党さんの方は三倍程度、新自由さんの方は一・五倍程度、こういうふうになっている出でおりますけれども、大体大臣は、自治省としてはどういうような考え方であら

つしやるのか、その点をちょっとお聞きしておきたいと思ひます。

○田川國務大臣 今私は具体的に、たとえ不均衡を直す数字的な根拠を申し上げる時期ではありませぬけれども、今岡本さんおっしゃられたように、大枠の上で考え方を申し上げれば、現行の中選挙区制度は維持していくべきである。それから総定数は減ることはあつてもふやすというところは今とてもできる問題ではない。それからもう一つ、議員定数を決める場合に何を基準にしていくなか、なかなか基準の仕方はむずかしいところであつて、人口というものが主たる基準になつておりますけれども、ただ人口の数だけで定数を決めていくということになりますれば都市中心になつてしまひますし、やはり地域ということも含めて考へていかなければならぬ、こういう考へに立つております。

御指摘のように、一対三にするのがいいのか一・五にするのがいいのかという考へ方は、今各党でそれぞれ検討をされておりますし、恐らく各党の關係者相互の間でこういう問題をこれからお話しになる時期に来ていると思ひますので、それ以上のことは私から申し上げるのにはちょっと遠慮させていただきます。

○岡本委員 なかなかそれ以上はお話しできないと思ひますが、これは決まれば自治省の方から提案するのじゃないかと思ひますけれども、いずれにしても、大臣の方では大体いつごろくらいをめぐらした方がいいか、選挙だつていつあるかわかりませぬけれども、どういふのが望ましいか、その御意見を承りたいと思ひます。

○田川國務大臣 担当の私としては、早ければ早いにかしたことはございませぬで、できれば国会で提案をして決めるのが一番いいと思ひております。なぜならば、こういう問題は選挙が余り迫つてまいりますと利害關係が直接先立つてしまひますので、選挙から遠のいてる時期にやるのが一番好ましいのではないかと思ひます。しかし、現実を見ますと、そう簡単な問題では

ない。こういうことを余り焦つて先にやつてしまひますと、まとまるものもまとまらなくなつてしまふおそれもございします。ですから、そういう意味で現実を見ますと、この国会で果たしてまとまるかまとまらないかちょっとわかりませぬ。もう少し待ちますとある程度見通しが出てくると思ひます。やはりこういう問題こそは各党各会派で率直に腹を割つて話し合つていけば、私は一つの妥結点が出てくるのではないかと、少くともこの国会中に各党の間で具体的なところまで踏み込んでいかなければいけない。そして、先ほど申し上げましたように、次の選挙まで再なるかわかりませぬけれども、次の選挙まで再び今の状態であるということは絶対に避けていかなければならぬ、こういうふうな考へております。

○岡本委員 大体の御構想はわかりました。そこで、話は違ひますけれども、大臣が、これは新自由クラブの代表すなわち総裁ですが、ちょうど選挙のころでしたが、五十八年十二月三日というのは告示ですか、この日にこういう演説をされているという記事が出ています。

こんどの選挙は焦点がはっきりしている。国会で田中問題のけじめがつけられなくなつて、選挙で国民の皆さんに決着をつけてもらわなければならなくなつた。田中問題の選挙といつて過言ではない。首相までやつた人が破廉恥罪で懲役四年の判決を受けたが、国会議員をやめないうころか、政治に大きな影響力をもっている。辞職勧告の決議案を国会に出したが、自民党が多数の力で決議案の審議を拒否した。政治家がわるいをもらつたり、地位利用することばかりが政治腐敗ではない。力の弱い福祉や教育の補助金が削られ、多額の政治献金をする（企業などへの）補助金が残されている。

行政改革といへばかけ声ばかりで進んでない。国民の皆さんだけに我慢して下さいよ、といつたつて、説得力はゼロだ。今こそわれわれが政治の核になつて、日本の政治に対するみな

さんの信頼を維持しなければならぬ。こういう話を東京の三軒茶屋でされたことが出ておりますが、今もこの姿勢は変わりがないのか、ひとつお聞きしておきたい。

○田川國務大臣 政治姿勢というのはそう簡単に変わるものではないと思ひます。今岡本さんがおっしゃつたことは、今でも私毛頭変わつていないつもりでございます。今おっしゃられた選挙における演説の内容は、ほぼそのとおりでございます。

○岡本委員 そこで、その後選挙が終わりまして、自民党さんが敗北し、与野党伯仲になつた。国民の裁定が下つた。その中で今度自民党と新自由さんが政策合意をされて連立政権を組まれた。その政策合意書を見ますと、「政治倫理の確立」の中で、「憲法五十八条でいうところの院内の秩序をみだした議員を懲罰することが出来る」という範囲内で、国会法改正の措置を検討する」という項があるわけですが、これについて、このときの政策合意についての田川さんの考へ方、また現在の考へ方についてお聞きしたいと思ひます。

○田川國務大臣 ただいまの御指摘の自民党と新自由クラブの政策合意の最初の項目にあります「政治倫理の確立」の項目の中における一つの問題ですけれども、この一審有罪を受けた者に対する懲罰措置と申しますか、これについては前の国会の終幕時にやはり同じような問題を自民党との間で合意をしたわけですが、それはどういふところから来ているかといひますと、一審有罪を受けてもなお反省の色を見せない、そういうようなことは国会議員としてふさわしくない、こういうことが前提になつております。そういう人は本来なら当然責任をとる、辞任をする、あるいは辞任をしないまでも謹慎状態にしているのが、これが国民の代表としての姿勢ではないか、こういう考へでございました。

そこでいろいろ検討した結果、立候補を制限するとか、いろいろな問題もありますけれども、その

ういう立法措置よりも、むしろ国会法の中で謹慎の意をあらわしていただく方法があるじやないか、こういうことから、国会法の改正の中で、例えばある一定の期間登院を停止していただくとかいうようなことをやつたらどうか、これがいま御指摘の項目でございまして、今回の政策合意の中で初めて出た問題ではありませぬで、前国会の終幕当時におきまして、新自由クラブが野党の中で審議に参加しようと、最終的に参加する一つの条件としてこの問題を検討していこう、こういうことになつたわけでございます。

○岡本委員 どうもこの問題について私は異議がありませんので、内閣法制局来ておりますね。この憲法に言うところの議員に対する懲罰規定五十八条「両議院は、各々その會議その他の手続及び内部の規律に関する規則を定め、又、院内の秩序をみだした議員を懲罰することが出来る。」その後問題ありますけれども、この解釈について、今のような登院停止とかあるいは何らかの懲罰が一審有罪でできるのかどうか、この点について明らかにしてもらいたいと思ひます。

○前田（正）政府委員 憲法五十八条の規定は、ただいま委員がお読み上げになりましたように、議院内の秩序の維持に関する規定でございます。そうしました場合に、憲法五十八条の二項の規定に基づきまして、一審で有罪判決を受けた議員を懲罰することができるといふ問題につきましては、この五十八条の二項が懲罰の対象としておりますのは「院内の秩序をみだした議員」とされておりますので、一審で有罪判決を受けたことが「院内の秩序をみだした」ことに該当すると解されるかどうかという点が問題になると存じます。

ただ、この問題につきましては、何分にも議院内の秩序のあり方に関する問題でございしますので、行政府に属する者が意見を申し上げることは差し控えていただきたいと思います。

○岡本委員 もう一遍ちょっと第一部長さん。この一審判決というのは、三審制をとっている

我が国ですから、一審判決だけでこの法的措置を憲法は許すのかどうか、もう少し学説を引いて解釈をお願いしたいと思うのです。

○前田(正)政府委員 ただいまは憲法五十八条の規定についてのお尋ねでございましたので、今お尋ねの点には触れなかったわけですが、ただいま御指摘の問題は、憲法第四十四条に関する問題であらうかと存じます。

そうしました場合に、憲法第四十四条は議員の資格は法律で定めるといってございいますから、その議員の被選挙権を奪うといいたしますれば、それは法律で定められていなければならないということになるわけでございます。そうしました場合に、立候補の自由と申しますのは憲法第十五条第一項が保障しております重要な基本的人権の一つでございますから、もしその議員の被選挙権を制約するといふのでございしますれば、それ相当の合理的な理由がなければならぬということが問題になるわけでございます。

そうしました場合に、これまた御承知のように、現行の公職選挙法第十一条は被選挙権を有しない者についての定めをしておりますけれども、そのうち、刑に処せられたことを理由とする者につきましては、すべて裁判が確定しているということを前提にしているわけでございます。

そのこととの対比から申しますならば、仮に一審で有罪判決を受けたというのを理由といたしまして被選挙権を奪うといいたしますならば、そうすることにつきましては合理的な理由があるかどうか、先ほど申されましたように、三審制をとっております現行法制のもとにおきましてそれだけの合理的な理由があるか、さらには、仮に上級審におきまして無罪の判決を受けた場合にどのような救済の道があるかという難しい問題が出てくるのではないかと存じます。

○岡本委員 大臣、今お話がありましたように、憲法の解釈、あるいはまたこの憲法第五十八条の解釈の範囲内だけではどうも一審有罪を登院停止するとかというようなことはなかなか難しいよう

な解釈のようですね。

ということとは、どうもこの政策合意というものが表面だけであって実行が伴わぬのではないかと、いうように私は考えられるのですが、いかがでしょうか。

○田川国務大臣 必ずしも憲法に抵触するとは私どもも思っていないのです。それで、これは自民党との間にもう回数協議しているわけですが、協議しておりますけれども、やはり確かに法制局の方が述べられたように多少疑義はありますけれども、これは国会の問題ですから、各党が一致しなければならぬかどうか進みません。

しかし、単に私どもが上辺だけでこういうことを一つの政策協定に盛ったわけではなくて、自民党の中にも、このままにしていのかどうかといううような御意見があったからこういう問題が組上に上つてきたわけでございます。公職選挙法で立候補を制限するよりも、今問題になっております国会法の改正の方が、まだやろうと思えば実現性があるというふうに思っております。

しかし、あなた首をかしげていらつしやいますけれども、そういうあなたでさえも、これはなかなか難しいとおっしゃっているところに問題があるわけですから、これは単に自民党と新自由クラブだけの問題じゃなくて、国会がござってこういう問題をやっていくということになれば決して実現不可能なことではない。現に、どの程度進んでいるかわかりませんが、国会に設けられました政治倫理に関する協議会でもいまだ議題の一つになっていないと私は伺っておりますが、そう岡本さんの方で首かしげられちゃ困るんで、むしろ積極的にこういうことができるんだというようにおっしゃっていただかなければ推進しないのではないかと存じます。

○岡本委員 あなたは今よく話ををらしました。一審有罪判決の議員の政治活動の——登院停止とか、それはまたいろいろなことをしましても、あなたの方の政策のことと「院内の秩序をみだした議員を懲罰することができる」の解釈

の範囲内、こうあるのですよ。非常に狭くしているのです。

そういうことになる、僕は衆議院の法制局に聞きまして、あちこちに聞きましても、この解釈だけでは——いわゆる院内の秩序といいますが、院内でぶつかったとか、あるいはまた院の派遣でどこかへ行ったときに何か事故を起こしたとか、これは院内の秩序を乱したことになるわけですから、しかし院内の行為に対するものではない。この場合の行為というのは、もう六年も七年も前に収賄したとか、そういう行為ですね。ということとは、この「院内の秩序をみだした議員を懲罰すること」ができる」の中には、これは非常に難しいのではないかと、それは、あなたがおっしゃるような最高機関ですから、もうめっちゃくちゃやりましたらおしめしていただければいい。あと国会法を見てもそれらしい改正できるような今の条項が見当たらない。ということとは、有名無実じゃないかと言わざるを得ないのです。ほかにあなたの方で、一審有罪の判決の議員の活動を停止する、これを自民党さんの方と政策合意した、これなら非常に実行性があるのです。

だから、こういう今の政策合意の中では非常に疑義がある、できそうにない、こういう判断をするわけなのです。この点もう一遍伺いたいと思います。

○田川国務大臣 話をしている中に、今岡本議員が疑問を抱いたような問題がありますから政策合意に盛り込まれたような文言になったわけでございます。そして、そういう意味でああいう文言になったわけでございます。決してこれがたまたまいかにげんなものでございまして、決してこれが毛頭ないものでございまして、決してこういふものではないのです。

自民党の中にも、何かやらなければならぬという話が出てきたわけですよ。(自民党は知らぬぞ)と呼ぶ者あり(不規則発言)、自民党は知らぬとおっしゃる方もいらつしやいますけれども、これは両党間の正式の、公党の機関で署名をしたわけです。中曽根総理大臣と田川誠一(新自由クラブ代

表が、三役の立ち会ひのもとに文書で取り交わしたものでございまして、決してこれを私どもは軽視しているものではない。ただ、先ほど来御議論のありましたように、多少の問題点はある。多少の問題点はあるから、登院停止するとかいうように決めつけたわけではないのです。

ただ、先ほど申し落としましたけれども、本来ならこういう問題を法律や規則で決めるべき筋合いのものじゃないのです。こんなことは恥ずかしいこと——国会議員をこういう問題で縛るなんということは我々の最も恥すべきことなんです。しかし、現にそういう者が二人ばかり出てきているのですから、出てきている以上、何かやらなければいけないじゃないかという以上、何かやらなければいけないとおっしゃるなら、ではどういふ方法でやられたらいいか教えていただきたいのです。

○岡本委員 それはまた倫理協議会でいろいろとやりましても、今私が聞いておるのは、あなたがその当時、要するに選挙当時、政治倫理を確立しなければならぬという一番熱心な姿勢を国民に示されて、そして国民から信任を受けて新自さんはお出になった、わずかに減りましたけれどもね。

そこで、「一審有罪などの場合、議員の政治活動を一時停止すること」を、国会法の改正によらないで実施し得るような国会改革案を、総選挙後に提案することも考えておる、これは大阪であなたが話されておることです。五十八年十二月十一日、この記事がどういふのかどうか知りませんが、それと、その記事が矛盾をする。それから、非常に疑義があり難い、また、後の予算委員会でも、憲法に抵触するという疑義があるというところまで逃げているわけですよ、逃げていって言うたら悪いけれども。

ここで本気になって政治倫理の確立をなさろうという考えがあるのかということ、この問題ばかりやっていると時間がありませんので、もう一遍だけお聞きしておきたいと思ひます。

○田川國務大臣 先ほどの、大阪で私が一審有罪の者の政治活動云々というお話は、ちょっと違うように思います。そういうことを言った覚えはございませんで、私は政策協定に盛り込まれたような意味のことを申し上げたと思います。それは新聞記事ですか。(岡本委員)「そうです」と呼ぶ。地方の記者が何か聞き違えてお書きになったのではないかと、どうふうに思います。それは訂正していただきます。

それからもう一つ、何ですか。

○岡本委員 もう一つ同じような記事で、十日の大阪において、「田中元首相に因して」「有罪判決を受けた政治家は一定期間政治活動を休止することを制度化したい」。これはどっちですか。間違いないですか。

○田川國務大臣 その制度化したいというのが国会法のことを申し上げているわけでございます。国会法の中で、できることなら一定期間行動を停止する、登院を停止するとか、そういう意味のことが制度化という意味でございます。

なぜそういうことを申し上げましたかと言え、議員職務執行決議案がなかなか実現できないから、そういう事態であれば何か制度を考えなければならぬ、こういうことでございまして、これは私一人ではなくて自民党のかかりの人たちがそういうこともおっしゃっておりますし、私も同じくかきそのようなことを伺っております。一緒にやろうじゃないか、こういうような話も一緒に聞いておりましたので、そういうことを選挙中に述べた記憶はございます。

○岡本委員 私は、一つは、この文章だけを見ますと、「院内の秩序をみだした議員を懲罰すること」ができる「解任の範囲内」では非常に難しくかろうと思うし、またこれは別にやらなければならぬだろうと思うのですが、こういう非常に難しいといひますか。疑義があるようなもので合意したといふことに対して、私は非常に心外に思うわけですね。それは言っておきます。

○田川國務大臣 ちょっと、さっきの質問を思い出

しました。決意がどうかということでした。

○岡本委員 それはもうちょっと後にしてください。

そこで、この中に、「企業の政治献金わく拡大」「具体化へ動き」というような報道があるわけですが、それに対して、先ほど申しました十二月三日のあなたの勇ましい演説の中にもありましたように、これは非常に政治を腐敗したものにわたっているのだというようにおっしゃっているのかわかるわけですが、この企業献金枠の拡大に対しては、あなたはもうどういう考えを持っていますか。

○田川國務大臣 勇ましい話をした覚えはございませんで、恐らく私が日本記者クラブで講演をした中に、企業献金の枠の拡大について質問が出たかどうか、ちょっとその辺忘れましてけれども、私はごく当たり前のことを申し上げたにすぎないのでございます。

それは、企業献金というもののそれ自体は決して悪いものではない、企業献金が悪いということはおかしいということをおっしゃったのでございませう。たしか公明党は企業献金反対……(岡本委員)「禁止です」と呼ぶ。禁止とおっしゃっていますけれども、例えば私は、三人か四人の零細企業の方が企業として政治家に、乏しい財政状態から浄財を寄附するというのは立派な政治献金だと思ふんです。そういうふうな何でもかんでも十把一かばらに企業が献金をするということを廃止するといふか、そういうことをやめさせるというのはいくつか、そういう意味で、企業献金必ずしも悪ではないといふことを申し上げたわけですね。

そして、今の政治資金規正法に盛り込まれている枠をさらに拡大するという話があるが、それについてどう思うかということもございまして、私は今の国民世論から見ても、また政治資金規正法の現在の法文ができたことから見ても、今の企業献金の枠を拡大するというのは反対であるといふことで、決して勇ましいことを述べたのではありませんで、私としてはごく常識的に意見を述べたにすぎないのでございます。

述べるにすぎないのでございます。

それでは今どういうふうに思っているかという御質問でございしますが、現在もその気持ちは変わっておりません。

ただ、この政治資金規正法の法律をどういうふうにしていくかということにつきましては、これはもう政治資金規正法は、各党それぞれによって立つ基盤が違いますが、そういうことによって立つ基盤が違いますが、お互いに話し合つて、こういう問題は改めるべきところは改め、現状でいいと言えれば現状でいい、こういうふうにするべき問題であるといふふうに考えております。

○岡本委員 政治資金の方の、公選法の関係ですが、これもやはりあなたの担当になると思うのですが、「田川氏を大臣に迎えた自治省、警察庁も、当初抱いた警戒心を和らげつつある」と書いてあるのです。それは「就任間もない自治相が、自民党の望む政治資金規正法の企業献金枠拡大を「阻止する」と講演された。そのときは自治省もびくりました。自治省がびくりましたかどうか知りませんが、「幹部が「これまでの自治省の姿勢は、各党の合意を待つ、です」と進言申し上げた。今まで自治省はこうでした」ということを申し上げたところ、その次の国会の答弁では「企業献金枠の拡大はいかかなものか」というにとどめた。ので、自治省も安心した、こういうようなことを書いてあるわけです。これは本当かそうか知りませんが。

今お聞きしたのは、そういうことで、二月十七日に朝日新聞に出ておられますところの企業献金枠拡大を阻止するという姿勢とは余り変わっていない、こういうふうな解釈してよろしいのでございませうか。

○田川國務大臣 これは表現の違いでありまして、いかなものかというのとは遠慮して申し上げて、決して賛成しているわけではないので、反対という気持ちは毛頭変わってはおおりません。新聞の記事……

○岡本委員 それだけでよろしい。

そこで、ちょっと気になったことが一つ。

けさからの質問の中に、また御答弁の中にこういうことがたびたび出てきたんですが、まずその前に連立政権内閣を組んだ理由ですね、これを簡単に国民の前に明らかにしてください。

○田川國務大臣 連立政権というのは、大体三つ以上の政党があつて、一つの政党が過半数をとれなくなると政権を維持するのが難しくなるということであれば、一番近い政党と連立を組んで政権を維持していくというのが大体どの国でも行われていることだと思ふのです。そういうことで今回こういう連立ができたものと私は見ております。

私の方の立場といたしましては、先ほど岡本さん触れたように、今何をやらなければならぬかといへば、やはり私どもの立党の一番の原点であります政治倫理の確立を少しでも前進させていかなければならぬ。それをやるには、たまたま自民党から、過半数をすれだしたということで連立並びに統一会派のお話があったので、一定の条件をお示しして、そしてそれが合意したものでございまして、連立政権を組んだというのが實際でございます。

○岡本委員 恐らく政治倫理の確立だけではないだろうと思うのですが、二百五十何対八ですから非常に難しいと思うのですが、もしもできないといふことになればどういふお考えを持っていますか。もう連立はやめるのかどうか。また中道一緒にいますか。

○田川國務大臣 また中道と一緒にいますかと云われても、私どもは中道と一緒にした覚えはございませんし、新自由クラブは中道政党内でございまして、新しい保守政党として今日まで来ているわけでございます。その点は明確にしておきたいと思ひます。

ただ、公明党や民社党、社民連とは友党として今日まで参りましたし、これからは友党としておつき合ひをしてまいりたいと思ひます。ですから、ついこの間の二月十八日の党大会にも御党

の代表の方が来て祝辞を述べられた、そのほかの社民連も民社党も来られたわけで、決して従来の友好関係は変わらないつもりでございます。

連立政権をつくるに当たっての政策合意ができなかったらどうか、こういうお話でございますけれども、私どもは、今日まで二月月組んではまいりました中で一つ一つ不十分ながらも実現しているわけです。例えば、政治倫理の中で、「政治倫理

協議会については、各党の賛同を得て速やかに創設する」というのが第一番にありますけれども、これは御承知のように実現ができませんけれども、まず第二番目に、先ほど岡本さんが御指摘になりました国会法の改正の検討を始めるということも、今検討を始めるような段階になりましたし、三番目には、資産公開も不十分ながらできるようなうなりました。こういうふうに今一つ一つ合意した事項が実現をし、あるいは検討に入っているという時期に、これができるかたときはどうするかと言われると、これはちょっと申し上げにくいので

で、できない場合には私どもは当然責任をとらなければならぬ、これはもう何回も私はほかの委員会で申し上げたことでございます。しかし、できないという事態に、まだ全然そういう兆候も出てないことでございますから、余り強いことを申し上げるのもそれこそいかなものかと私は思うのでございます。

私が従来二十四年間国会生活をやつてきて歩んだ道をよく見ていただければ、私どもはそう簡単なことでこうした連立を組んだわけではございませんで、私ども新自由クラブにとりましては、この連立の成果を生むか生まないかは政党の消長にかかわる重大な問題でございますから、相当の覚悟を持ってこうした行動に出たというふうに私どもは思っているのをごさいますて、その辺はひとつ御理解のほどをお願いいたします。

○岡本委員　もう少しこれもお聞きしたかったのですが、時間がありませんのでこのぐらいいにとめておきます。

常に中央集権化が進んでおる、そのために地方分権を行わなければならぬ、推進しなければならぬ、というように自治大臣の表明もあるわけですが、先ほどどなたでしたか質問のときに、私は新聞記者時代から見ても日本の国は中央集権化してないんだ、そうは考えてないというように御答弁なさったように思うのですが、いかがでしょうか。

○田川閣務大臣 私は、中央集権化が進んでいるとは申ししておりませんで、長い間、地方行財政をわきから見ておりまして、またかつて新聞記者をしておた當時、當時は自治庁でございましたけれども、あの當時のことからずっと振り返ってみますと、中央集権化になっているとは思っていない。むしろ地方自治の団体自治あるいは住民自治あるという二つの側面から見まして、少しずつであるけれども当初の地方自治の一つの目的が前進をしているのではないかな、こういう感想を述べたわけでございます。

○岡本委員 先ほどお話がありましたように、三割自治といいますが、各地方公共団体はほとんどどこに依存をしなければいろいろなことができない。その一つのあらわれとして、予算前には八トントラックに何台も書類を積んでこななければならぬですね、だれが見るのだからと言っていましたけれども。そして財政は三割余り、今までけ

うな問題について、大臣は地方分権の推進をどういうようにやっていこうとしているか、これをひとつお聞きしておきたい。

なせならば、相違強烈な決意でやりませんと先ほどのように、わしがやれと言うても財政局長がやらぬならしょうがないなんて、そんな頼り局長がやらぬはお話にならぬわけです。これは十二月二十九日の読売に出ているのですが、自治大臣が「地方の問題だが、現実の地方財政のひつ迫を背景にして国が地方を締めつけている、という見方もある。旧内務官僚的な手法ではないかと。」後は書いてないのですけれども、この地方分権をもっと推進するといふ強い決意、どういふようにするのか大まかなことだけまずお聞きしておきたい。

○田川國務大臣 私が先ほど来いろいろ地方自治が少しずつでも前進していることを申し上げましたのは、中央集権になつてゐるじやないかかといふお話がありましたので、それに対して私は申し上げたわけでございまして、比較論なんです。だから、何も理想的な地方自治制度ができてゐたといふことを申しているのでは毛頭ございませんで、御指摘のような幾つかの問題もございします。しかし、事務の再配分にしても補助金の整理にしても、ごく最近でございますけれども、少しずつでもそういうものが取り除かれるような動きが出てきていると思うのです。

先ほどちよつと申し上げたかもしれないけれども、私は、国、地方を通ずる行財政の簡素効
率化というものを、そういうことをもつと進めてい
かなければならない、そして、機関委任事務の整
理統合化、国の関与をできるだけ取り除いていく
とか事務と財源の移譲をしていくとかというよう
なことをこれから促進をしていかなければならな
い、このように考えております。

○岡本委員 教育の改革の問題や、あるいは、これはまた検討しておいてもいいと思うのですが、三十七回衆議院選挙に当たつての我が党との選挙協力に当たるところの公約——公約というより申し合わせがあるのです。これについてお聞き

したいと思っておりますけれども、時間がありませんからこの次にいたします。

か昨年の選挙の前に政治活動のヒラとして、骨柱にいっぱい、何十万枚と張られたというようなことで、それも業者が張って、その明くる日また次の人が張っている、また次の人が張っているということで、非常に国民から批判が出たわけですね。余り余計張る者は落としてしまえということとで三人とも落ちてしまったけれども、そういうようなことで、公示前に公共物にこういったポスターの類を張るのを規制するとか、これは何か方法がないのですか。それについてお聞きしておきたい。

○金澤府政委員 選挙の公示前に候補者各氏名を記載しており、そのようなポスター類をあちらこちらに張るという行為は非常に数多く見られるわけでありすが、その掲示されておりますポスター類、これがいわゆる公選法の事前運動とか文書違反とかいったものに当たる、こういう疑いのある場合には、警察といたしましては一応指導警告といたうことで自主撤去を促すということにしておるわけでございます。それとあわせまして、その撤去をよりよく促進するという意味で、選挙管理委員会の方に連絡をいたしまして、選挙管理委員会の撤去命令の発動を待つ、こういうことで現在や

現実には、数多く張られますのでなかなか実効が上がりにくいという面がございますけれども、そういうことで警察といたしましては大いに努めておるといふところでございます。

○岡本委員 軽犯罪法には、「みだりに他人の家屋その他の工作物にはり札をし、若しくは他人の「看板」云々というふうにありますけれども、こう

いうところに許可もなしに張るということは、公共物に対しては非常に問題があると思うのです。もう一遍ひとつ研究をしていただきまして、きょうはこれで終わります。

厚生省も来ていただきましたけれども、次の間

題のときにまた地方事務官制度について論議をしたいと思っております。

きょうはどうもありがとうございました。

○大石委員長 藤原哲太郎君。

○藤原委員 田川自治大臣、御就任どうもおめでとうございます。初めての質問でございますので、勉強をさせていただきながら質問を展開をいたしたいと思っておりますので、どうぞ御答弁をいただきますよう存じます。

田川自治大臣は在野時代に、大憲政治倫理の必要を、また政治に対する大要敵しい反骨精神と申しますか、私も見ておりました。社会正義に立脚した発言が多かったということで、私は、そういう面を敬意を払っておる一人でございまして、それだけに、今度の第二次中曾根内閣の中にあって、私は、一面から見れば、国民の中で新鮮な感覚を持って迎えられるのではないかと、いうように思っています。したがって、その意味での自治大臣の責任というのは、私は大変重いのではなからうかと思っております。

私が申し上げるまでもなく、民主主義のとりでと申しますか、民主主義の発展というのは地方自治の発展に大きくかわりがあるわけでございまして。その地方自治の発展が民主主義の発展に大いなる関係があるということにつきましては、お互い同感を得られる事柄であるというように思っておりますのでございまして。もし民主主義というものが危機に陥る、あるいは政治不信から来るかかる問題が大きくなつてまいりますと、例えば選挙の際に、それぞれの投票率の低下であるとか、あるいは投票しても政治はよくならないではないかという不信感が横溢をしまっているわけでありまして。もしそういうことになつてまいりますならば、民主主義の危機という言葉がよく言われますけれども、そういうものになつてくるおそれがあり、もしそういう事態が生まれてくれば、過去にも歩んでまいりました全体主義的な方向をたどる、いわゆる左右の全体主義的な方向をたどるということも歴史がよく証明しておるところで

でございます。

かかる観点から考えてまいりました際に、田川自治大臣も所信表明の中で言われておりますけれども、少なくとも、これからの地方自治をより発展させ、そして住民サイドに立った地方自治をつくり上げていくといたしますならば、地方分権をどのように着実に進めていくかということが、私は当面の大きな課題ではなからうかと思うわけでございまして。

そのような意味におきまして、これから自治大臣として、財政的にも、あるいは国、地方の行革を含め厳しい段階におけるこの地方自治に対して、大臣就任時のいわゆる抱負経緯と申しまするか、そういうものが当然おありになつておられると思っておりますので、この際お伺いをいたしておきたいと思ひます。

○田川国務大臣 日本の地方自治は、戦後、憲法の中に一章を設けられるほど国の基本として重要な一つの位置を与えられておるわけでございまして、地方自治が発足してから三十年、先ほどのお話ではありませぬけれども、少しずつ前進はしておりますものの、実際に地方自治を理解する人から見れば遅々として進まない、問題点が余りにもたくさんあり過ぎるということに尽きると思ふのです。私も、決して今の状態がいいとは思つていない、これからもっと努力をして地方自治の本来のあり方に向かつて前進をしていかなければならない、このように考えております。そしてまた、藤原さん御指摘のように、民主主義の成否というものはやはり地方自治がどれだけ発展していくかにかかっているわけでございまして、そういう意味で、地方自治を確立していくためになお一層力を振り絞つていかなければならないと思つております。

やはり、何といひましても今の地方行政の中には国からの関与がまだ多いし、あるいはまた機関委任事務も決して少なくはございませんで、整理統合していかなければならぬし、そして何よりも財政基盤を強化していくということが大事では

ないかと思うのです。そういうことを念頭に置いて私の職責を果たしていかなければいかぬ、このように強い決意を持って臨んでいるつもりでございます。

○藤原委員 ただいまも大臣から、地方自治を強化発展させるためには財政基盤の確立が必要であるということを言われました。私もそのように感じておる一人でございまして。ならば、今の地方自治の実態を考へて、行財政の現状を大臣はどう把握しておられるか。また、先ほど来もお話がありましたけれども、地方自治体から見れば、三割自治ということよく言われておるところでございますが、この三割自治と言われている地方自治に活力を与えながら、そして行財政改革を進める展望等につきましてお考えをお示しいただきたいというように思ひます。

○田川国務大臣 現在の地方自治体でございます財政上の問題、主として財政上の問題が多いのですけれども、藤原さんよく御存じのように、大変大きな借金を抱えて多くの自治体が苦慮をしておりますわけでございまして、さつき申し上げましたように、こういう地方財政をもっと立ち直らせていくにはかなり思い切つた手術をしていかなければならないと思ふのです。

私はまず第一に、借入金金の依存体質というものをこころいでもうそろそろ断ち切っていくことが大事である、こういう意味で今回の地財対策の見直しの一環として特会借入れをやめさせるようなことになつたわけでございまして、こういうことから進めていく必要がある、このように考えておるわけでございまして、今後ともこのように改善策に向かつて努力をしてまいるつもりでございます。

○藤原委員 関連してちょっとお伺いをいたしたいと存じます。

大臣の所信表明の中にもございましてけれども、特に特殊法人等の整理合理化について伺いたいと思ひます。

第一は、特殊法人等の整理合理化については、

昭和五十九年一月二十五日の閣議決定の行革方針で具体的改革案が示されておるわけでございまして。特殊法人等の整理統合は地方自治の強化のために必要であると考えられるわけでありまして、この機会に伺つておきたいと思ひます。

○田川国務大臣 国の特殊法人の中にはいろいろなものがございますが、その中には地方行政とも密接な関連を有するものも決して少なくはありませぬ。地方自治に関連する特殊法人の中には地方公共団体と業務が重複するものもございまして、特殊法人の実施している事務事業につきましましては、地方公共団体におきまして処理すべきものは地方へ移譲するなどの措置が必要であると考へております。しかし、当面、昭和五十九年度行政改革大綱に定められた特殊法人の合理化について、これをなるべく実現するように努力をしてまいるつもりでございます。

○藤原委員 ただいまの大臣の答弁とも関連がございまして、特殊法人の整理合理化は私も必要と思つておるわけでございましてけれども、これを行うことによって地方団体に財政的な負担を強いるのではないかと、いうようなことも考えられるわけであります。

例えば、地域振興整備公団についての考え方の中で、「繰上債の発行等により民間資金を導入するとともに、新規予算採択事業について地元地方公共団体による適切な負担の導入を図る」とことといたしておるわけでありますけれども、新しい事業を行う、そうしますと、それについて地方公共団体がある一定の負担をする、こういうことが言われておるわけでございまして、いわゆる「適切な負担」というのは一体どの程度のことを言われておるのか。あるいは、このことによつて地方自治団体に財政的負担を負わせるのではないかと危惧をされるわけでございまして、この辺の考え方を明らかにしていただきたいと思います。

○石原政府委員 ただいまお示しの臨調答申の内容につきましましては、その当時、そういった内容が

盛り込まれることに関連いたしまして、私どもは、無前提に地方公共団体の負担を導入するといふのはおかしい、各種の特殊法人の合理化に関連して業務自身の見直しをするのは当然でありますけれども、従来各特殊法人がその必要性を認識して取り上げた事業について、途中から地方公共団体の負担を求めてくるというようなことは納得できないという意思表示をしております。

ただ、特殊法人等が行う事業でありまして、他の普通の補助事業などと同様の性格のものも理論的にはあり得るわけでありまして、問題は、個々具体のケースについて、他の従来の補助事業等との均衡がとれているかどうか、あるいは関係地方公共団体の財政に与える影響がどういふことになるのか、これらを見て判断しなければいけな

○藤原委員 それでは関連をいたしまして、自治省の関連のあります二つの法人、すなわち日本消防検定協会それから危険物保安技術協会について六十年度末までに民間法人化ということが閣議決定されておるわけでございますが、私どもは民間法人化については賛成でありますけれども、消防行政上何か問題があるのかないのか、さらに、具体的にどのように進めるつもりなのか、この機会に伺っておきたいと思ひます。

○砂子田政府委員 ただいまお話がございました消防検定協会あるいは危険物保安技術協会に關しまして、臨調からお話のように民間法人化をするというところが答申がなされておるわけでありまして、この法人を民間法人化するに当たりましては、少なくとも検定でありますとか審査という制度が厳正に行われていくということが大変大事なことであります。そのほかに、消防機器の問題といふのは一般の民間の方が自分で日常使つてこれを試

すということができないわけでありまして、そういうことから申しますと、こういう消防機器を利用する利用者あるいは地域住民の消防機器に対する信頼、そういうものを確保することが大変大事でありますし、危険物の特に屋外の貯蔵所の安全の確保というところがこれまた大変大事であります。この両方が満たされませんと、地域住民の消防機器あるいは石油その他のタンクに対する信頼というものが崩壊するわけでありまして、この両方の法人の民法化につきましては、そういう点を十分に配慮をして移行しなければならぬものだと思います。しかも、これらの検査なり審査に当たりましては、中立性あるいは公平性というものが大変期待をされているわけでありまして、そういうことを無視してこれを民間法人化するわけにはなかなかまいらぬらうと思ひます。

そういう点で、先ほど申し上げましたように、利用者なり民間の方々なりあるいは消防機関なり、そういう方々の意見を十分参酌しながら、六十年度末までに民間法人化するような方向に検討を続けていきたいというふうに思つております。

○藤原委員 大臣の所信表明の中で「国民に身近な行政は、地方公共団体が自主的、自律的に処理することのできる体制」と述べておられますが、具体的にどのような体制を意味しておられるのか、どのように推進しようとお考えでござい

○田川国務大臣 私が申し上げましたのは、地域の特殊性に応じて対応をしていくべきであるということでございます。具体的にいろいろなござい

とでございますし、先ほど来申し上げましたように、地方公共団体の財政基盤を確立して、まず財政面での自主、自律性というものを確立していくことも大事なことであります。また、従来から言われておりますように国庫補助金を整理縮小していく、こういうことを考えているわけでございます。

○藤原委員 現在、地方公共団体の行う事務の中には民間活力を生かすことができるものがあると思ひます。また、単独事業としてのコミュニティー施設、文化施設が最近急増をいたしておりますが、これらの民間委託を積極的に指導すべきではないかと考えますが、どうでしょうか。また、学校給食であるとか清掃といったような業務がやはり民間委託することによってかなり減量行

○田川国務大臣 詳しくは行政局長から申し上げますが、私も就任して以来、御指摘の民間委託につきましては大変関心を持っておりまして、いろいろな自治体の様子もちよつと具体的に聞いております。清掃事業などで民間委託をしている自治体の様子を聞きますと、随分経費が浮いてお

○藤原委員 進めさせてもらいます。今の大臣の答弁で結構です。次にお伺いをいたしたいと存じますが、国の定数の配置基準があるために関係職員の減員ができていくと言われているわけでありまして、これは職員の配置規制によりまして、いわゆる必置職数は七十五にもわたつておるわけでありまして、狂犬病予防員であるとか改良普及員であるとか栄養指導員等々、地方自治体に対してこういうものを置きなさいよという義務づけが行われているわけ

○藤原委員 今度の大臣の所信表明の中でも、新しい一つの考え方の中に、「潤いのあるまちづく

○田川国務大臣 必置規制の縮小整理につきましては全く御指摘のとおりでございます。各省庁にもひとつ私ども自治体のために協力をしてもらうように強く要請をいたしております。行政管理局長官もお話のように大変積極的

○藤原委員 今度の大臣の所信表明の中でも、新しい一つの考え方の中に、「潤いのあるまちづく

○田川国務大臣 必置規制の縮小整理につきましては全く御指摘のとおりでございます。各省庁にもひとつ私ども自治体のために協力をしてもらうように強く要請をいたしております。行政管理局長官もお話のように大変積極的

り「あるいは「地域文化の振興、充実など」という、心の豊かさを求める、そういう新しい行政分野の展開が地方自治体で必要であるということ、こういう文面もあらわれておるところでございます。自治省はこういう考え方を持っておられるわけでありますから、したがって、これらのいわゆる地方自治体の地域特性に十分な考慮を払いながらこういった問題について具体的に進めていく必要があると考えます。

ところで、大臣の表明の中でも「地域社会における人々の参加と連帯」「参加と連帯」という大変ユニークな新しい言葉が出てきております。自治大臣、「参加と連帯」とは具体的にどういうことをお考えになり、どういうことを進められようとしておられるか、この機会にお伺いをいたしておきたいと思ひます。

○田川国務大臣 地方自治を進めるに当たって欠くことのできないのは、住民の自治参加ということが一番重要ではないか、自治意識というものを自覚めさせていくということが大事だと思ひます。そういう意味で、地方の中にいろいろなコミュニティあるいは文化的な問題を織りまぜていろいろな施策を講じていく必要がある、私はこういうふうな考えでいるわけでございます。

具体的なことにつきましては、政府委員から説明をさせていただきます。

○大林政府委員 先ほど大臣からお答え申し上げましたとおり、住民自治を進展します場合にどうやって自治意識を向上させるか、これは実際に住民の方々に連帯の上でいろいろなことを責任を持って言っていくという方途を講ずる必要があると思ひます。そのために、自治省としましては昭和四十六年度からいわゆるコミュニティ施策というものをやっております。

現在、四十六年度以来かなりの期間がたちまして、当時指定をいたしましたモデルコミュニティもほぼその役割を終ったという感じを持っております。その後の社会情勢の推移から、特に都市近辺を中心とするコミュニティ地域を新た

に醸成していく必要がある、こういうことで来年度から新たな指定地区をふやしてまいりたい、こう考えております。

○藤原委員 今のコミュニティ地区をふやしていくというところでございまして、これは大賛成ですが、ことしからのものにどういうところが入っているかはまだ存じ上げていませんけれども、今までのものでは東京とか神奈川あるいは和歌山というものが外されておりましたが、特に東京とか神奈川というふうないわゆる大都市、人口集中地帯でコミュニティの推進地区というのが必要ではないかと私は考えるのですけれども、この辺はどういうことで外されておったのでしょうか。

○大林政府委員 まず、当面の指定基準といたしましては、現実にはそれぞれの地域においてある程度そういう気風が醸成されておるところを優先的にやる必要がある、こういうことで、五十八年度にも五十地区ほど指定をいたしましたわけですが、その中に、大都市といたしましては大阪府、あるいは愛知県といった大都市を含む県も含まれております。ただ、東京都におきましては残念ながらまだ準備が進んでおりませんでしたので、来年度回しという気持ちでおります。幸いに、東京都といたしまして五十九年度以降は指定できるよう努力していただくと思ひます。

○藤原委員 今、東京都の話が出ておりましたけれども、昨年の秋に東京都は全国に先駆けて文化振興条例というのを制定いたしておるわけでありまして、これは、地方自治体における文化的、自主的な活動を進める、こういう自治省のお考えからいいますと当然進めるべき事項ではないかと思ひます。行政改革で厳しさを求める一方、このような事業の推進によって自治体の活力を生み出していくことも必要ではなからうか、こういうふうな考えをすけれども、このことについての所見を承っておきたいと思ひます。

○田井政府委員 近年、地方行政のいろいろな分野に文化の要素を取り入れていくという動きが

顕著になってまいっております。そういう点から考えますと、ただいま御指摘の東京都の文化振興条例というものの一つの大きな成果であらうと思っております。

ただ、地域文化の振興に当たりましては、それぞれの地域の特性を踏まえまして個性のある施策を進めていくということでございますので、私どもとしては、画一的な指導というよりは、さまざまな先駆的な事例を御紹介しまして、参考にすべくものは参考にする、同じように取り入れていただくものは取り入れていただく、こういう形で指導に当たってまいりたいと考えております。

○藤原委員 次に、地方財政の問題について伺っておきたいと思ひます。

大臣は所信表明において、「地方財政の健全化を図る見地から、これまでの地方財政措置の方式を見直す」、こういうことを言われておるわけでございますけれども、「地方財政の健全化」とはどのようなことを言われておるのか、この機会に伺っておきたいと思ひます。

○田川国務大臣 私は、地方財政の健全化と申しますのは、地方財政が非常に借金依存体質が強くなってきたという、累積赤字も随分多くなってきた、こういうことを見直していく、断ち切っていくということをやまず第一番にしていかなければならぬ、そして、国と地方の役割分担をもっと明確にしてやる必要がある、そして、先ほど来申し上げておりますように事務の減量化も図りつつ地方の自主性、自律性を持たせるようにしていくことが大事である、こういうことを考えて申し上げたわけであります。

○藤原委員 大臣の言われますように、率直に言っておれば地方財政の借金依存の体質を断ち切らなければならぬということは全くそのとおりだと思うのですが、現状はなかなか厳しいものがあるのではないかと考えられます。

昭和五十九年度において財源不足の八〇％というものは地方債の増発によって穴埋めされておる状況でございます。今後ともこの傾向が強くなる

と思われるわけでございます。例えば、交付税がだんだんと減ってまいりますし、減ってまいると同時に、ちょうどその反対現象のごとく地方債が増発されておる、こういう状況になっておるわけでございます。したがって、今のような状況の中で果たして地方財政の健全化に今の措置がなるであろうかという素朴な疑問を投げかけざるを得ないのであります。

この辺のところにつきまして、事務当局の方は、本当に今の財政のあり方が健全化の方向をたどっているのだ、こういうふうにお考えでございましょうか、この機会に伺っておきたいと思ひます。

○石原政府委員 五十九年度の地方財政対策におきまして、一兆五千億円の財源不足の補てん措置として建設地方債の活用を図っておる、一兆一千億円の建設地方債の発行を予定しているわけですが、こういった措置が地方財政の健全化の方向に沿うものかどうか、こういうお尋ねかと思ひます。

私も、地方財政の将来を考えた場合に、望ましい姿としては、財源不足を生ずれば極力これは地方債ではなくて交付税その他の一般財源による措置が健全化の趣旨に沿うものである、このようには考えております。ただ、現実問題として、この一兆五千億円の財源不足について、地方債を活用しないではより多くの分を国の一般会計からの特例措置、特例加算、これによって行うということが今の国の財政状況のもとでなかなか難しかった。多くの議論を経た結果として、御提案申し上げておりますような内容の地方財政措置になったわけであります。

しかし、その措置を講ずる議論の過程におきましては、私どもは極力地方債への依存度を引き下げるといふ努力をいたしました。具体的には、いわゆる財源対策債の充当率も、五十八年度の場合九〇％でありましたけれども、五十九年度は八五％に引き下げたわけでありまして、そして、足りな

というものを行うことにしたわけであります。

私どもは、今後将来を展望した場合に、決して棄餽はできないと思いますが、しかし気持ちとしては、今後とも引き続き極力地方債への依存を引き下げていきたい、このように考えております。

○藤原委員 まだこの問題につきましてもお伺いをいたしたいところで、時間がだんだん迫っておりますので、後日御質問をさせていただきたいというように思うわけですが、私は、少なくとも今の地方自治体の財政状態につきましても、非常に厳しい段階にあるという評価だけは一致した評価ではなからうかというように思

自治体におきましても、率直に言つてやや豊か

な自治体もございまするし、赤字団体に転落をして、起債の許可もいただけないということでも非常に厳しい状況下にある自治体もあるものでございまして。そういうものを自治省として総合的な立場で調整をしながら財政運営を図っておるということについては十分理解できることであります。けれども、少なくとも自治省そのものがいわゆる自治体に顔を向けて、そして一つ一つの悩みをお互いの悩みとして考える姿勢、このことが私は今最に必要なことではないかと思うのであります。それぞれ自治体で、どうにもならない自治体が自治省に何遍も足を運んで、そして起債の許可やあるいはいろいろの手当てをいただくための陳情に來る。これは、もうやむにやまれぬことで来る方もございましょうし、また、毎年の行事みたいな形で來られる団体もあるかもしれません。しかし、その真偽のほどはともあれといたしまして、やはりその実態をよく見きわめながら、同じ側に立っておるのだ、自治省は自治体に顔を向けておるのだというこの真摯な姿勢というものは、私は、大臣も同じ考え方であらうと思ひますけれども、ぜひ持つてほしいと願ひ一人でございます。そういうことにおいて、ぜひそのような方向でお願いをいたしたいと思ひます。

また、これは答弁は要りませんが、午前

中の質疑の中で東京都の問題が触れました。

私も都政に長い間関係をいたした者として、やはり美濃部さんの時代から鈴木さんの時代になりまして、本当に血のにじむような内部努力を積み重ね、そして人員の抑制策を断行し、そしてお互い

の職員の手当も、国の基準から見ればまだ足りないにいたしても、それを下げ、退職金も下げ、局長や部長の数も減らし、そういった一連の、本当に涙ぐましい努力を積み重ねてきたことは事実であります。政治改革なり行政改革というのは、率直に申し上げまして一朝にできるものではないと思います。段階的に、しかも職員の理解

と協力を得ながら行うその苦しみというものは、大臣は苦勞人でありますから、わかつて

ほしいと思うのであります。

そういう中で初めて今日、国のペースよりも高い、しかし都の人事委員会の勧告と国とのちやうど中間をとって四・五％というペースアップを決めたのであります。どうぞそういう点では各位の御理解を願いたいし、自治省の大臣を初め皆さん方も、本当にその努力をした、そういうものについての理解度というのはあつてしかるべきでなにかといふように思うのでございます。このことにも、答弁はよろしゅうございますけれども、郵政に長い間携わってきた者として実態をお話し申し上げまして、御理解を深めさせていただきたいと思つてございます。

時間が参りましたので、実は少年の非行の問題について、この機会に警察庁当局にお伺いをいたしたいというように思います。

最近の青少年の非行化の増加傾向というのは、新聞やその他にいろいろ報道されておりますけれども、大変広がっておりますのでございます。聞くところによりますと、ローティーン、いわゆる十三、十四、十五、中学生のこの年代、高校生から中学生の年代にずっと下がってまいりまして、大変な増加傾向にあるようでございます。この刑法犯少年の補導人員等につきましても、十二歳の人が一四・八％、それから十四歳の人が二二・

・三%十五歳が一九%。それで五十七年度は驚くべき数字でございまして、二十五万七千八百五十六人の少年が補導を受けておる現状でございまして。そのうち中学生は十二万七千四百二十二人で、男子は八二・二%、女子が一七・八%も占めておるといふのでありまして、やはりこの現状は驚くべき現状だと思ひます。

もちろん、こういうような現状になりましたのは、教育の貧困と申しまするか、教育にも起因することもございますし、家庭のしつけにも大きな原因がございます。また、社会環境のなせるわけもございます。いろいろのことがございまして、うけれども、現実このような状況にあるわけでありまして、この犯罪の現状についての御報告を願

いたと思うわけですが、特に現在中学生の間ではトトカルチョという例のあれが行われておりまして、実は三十万も四十万もの単位の被害が父兄に生まれる。これは下手なところでは学校、クラスぐるみとも言われておるのでございまして、中には登校拒否をした生徒も出てくる、あるいは校内暴力も今盛んに行われておるといいうような状況下でございしますので、このような現状についてこの機会にまず報告を願いたいと思っております。

○鈴木忠政府委員 少年非行でございますが昭和五十五年以来戦後最悪の記録を更新し続けております。昨年刑法犯で補導された少年の数は十九万六千七百八人余でございます。さらに十四歳未満の触法少年を加えますと二十六万六千六百八人余になります。成人の刑法犯で検挙された昨年の数は二十四万二千人弱でございますから、結局子供の方が大人を上回っておるといふ状況にあるわけでございます。

内容的には、お話もございましたが、特に低年齢化の傾向が大変強い、その中でも中学生が触れ少年を含めますと半分以上に達するというところでございます。また、女子の中学生の非行が大変激増しておるといふ状況でございます。

○藤原委員　こういう機会でございますので、少

年非行の内容について、どんな内容があるのか。

も、そういう問題、あるいはまだ物の判断が的確には今トカルチュの話をいたしましたけれど、つかないために、こういうものを悪用されて暴

も、私は一部ではちょっとお伺いしていることがあるのでございますけれども、そういう問題について、少年非行の内容にはどんな内容があるか。それから、そういうかかわり合いなんかで皆さんの方で承知しておる範疇について、この機会に御報告を願いたいと思います。

○鈴木(良)政府委員 少年非行の内容というのは大差千差万別であるわけでございますけれども、お話しいろいろな社会環境との兼ね合いでどう

挙げて御説明をいたしたいと思えますけれども、第一に、いわゆるセックス産業というものが少女の売春なりあるいは少年の福祉を害する犯罪の場となっておるわけでございまして、例えば暴力団幹部が少女を誘惑して淫行した後に、他人名義の履歴書を使ってトルコ嬢として稼働させるといふような例、あるいはまたゲームセンターやスナック、喫茶店等は不良少年のたまり場となりやすいわけでございますが、御案内のとおり昨年横浜市

におきまして浮浪者の殺傷事件が起きましたが、このグループはそういうところをたまり場として形成された非行集団でございます。そこを拠点として次々に凶悪犯を犯していたというようなこともございます。さらにまた、ビニール本等に刺激されまして、少年によります性犯罪も大変目立っているわけでございます。例えば、そういうふうな雑誌に刺激されまして中学生が通行中の女学生を次々に襲いまして、強姦致傷あるいは強制わい

があるわけでありませう。

今申しましたのはほんの一例でございますが、
こういうふうなものが大変数多くあるというのが
実態でございます。

○藤原委員 警察当局としてはこういう方に対す

る補導とかいろいろのことでも十分考えておられる
と思いますが、具体的にはどういうことをされて
おるのでしょうね。

○鈴木(農)政府委員 何といいたしても少年補導
を徹底していくことが大事だと思ひます。
そうして、その少年の特性に合わせまして指導し
ていくということを徹底してやってみようといひ
いうことで鋭意努力をしておるところでございます
。それからまた、実は子供に生きがいを持たせ
るということが大変大事だということで、いわゆ
る社会参加活動ということで、一緒に社会のため
にいろいろ奉仕してみようといふことを呼びかけ
て、一緒に汗を流してやるといふようなこともや
っておるわけでございます。

ただ、今申しましたように大変環境が悪くなっ
ておりますので、その環境面についてやはり改善
をしていかなければならないといふことでござい
まして、現実にもいろいろ地元の方々と相談し
ながら改善をしておりますけれども、さらに法制
度を含めて検討していかなければならないといふ
ことで、そういう面でも鋭意検討をしておるこ
とでございます。

○藤原委員 これに関連したような事柄でござい
ますが、最近、新宿区でございまして、新宿の風
俗環境が大変悪化しておるといふことで、風俗營
業法改正についての要望が自治省にも警察当局に
も出されておるのではないかと思ひわけござい
ます。

したがいまして、新宿区の風俗に関する実態は
どのようなおとるのか、その実態についての
詳細な報告と、その影響をどういふように御判断
されておるかというのが第一でございます。

それから第二は、現在どのような対策を講じて
おられるのかといふことでございまして。法の目を
盗みながらやることでございまして、その効果
はなかなか期待しにくい点もあるかと存じます
が、一体どのような効果をあらわしておるのか、
あるいはどういふところに問題点があつて警察当
局としては困つておるのか、この辺のところもこ

の機会にお聞かせをいただきたいと思ひます。

それから、現在の風俗営業法で取り締まりがで
きないものが多々あると伺つておるわけござい
ます。例えばのぞき劇場であるとか個別マッサー
ジであるとか個室のヌードであるとか個室のビデ
オであるとかノーマン喫茶であるとか、そんなも
のを含めた複合の施設なんかもあるようござい
ます。そんなようなことでございまして、このよ
うな状況に照らしまして風営法を改正するお考え
はあるかどうか。やはり改正をする必要があると
私は思ふのでありますけれども、どうなんだろう
か。

それから、こういうものはできるだけ早いのに
こしたことはないわけでありまして、今国会中
に提出をする用意があるかどうか、これを含めて
ひとつ御答弁をいただきたいと思ひます。

○鈴木(農)政府委員 まず新宿の実態でござい
ますが、これはなかなか実態がつかみにくい面があ
るわけでございます。例えば歌舞伎町の二丁目の
地域だけを見ますと、いろいろな数え方がありま
して難しいのでございまして、例えば先ほどお話
のありましたいわゆるセックス産業のようなもの
、トルコ風呂等を含めましてそういうもの、あ
るいはポルノショップあるいは賭博、あるいは不
良少年のたまり場になりやすいゲームセンター、
そういうものを含めまして歌舞伎町の二丁目だけ
で百八十弱くらいの営業があるのではないかと、こ
う言われております。

その影響でございまして、先ほど申しましたよ
うにやはりそういうところが青少年に大変悪影響
を及ぼしておるわけございまして、特に少女が
そういう店で割合に安易に嫁働してしまふといふ
ことが出ておるおとる、大変少女の福祉を害する
犯罪がふえておるといふ実態が出ておるこ
とでございます。

それから、取り締まりのできないものがあるで
はないか、対策に困つておるかといふお話でござ
いますけれども、対策は、新宿におきましては防
犯の特別捜査隊を編成いたしまして、そういうチ

ームで徹底して検挙に努めておるわけござい
ますけれども、先ほどお話のありましたような規制
がなかなか困難な新規の営業形態が出ておるま
して、これは売春防止法なり児童福祉法なり、そ
ういふ関連法律にひつかからなければならぬ
ないといふことでございまして。この取り締まりは
鋭意やつておりますが、なかなか十分な形で取り
締まりができないという悩みがあるわけござい
ます。

風営法を改正すべきではないかといふお話で
ございまして、私もそう考えまして鋭意作業を
進めておるおとる、できますれば今国会に提出を
いたしまして御審議を願ひたい、かように考
えておることでございます。

○藤原委員 このことについて最後に自治大臣
に。
これは子を持つ親として大変重大な関心を持
ておることでございます。特に、東京における新
宿歌舞伎町を中心としただんだん広がつてくる傾向に
ございまして、新宿のみならずその他の地域でも
見られることでございまして、こういった問題
について法の規制、法の網を縫つていろいろのこ
とが行われておるわけでありまして、法治国家と
しては最小限法で規制できるものはして、そ
して青少年の非行化を最大限に防止していくこ
とが我々の大きな務めではなからうか、かように考
えておることでございます。

したがいまして、できるだけ早い機会に主務大
臣として法制化の準備を進めていたいて、それ
でこれが法改正できましますように私からお願ひを
したいと思ひますが、大臣のお考えを承りたいと
思ひます。

○田川(農)大臣 御指摘の問題は喫緊の重要な問
題でございまして、今やらなければならぬ大変
重要な問題だと思ひます。そういう意味で風俗營
業法の改正を警察庁当局も今一生懸命準備してお
りますので、できるだけ早くこの国会に出して法
律の面で規制をしていきたい、このように考
えております。

ただ、こうした問題は法律の面だけで片づくこ
とではございまして、例えばいかにがわしい雑誌
類の取り締まりだとか、あるいはテレビの茶の間
に入る放映の中に、とても子供には見せられない
といふような問題も幾つかございまして。こういう
ことについては、できるだけ関係者に自粛を促
す、こういう措置も必要であると思つております
し、また、これは国民運動みたいなもので世論を
盛り上げて、そうして自粛を促していくといふこ
ともあわせて考えていかなければならないと思
ひます。

いづれにしても、重要な問題でございまして
で、早急に立法措置を講じてまいりたい、このよ
うに思つております。

○藤原委員 以上で質問を終わります。ありが
うございました。

○大石(農)委員 経塚幸夫君。

○経塚委員 本委員会が大臣に対します質問は、
改選後ともより初めてでございますので、私は、
大臣が就任をされました後の所信、さらに選挙中
に大臣自身が行われた公約あるいは新自由クラブ
として行われた公約などとの関連におきまし
て、以下、幾つかの点を御質問申し上げたいと思
つております。

一番最初に、今回提案をされております地方税
法の改正案の問題についてであります。

簡単なことからお尋ねをしたいと思つておるの
ですが、こう説明をされておるのです。「住民税
所得割について、課税最低限の引き上げ等を中心
として減税を実施するとともに、低所得者層に係
る非課税措置の基準額を引き上げる等の措置を講
ずる一方、法人住民税均等割の税率の引き上げ、
自動車税及び軽自動車税の税率の調整並びに」
云々、こう言われておるのです。私は本会議で
も御質問申し上げたところでありまして、幾ら考
えてもこれがわからない。

これは率直にお答えいただきたいのですが、調
整とおっしゃいますけれども、やはり中身は増
税なんですよ。どうなんですか。

○田川国務大臣 例え自動車税、軽自動車税にいたしましても、もう四年ですか、五年近くたつて見直しをしなければならぬ時期になつてゐるのでございまして、そういう時期にちょうど当たつてゐるのですか、もうそろそろ見直しななければならぬ、こういう意味であつた見直しをいたしましたわけではございまして、これは単に減税をした穴埋めのためというばかりでなく、当然やらなければならぬ時期である、こういうことでこのように措置をとつたものというふうに見てゐるわけではございまして、ですから増収措置、私どもはこういうふうにとつてゐるのでございまして。

また、法人住民税の均等割にいたしましても、赤字会社がほかの税金を全部免除されておるといふような中にあるわけではございまして、やはり公平の原則からいって、まあもう少し会費を出していただくという考え方でこうした措置をとつたわけではございまして。

○経塚委員 私は最初に簡単なことからお尋ねを申し上げたいと申し上げましたのは、本当にこれは簡単なことと申すので、何もこだわつて——これは増税に間違いないのですから、どう考えたところで、小型乗用車の自家用分につきまして、三万四千五百円を三万九千五百円にこれは自動車税を上げるわけなんです、結局、これは中身は増税なんです、これをなぜ、減らす方は減税だと声を大にして言われながら、ふやす方は素直に増税という表現を使われぬのか。これは本当に初歩的なことなのですが、何としてもわかりません。

ただ、私がこのことを本会議に引き続き繰り返して申し上げるのは、もし仮に、総理が増税なきといふことを言つたものだから、言つた建前上、口が裂けてもこれは増税とは言ふべきでない言つてはならぬといふようなお考えならば、これは余りにも国民を愚弄するものだと言わなければならぬ。やはりこの点は、本当に誠実な田川さんのことでございまして、私は率直に事実は事実として中身どおりの表現をされてしかるべきじ

やないか、かように考えるのですが、いかがでしよう。

○田川国務大臣 これは一つの見方でございまして、ちょうどあなた方が減税について余りおっしゃらないことと同じで、減税をかなりやつたといふようなことは余り仰せにならないで、それで住民の負担が張つた面だけを強調しておっしゃるという、そういうことにちよつと似てゐるんじゃないかと思ふのです。ですから、住民の、その受ける側の方から見れば、自動車税をお払いになる方から見れば、やはり余計払うのですから、これは増税と言われれば、片一方の方は減税をやつてゐる、一般の方々には住民税の減税をかなり思い切つてやつてゐるわけですから、そういう意味で私どもは増収という言葉を使つてゐるわけ、これは、増税とあなた方がおっしゃるという、これはやむを得ないと言へばやむを得ないんじゃないかと思ふのですが……。

○経塚委員 これは大臣、あなた方は減税の方を余り強調されずにおっしゃいますけれども、本当に増税なき減税ならば大いに評価いたしますよ。私どもだって、事実を率直に評価すべきものは評価いたしますよ。しかし今度の減税とは言へない。つまり、そつくりそのまま財源を増税に求めておるから、こんなものは減税だと表現できぬじゃないですか、こう言つてゐるだけの話であつて、少し大臣の答弁としては今の御答弁はこじつけども思ふのです。

現に、大臣、これは参議院の二月三日の私どもの佐藤議員の質問に対して、大臣は御答弁の中でこうおっしゃつてゐるのです。『私が自治省を担当いたしましたから地方税制の中で多少の改正がございまして、まあ地方も、一体住民税を減税する財源をどうやって捻出するか。』こうお答えになつてゐるのです。結局、一方で減税だと言いつながら一方ではその財源として増税をやつたといふことを、この記録でもお認めになつたこれは内容なんですよ。これでもなお、いや、これ

は増税じゃないんだ、収入がちよつと上がったのだ、あるいは調整にすぎぬのだとおっしゃられるのですか。どうもこれは合点がいかぬのですが、どうなんですか。

○田川国務大臣 減税をやれば地方自治体の増収措置を考へていかなければならぬ、地方自治体の財政も考へていかなければならぬ、地方自治体の減税に見合う財源をどういふふうにして考へていかなければならぬ。これはまあ自治省が真剣に考へていかなければならぬ。減税をやつたままでしたら、各自自治体が住民に十分なサービスもできない。住民に十分なサービスをさせるには財源を考へていかなければならぬ。その財源をどこに求めるか。こういうことでいろいろ考へ、その中には大衆に負担を求めるような増収措置を考へていかなければならぬ。そういうことの中に、先ほど申し上げたような法人住民税の均等割とあるいは自動車税の増収措置というやうなことで、できるだけ国民大衆の皆さんの負担を避けるやうな最低の措置をしたというのが今回の措置と私は見てゐるわけではございまして。

○経塚委員 国民大衆の負担をできるだけ避けるやうな措置を講じたとおっしゃいますけれども、結果的にはこれは大衆課税になつてゐるのです。自動車税、軽自動車税ばかりです、中小法人もそうでありまして、どうも大臣に就任されてからトーンが落ちたやうな感じがいたしました。

といふことは、これは大臣が選挙中に述べられた大臣個人の責任にかかわる政策の訴えの文書なんです、こうおっしゃつてゐるのです。『サラリーマンに対しても、減税を行なうがその財源を他の税金の増税で賄うやり方は、国民をばかにしてゐるとしか言へません。』これはどうも選挙中におつちやつたことを大臣に就任をされてからやられておるのではないと思はれるのですよ、今度の改正案は、どうなんですか。

申を受けまして、単年度限りというものを「当分の間」と、こういうふうに変更というより改悪をされたわけでありまして。この問題につきましても、かつて新自由クラブは、野党のときには当委員会、本会議でもそうでありましたが、この地方税法の改正案に対して反対をされる理由の一つとして、この問題を反対討論の理由に挙げておられたのです。ところが今回は、逆に大臣は、反対の立場に立たないどころか、反対する我々の側を納得させようとする立場に立たれておる。これも選挙の公約から見ましていささか主客転倒してゐるのではないと思はれるのですが、どうなんですか。

○田川国務大臣 「増税なき財政再建」というのは、私ども、選挙中、もちろん演説の中にあるいは国民に理解を求めるために申し上げたことは間違いない事実でございまして。

ただ、先ほど申し上げましたやうに、減税の措置をとれば、当然その中に何らかの財源措置を求めていかなければならぬわけではございまして、そういう中にできるだけ大衆に対する負担は避けていこう、こういうことで今回の措置をとつたわけではございまして、経過の中にはいろいろございまして、私どもはこれが最低の措置であるといふふうに考へてゐるのでございまして。

○経塚委員 できるだけ大衆課税の措置を避けたとおっしゃいますが、中身を見てみればさうでないことは歴然といたしております。今の御答弁は納得できるものじゃございせんが、次に進みたいと思ひます。

これは、第三十七回選挙に臨んでの新自由クラブの十大政策、「十の約束」、こうおっしゃつておられますが、この中にこういう文言がございまして。「権限と財源の思い切つた自治体移譲」、こう言われておるわけですが、これは具体的にどういふ項目を指しておられるのですか。

○田川国務大臣 その文言だけでもう一回……。(経塚委員「権限と財源の思い切つた自治体移譲」と呼ぶ)

これは前からいろいろ申し上げましたように、地方自治体の財政再建の一つの方法として、権限をできるだけ移譲をしていくべきであるというようなことを申し上げているのでございます。

○経塚委員 私がお尋ねしたのは、具体的にどういう項目が入るのか、その点をお尋ねしているのです。

つけ加えて申し上げておきますと、これも同じく新自由クラブの「地方自治・三つの提言」、これは昨年の一斉地方選挙でお約束された内容であります。この中に「地方交付税交付金の在り方を、補助金の整理と同時並行で改革し、補助金の第二交付税化を含め、総額の引き上げを目指します。」等々と具体的に書かれておるのですね。そういうふうなことも指しておられるのですか。

○田川国務大臣 もう一回済みません。

○経塚委員 手元にお持ちじゃないですか、「地方自治・三つの提言」——お持ちじゃない。

ごらんになるまでもなく、大臣の新自由クラブの重大な地方選挙の政策、しかも数ある政策じゃないに、「三つの提言」ということでまとめられたことなのです。一般的に権限の移譲だとおっしゃいますけれども、具体的にどういう項目を指しておられるのか。問題はここだと思ふのですね、朝から論議されておる中身も、具体的にどういふことをやろうとなさっておるのか、ここが私たちの聞きたいところなのです。その点はどうぞでしょう。

○田川国務大臣 具体的に私が作成したものでなく、すぐ答弁できないでまことに申しわけございませんが、私どもがこの権限移譲云々を公約として掲げた中には、例えば、国の許可権による地方自治体への統制も国と地方自治体の関係のゆがめられている、そういうことで許可認可権というものをできるだけ地方に——これを中央官庁に保留させて、そして、国のチェックを受けなければ地方団体は何にもできないというふうなことではない、道路の幅員とか公園の位置、形状、面積などは一々建設省の詳細なチェックを受けなければ

ならないということになっていくけれども、そういうものはなくしていかねばならない、こういうことを挙げておりました。

○経塚委員 起債の許可権の問題についてであります。大臣、これは随分明確におっしゃっておりますが、先ほど申し上げました「地方自治・三つの提言」の中で書かれておるのです。「地方税を地域の実情に応じた数量範囲の広税に替え、自主財源を強化し」、この次であります。起債についても自己責任の原則により、許可制を廃止します。自己責任の原則により、許可制を廃止いたします。こゝ明言されているのです。これは、目指しますと努力しますとか検討しますとかではなく、「廃止します」と断言をされているのです。これはどうなんですか。やられるのですか。

○田川国務大臣 これはすぐできる問題ではございませんで、私どもが理想として掲げた一つの項目であります。

○経塚委員 すぐできる問題でないものを、「廃止します」。これはちよつと無責任な公約じゃないですか。

しかもこれはもう長年にわたっているのです。ね。もともと許可の権限を自治大臣が握っておるということ自体が地方自治の本旨から見ましても問題だということ、機会あるたびごとに論議をされ、そして関係地方六団体からも強く要望されておる、どんな角度から見ても、これは筋の通る問題ではないのです。しかも、税財源の移譲などは、これは大蔵との折衝も必要でしょう、総理の決断も必要でしょう、国全体のいろいろな複雑な要素が絡んでくるでしょう。しかし、起債の許可は、今大臣の手に握られておるのをばつと放せばいいのです。廃止とおっしゃるのですから、いつまでも握り締めておらずに——午前中も百年河清を待つというお話がございましたけれども、こんなものを握っていてどうなるのですか。握っていること自体が地方自治の本旨を逸脱しているのです。自分自身の責任でばつと放せば解決

のつく問題なんです。だからこれは大臣の責任で処理できる問題だと思ふます。その点、いかがですか。

○田川国務大臣 衝に当たつてみますと、そういうことは簡単にできるものではないということをおっしゃりたいと思ふます。

○経塚委員 衝に当たつてみると簡単にできるものじゃないというふうなことで、いろいろなことを公約されたことについて弁解がましいことをおっしゃるというのは、私はどうかと思ふます。

衝に当たつてからの大臣のおっしゃったことをちよつと引用いたしました。これは、一月二十日、川崎市での賀詞交換会の席上、「いまだ連立か」こういう文書をお配りになられた。大臣はこゝでこゝにおっしゃつておられますね。新自由クラブ代表が担当することになった自治大臣・国家公安委員長は、地方行政や警察行政を掌握する立場であります。こゝ述べてまして「閣僚として取りさばいて行くことになりました。こゝ得々と——得々と——言つちや言い過ぎかも知れませんが、抱負を述べておられるわけですね。そして、この連立の中で自民党の単独一党支配に風穴をあけたんだ、こゝいうことで「いまだ連立か」と、なぜ連立が必要かといふことの意義を強調されるとともに、就任されたことによつて譲歩を勝ち取つていく、こゝいうことをおっしゃつておられるわけですね。選挙の公約じゃないに、大臣に就任されてからのこれは言なんですよ。たとえ部分的でも、相手の譲歩を引出して基本政策を少しでも実現していくことが、真の民主政治であり、議会政治であると信じているのであります。こゝおっしゃつておられるのです。

午前中からの答弁の中で、資産公開の問題とか若干のことは成果じゃないか、こゝおっしゃいましたけれども、私がお尋ねをしておりますのは、地行委でありますから、地方自治に関するこゝについてどの程度自民党の一党政治に風穴をあけられたのか、どんな譲歩を勝ち取られたのか、

この点をお尋ねしているわけなんです。どうなんでしょうか。

○田川国務大臣 地方自治について、私どもが連立をした一つの前進的な事項を申し上げられれば、今回の地方税の改正につきまして、より以上一般大衆課税を避けることができたというふうな考へております。税制改正について多少でも評価があるとすれば、私どもは大衆課税をできるだけ最低限に抑えることができたというふうな思つております。

それから、先ほど言われました、お読みになった私が書いたものには、さつきあなたがおっしゃつたようなことは書いてありません。それは何かお間違ひではないかと思ふます。

○経塚委員 後でそれじゃ大臣の方でこれをお読みになった結構かと思ふますが、なぜ連立かといふことについて文書をお出しになられたことは、これはもう間違ひないと思ふますし、私が読み上げましたのは、その文書の中身を申し上げたわけでございます。

それでもう一点、この地方行政の問題についてお尋ねをしておきたいと思ふのですが、本会議でお尋ねをいたしました大企業の大損法人の問題です。これは御検討との御回答をいただいたわけでございますが、具体的に六十年度のいわゆる予算編成に当たりましてその検討の中身につきましては間に合う、かように解釈してよろしいでしょうか。

○閣議政府委員 赤字法人に対する課税のあり方につきましても、従来からいろいろと議論がされてきたところでございますし、特に法人中に占める赤字法人の割合が、五十七年度末におきまして五・三％になるという、最近ふえてきておる傾向があります。それに対しまして各方面からの課税のあり方についての御意見等も相当厳しくなつてきているというふうな私どもは受けとめておるわけでございます。

そういう議論を背景といたしまして、今回法人の均等割につきまして税率の引き上げをさせて

いただくこととしたわけでございますが、これをもつて私どもは赤字法人に対する課税のあり方につきましても基本的な解決がなされたものというふうには理解はいたしております。今後引き続き、税制調査会の御議論等をお願いしながら、この問題についての将来的なあり方につきましても検討を続けていきたいというふうに考えております。

それで、六十年からすぐやれるのかというお話でございますが、非常に大きな問題でございますので、それについて直ちにどういふ内容の結論を得ていつからやるといふことは、今の時点で申し上げられる段階ではございません。

○経塚委員 私に御質問を申し上げましたのは、欠損法人一般についてお尋ねをしたわけじゃございませんで、特に資本金十億以上の例を挙げまして、企業が企業活動に当たって自治体から受けておる行政サービスの割合に比して余りにも負担が経過するんじゃないか、真に受益者負担とおっしゃるのなら、その企業活動にふさわしい、自治体行政からサービスを受けておるにふさわしいそれなりの負担をさせる制度に改善をすべきじゃないか、こう申し上げたのが趣旨でございます。御検討との約束をいただいたのでありますので、できるだけ早く結論を出していただくことを申し上げておきたいと思ひます。

続きまして、警察行政に關しまして御意見を伺いたいと思ひますが、これはいろいろと新聞でもテレビでも報道されましたいわゆる奄美群島区における違反事件であります。

一部の新聞の報道によりますと、賭博のかけ金が数十億、買収の金額が三十億円にも上るのではないかと、こういうことさえ報道されております。しかも、この違法違反行為は全島を巻き込んでおります。まさに前代未聞のこれは腐敗事件であります。もしこんなことが残存されるということになりますと、議会制民主主義の根幹にもかかわる極めて重大な問題だ、かように考えております。しかも一人区という小選挙区制度のもとで発

生をしたという点でも重要だと考えております。

私も日本共産党・革新共同も現地に調査団を送りましていろいろ調査をいたしましたところでございますが、まずお尋ねをいたしましたのは、一体今日逮捕者数は何名に上つておるのか、その職業はどういうことか、あるいは違反の内容、さらに選挙賭博のかけ金あるいは買収の総額、また何市町村に累が及んでおるのか、この点について御答弁をいただきたいと思ひます。

○金澤政府委員 奄美群島区の選挙の關係につきましては、まず、買収等で二十五件、二十九名を検挙いたしております。

それから選挙賭博につきましても、これは五十五名を検挙いたしました。現在までに解明をいたしておりますかけ金の総額は一億六千四百九十万円でございます。これは奄美本島、徳之島にわたつておるわけでございます。

それから、選挙賭博事件の検挙被疑者の職業別というところでございましたが、建設業、会社員それから公務員、あとはそれぞれ農業とか無職とか、こういった職業になっております。

以上でございます。

○経塚委員 この違反の内容であります。例えば山田実とかあるいは町田など、一月十日の深夜から四名が逮捕されております。これは一言で申しますと、この内容は一体どういふようなのが違反の特徴になっておるのですか。

○金澤政府委員 ちょっと、今お尋ねの具体的な名前のあるは、選挙賭博の關係でございますか。選挙賭博につきましては、今申し上げましたように、両方の島にまたがりまして、保岡候補と徳田候補のどちらが勝つかということにつきまして、一つのタイプは全然ハンディなしで勝ち負けについてお金をかける、あと一つのタイプは片方の候補にハンディを何票かつけて優勢を争う、こういったようなことでこの選挙賭博が行われました。胴元といひますか、この賭博を主催したグループとしましては八つのグループに分かれておりますので、この八つのグループ、先ほど言ひまし

た五十五名を検挙した、こういう状況でございます。

○経塚委員 これは、恐らくまだ捜査の途中だろうと思うのですが、さらに逮捕者などがふえる、こういうふうに見込んでおられるのですか。

○金澤政府委員 選挙賭博の捜査につきましては、現在まだ終結をいたしていません。なお引き続き解明中でございます。

○経塚委員 公選法との關係でちょっとお尋ねをしておきたいと思ひます。

公選法二百二十一条一項一号に、物品の供与は違法行為、こう定められておりますが、例えばこの二百二十一条に定められておる物品の供与の中に、ガソリンを配付する、こういうようなことはどうなんですか。これはこの二百二十一条の違反行為に該当すると思ひますか。

○金澤政府委員 該当すると思ひます。

○経塚委員 これは、私どもが現地に調査に参りまして知り得た事実でございますが、昨年の選挙期間中の十二月十日に、天城町の役場で、十一日に保岡候補が龜徳港に來るのを迎へて行つてはし、こういうことで、勤務中、公務中に役場の多くの職員に対してガソリンを配付した、こう述べておるわけですね。

それで、これは大変なことだと、役場の職員の公務時間中に、しかも特定候補に、役場の場所において大量のガソリンを、迎へに行けというやうなことで、いわば運動へ協力をさせるということに配つた、違反になる、こういうことで、天城町役場四百七十五番地の植久隆氏、本人は名前を出していただいて結構だ、こうおっしゃつておるのですが、十二月二十二日午前八時半、徳之島の奈木保安課長に事件の概要を伝えまして、警察で捜査してもらいたい、そうすれば、証拠のガソリンのチケットも持つておるし、事情のわかる人もおりますと連絡をしたそうなんです。これは、何で奈木保安課長を知つておったかといひま

すと、親友会の会長をしておつた關係でじつこの間柄であつたので連絡をとつたそうでありま。そうしますと、奈木保安課長が、はい、すぐ行きます、こう答えましたので、植氏は基田氏の家に行つて昼過ぎまで待つておつたけれども、警察からはだれも来なかつた。そこで、今度は基田氏が十二月二十九日に鹿兒島県警に電話を入れたけれども、これも相手にされなかつた。

そこで、ことしになって一月二十三日に基田氏が徳之島署に電話を入れた。十二月二十二日から一カ月の間に私服の刑事が二回も家に來たところですが、捜査のために來られたのですか、こう聞いたところ、徳之島署では、いや、ただ遊びに寄つただけだ、こう答えたというのです。そしてもう一度基田氏が、ぜひ調べてほしい、こう訴えたそうでありまして、徳之島署は一向に今に至るもこれを取り上げておらない、こういう事実が私どもの調査で判明をいたしたわけですが、この点は御存じですか。

○金澤政府委員 ただいまお話のございました件、具体的なケースについては、私、現実に把握していません。

しかし一般論として申し上げますと、選挙違反にとどまらず、警察といたしましては、いろいろな違反の情報なり容疑情報というものが入つてまいりますが、それにつきましてはいろいろと実態把握に努めまして、証拠上、法律に触れるという事実、この事実をつかめたかどうかという点になります。つかめた場合にはこれを立件して検察庁の方に送致する、こういうことでやっております。

○経塚委員 現地に参りますと、どうも警察の態度がなまぬるい、一向に思うように腰を上げてくれぬ、一体どうなつてんだ、こういう不信感が至るところで聞かれるわけですね。

それで、これは新聞に報道されておることでありまして、二月二十三日の新聞の報道によりますと、こう書かれております。「徳田氏派被疑者の弁護活動をしている市村嘉久弁護士は今月上旬、

徳之島町の旅館で相談会を開いた。主婦を含め十五人ほどの島民が「実は私も(とくを)やった」と、次々に名乗り出て、全員が徳之島署に出頭するとい出した。市村弁護士は「なだめて二人だけを出頭させたところ、捜査が追いつかない」と、警察に待ったをかけられた、こう報道されております。

それから、さらにこんなこともこの新聞では報道されております。これは幸という人間がかけ金をした事件についての関連の記事であります。捜査本部は幸にかけ金を託した十人前後を割り出して、が、主婦を含めたこれら「預託者」はさらに親族、知人から「孫借り」しており、幸だけで関係者は百人を下らないといわれる。一方、幸との「土儀」で保岡氏派にかけた数千万円は古勝が一人で背負い、黒幕とみられる土建業者はうわさに上りながら逮捕されていらない。私どもの調査団が現地で聞き出した話も、それから一般紙が報道されております報道の中身も、まさに一致するわけなんです。

一体、警察は思い切った捜査を果たしてやっておるのかどうか、その根を断つために勇断を振るっておられるのかどうか、これは大変疑問に思うわけなんです、この点はいかがなものでしょうか。

○金澤政府委員 選挙賭博事件の捜査につきましては、確かに二つの島の捜査体制としては陣容に限りがございます。したがって、かゆいところに手の届くといったようなわけにはなかなかまいらないと思ひますけれども、鹿児島県警察といしましては本部の捜査二課の課員を応援に派遣をいたしました。この選挙賭博事件の捜査本部を現地に設置をいたしまして捜査に乗り出しておる、現在もその捜査本部は設置のままです。事件解明中でございます。こういった一つの賭博事件につきまして捜査本部を設置するというのは、通常のケースからいえば異例なことというふうに考えております。

○経塚委員 この事件は単に賭博好きな者が賭博

を行つたという程度のものではないと調査団の結果から判断をしたわけでありまして。

といひますのは、この奄美が本土に復帰をいたしましてから三十年間、いわゆる奄美の振興法、かさ上げ法、これがちょうど五十八年度で期限切れになる。そこで、もしこれが期限が切れてかさ上げがやられないということになると仕事はなくなる。これを引き続き期間を延長させるためにも、いわば意にかなった国会議員を送らなければならぬ、こういういわば利権が一つ絡んできております。

三十年間に投資をされました投資額が二千三百億円に上り、これに群がって随分と土建業者もふえたわけでありまして、警察の報告にもございまして、この賭博の中に多数の土建業者が含まれておる。そこで、この利権と絡んで、当選をさせるためには通常の手段では集票活動ができない。そこで考えられたのがいわゆる自分たちが目指す馬に金をかけさせる、そうすると金をかけた以上はどんなことがあつても勝たなければならぬ、そういうことで、今度はかけたその候補者への集票活動として買収行為が広がっていった。だから、たまたま賭博、ばくちの好きな者がおつて、そして選挙があつたのでどちらが勝つか、どちらの候補者が、どの馬が勝つかというふうなことでやつた程度のものでなくして、また、その程度の判断しかされておらないということになります。私は、これは今回のこの腐敗事件の根を断つことは到底できないと思ひます。利権が絡み、そしてこの利権を軸にいたしまして、角福戦争と言われたおつたさうでありますけれども、いわゆる集票活動での賭博事件が起きた、しかもこれが全島に及んでおる、こういう意味で私どもは極めて重大な事件だと考えております。それで、この根を断つかどうかというのが恐らく今度の捜査でも問われておると思うわけでありまして、そこで大臣にお尋ねをしたいと思います。

大臣が就任のときの記者会見で、警察の取り締

まり行政についてこうおっしゃっているのですね。「うんと悪い奴を先にやってもらいたい。権力を持つている人を恐れて捜査をぶらせてはいけない」、こうおっしゃっているのです。それからさらにこうもおっしゃっております。「問題は権力を持つている人たちだ。うんと悪いやつを先に徹底的にやつつけて欲しい。権力を持つている人を恐れてはいかん」、「巨悪」を逃しがちな現在の警察に大きなクサビを打ち込んだ。こう報道されているわけですね。

私は、これは大変英断をされた大臣の発言だと思ひますが、今回のこの奄美群島のいわゆる選挙に絡む、根の深い、しかも大規模なこの事件について、担当大臣とされまして、今申し上げましたように現地では警察に対する不信が起きておりまして、絶対的にそういうことはさせない、今私の申し上げましたいろいろな事例をも含めまして、しかるべき措置を講じられるのかどうか、英断ある御答弁をいただきたいと思ひます。

○田川国務大臣 奄美の選挙が非常に激烈であつたというところは私もよく承知しております。選挙が終りましてから私どものところへも似たようなお話を持つてこられた方もございまして、警察にも十分厳正に取り締まるように指示もいたしました。私は、警察が厳正公平に選挙の取り締まりをやつておるものと確信をしております。

選挙に関する取り締まりというのは、なかなか、行き過ぎが出てくる場合もあるし、取り締まる側としては慎重にやらなければなりません。私の経験からいしても、相手方がこれだけやってゐるのになぜ取り締まらないのかというふうな、むずむずした気持ちを持ったことも随分ございまして、実際に取り締まりの段階になりますと、はたで見ているほどそう簡単に何でもかんでも取り締まって摘発するということわけにもまいらないし、この点はそう簡単に、はたで見ているほどいくものではないのでございます。

毫も変わらないつもりでございます。

○経塚委員 厳正公平にやられると大臣の御答弁でございますが、ぜひひとつそういう姿勢で、今回の事件の根を断つような英断を望みたいと思ひます。もし今のような状況で警察行政に対する不信が現地でこれ以上広まるといふようなことになつて、重ねてその点を希望しておきたいと思ひます。

最後に、政治倫理の問題についてお尋ねをしたいと思います。時間もございませんで、政治資金の問題についてお尋ねをしておきたいと思ひます。

御質問もございましたが、これも大臣自身がお書きになったもので、「月刊新自由クラブ」八三年十二月号、「いま、政治に問われるもの」、こう題しまして、この中にこういう表現がございまして、「政治資金規正法の見直し」「政治活動の資金は本来、国民一人ひとりの自覚された参加に基づく個人献金によって支えられることが望ましい在り方である。現在の政治資金規正法を改正し、政治資金を個人献金に移行させるよう努力すべきである。」これは大臣自身がお書きになられた文章でございますが、これは現在も変わりございませんか。

○田川国務大臣 今御紹介がありました書いたものは、私の書いたものに間違いございません。考え方としては今も変わっておりませんで、自分自身もそのような努力をしておりますし、私どもの新自由クラブも、まだ十分とは言えませんが、そのような努力をして今日まで来ております。

○経塚委員 大臣自身も努力をされておる、新自由クラブもそのような観点から努力をされておる、こうおっしゃいましたけれども、五十七年度の新自由クラブの政資金を見ますと、よく聞いておいていただきたいのでありますが、収入額が三億八千五百七十八万八千円、このうち政治団体からの収入が一億一千百八十八万八千円、この政治団体

というのが新自由主義協会などでございますが、この新自由主義協会など政治団体からの収入が全体の六九%ですね。しかも、この新自由主義協会の収入額の中で団体からの収入でございまして、これが八千八百余万円で八二・六%を占めております。この中で百万円以上のものの企業が列挙されておりますけれども、これは随分たくさんございまして、特徴的なところを申し上げておきますと、三菱重工あるいは東芝、さらに石油連盟、こういう企業が入っておりますね。

これはどうなのですか、大臣。国からの補助金を受けておる、あるいは国の受注企業である。大臣が今回の選挙に当たりまして一番強調されたのは、いろいろをもらつたところだけじゃなしに、金によって、また地位を利用して、権力を利用して政治が動かされていく、この金権、金脈にこそ問題がある。私ももうそうであつてはならないと考えるならばこそ、企業、とりわけ国と関係のある企業などからの献金などはもつてのほかだ。もちろん、企業全般からも受けるべきでない、要求すべきでもない。というのは、企業というのは、営利企業なので、利益を目的にされているので、ただで金を出すはずはないのでありますから、そこに腐敗が生ずることは間違いないと見てもいいわけでありまして、大臣は、新自由クラブとしても、個人献金に会派としても政党としても努力をされておるとおっしゃいましたが、今の御答弁と比べて、これは一体どうなのですか。

○田川国務大臣 御指摘の企業から新自由クラブが献金を受けていることもあるはずでございます。これは否定をいたしません。しかし、そう大きな額ではないはずでございますし、また、私どもの新自由クラブが企業献金を受けている比率というものは約半分ちょっとだと思つたのです。相当努力をして個人献金に移行をしつつあるわけでございます。

ただ、ここで一つ申し上げますが、それでは個人献金がすべていいかといいますれば、個人で献

金をされても、個人とその政党あるいは政治家との関係でやはり問題も出てくるわけでございます。そういう意味から私は企業献金がすべていいというふうな考え方には必ずしも立っていないのでございます。そういう意味で、個人献金については余り比率が多くなることは好ましくありません。なるべくなら個人献金に移していかねければなりませんけれども、個人献金といつてもその額に問題があり、その動機に問題があるのでございまして、そういうことを考えつつやっているとおりでございます。

○経塚委員 額はそう大きくないとおっしゃいますけれども、例えば石油連盟などは三百万円にも上つておられますし、先ほど申し上げましたように団体のものが八二・六%を占めておるわけですね、新自由主義協会の中で。そういうことですか、これは今の大臣の答弁は当たらないと思つております。

さらに、最後に一点お尋ねをしておきたいと思つておりますが、大臣個人としても努力されておるとおっしゃいますけれども、公職選挙法第九十九条には「衆議院議員及び参議院議員の選挙に關しては国又は公共企業体と、地方公共団体の議会の議員及び長の選挙に關しては当該地方公共団体と、請負その他特別の利益を伴う契約の当事者である者は、当該選挙に關し、寄附をしてはならない。」さらに「二百条では「何人も、選挙に關し、第九十九条に規定する者に対して寄附を勧誘し又は要求してはならない。」と述べられております。

ところが、五十五年六月二十二日執行の選挙でございまして、候補者名、あなた自身の届けでございますが、五月十九日から六月三十日までの分として東海建設から献金を受けております。この企業は横浜防衛施設局、東京防衛施設局等々の工事を行う五十五年二月から五十五年十一月の間、五十五年三月から五十五年八月の間に請け負つておるわけですね。これは明らかに私が読み上げました公職選挙法違反に該当する項目なのです

よ。

新自由クラブとしても努力しており、大臣個人としても努力をされておる、こういうことをおっしゃいましたけれども、また大臣はあつたところで「李下に冠を正さず、瓜田にくつを入れず」ということも述べておられますけれども、おっしゃつておることと申上げましたような事実とは随分食い違つておると思つたすね。恐らく大臣自身の本意はそうではないかと思つたすね、私も、私も企業献金を禁止すべきだと申し上げたのは、こういう金脈、金権の腐敗の根源になりかねない、こう考えたからこそ申し上げておるわけでございます。そういう疑念が起きないように、選挙で公約として掲げられたいわゆる企業献金廃止の方向に向かつて明確な態度をとられることを希望いたします。時間も参りましたので、私の質問を終わります。

○大石委員長 次に、地方財政に關する件について調査を続けます。

この際、昭和五十九年度地方財政計画について説明を聴取いたします。田川自治大臣。

○田川国務大臣 昭和五十九年度の地方財政計画の概要について御説明申し上げます。

現下の地方財政は、巨額の借入金を抱え、これ以上の借入金依存は地方財政の基盤を揺るがせかねない状況にあり、今後の行財政改革の積極的推進と財政体質の抜本的改善が喫緊の課題となっております。このため、交付税特別会計における新たな借り入れは原則として行わず、当分の間、法律の定めるところによりまして地方交付税総額について必要な特例措置を講ずることといたします。とともに、既往の借入金につきまして、国、地方の負担区分に応じ、分割整理するなど地方財政対策の見直しを行うことといたしました。

また、昭和五十九年度の地方財政につきましては、引き続き大幅な収支均衡にあることにかんがみ、おおむね国と同一の基調に立ちまして、歳出

面におきましては、経常経費、投資的経費を通じてその抑制を徹底して行い、歳入面におきましては、地方税制の改正、受益者負担の適正化等により所要の地方財源を確保し、地方債依存度の引き下げを行うなど、経費支出の効率化と限られた財源の重点的配分に徹し、節度ある財政運営を行うことを基本としております。

昭和五十九年度の地方財政計画は、このような考え方を基本として策定いたしておりますが、以下その策定方針について御説明申し上げます。

第一に、最近における地方税負担の現状及び厳しい地方財政の実情にかんがみ、住民負担の軽減及び合理化を図るため、個人住民税につきまして基礎控除等の所得控除の額の引き上げ、市町村民税所得割の税率及びその適用区分の調整、低所得者層に係る非課税限度額の引き上げ等の措置を講ずるとともに、法人住民税均等割の税率の引き上げ、自動車税及び軽自動車税の税率の調整並びに固定資産税等に係る課税標準の特例措置等の整理合理化等を行うこととしております。

第二に、地方財政の運営に支障が生ずることのないようにするため、昭和五十九年度の地方財源不足見込み額については、地方交付税の増額と建設地方債の増発により完全に補てんすることとしております。

第三に、抑制的基調のもとにおいても、地域経済の振興や雇用の安定を図りつつ、その特性を生かした地域社会の形成を進めるとともに、住民生活に直結した社会資本の整備等を図るための諸施策を実施することとしております。このため、福祉施策及び教育、文化振興対策等の推進を図るための財源を充実にいたしますとともに、投資的経費につきましても、個性的で魅力ある町づくり、地域づくりを積極的に推進するため新たにまちづくり特別対策事業を創設する等所要額を確保することとし、また、過疎地域に対する財政措置を引き続き講ずることとしております。

第四に、地方行政運営の合理化と財政秩序の確立を図るため、定員管理の合理化、一般行政経

費の抑制及び国庫補助負担基準の改善を図るはか、年度途中における事情の変化に弾力的に対応できるように必要な措置を講ずることとしております。

以上の方針のもとに昭和五十九年度の地方財政計画を策定いたしました結果、歳入歳出の規模は四十八兆二千八百九十二億円となり、前年度に対し八千三百三十二億円、一・七％の増加となっております。

以上が昭和五十九年度の地方財政計画の概要であります。

○大石委員長 以上で説明は終わりました。

○大石委員長 次に、内閣提出、地方税法等の一部を改正する法律案、内閣提出、地方交付税法等の一部を改正する法律案及び内閣提出、消防施設強化促進法の一部を改正する法律案の三案を議題とし、順次趣旨の説明を聴取いたします。田川自治大臣。

地方税法等の一部を改正する法律案
地方交付税法等の一部を改正する法律案
消防施設強化促進法の一部を改正する法律案
〔本号末尾に掲載〕

○田川國務大臣 ただいま議題となりました地方税法等の一部を改正する法律案の提案理由とその要旨につきまして御説明申し上げます。

明年度の地方税制につきましては、最近における地方税負担の状況及び厳しい地方財政の実情にかんがみ、住民負担の軽減及び合理化を図るため、個人住民税について、基礎控除等の所得控除の額の引き上げ、市町村民税所得割の税率及びその適用区分の調整、低所得者層に係る非課税限度額の引き上げ等の措置を講ずるとともに、法人の住民税及び事業税の一部納付後の徴収猶予制度の

廃止、法人住民税均等割の税率の引き上げ、自動車税及び軽自動車税の税率の調整並びに固定資産税等に係る課税標準の特例措置等の整理合理化を行い、あわせて地方道路譲与税等について譲与時期及び譲与時期ごとに譲与すべき額の変更を行い、並びに日本国有鉄道の公害防止設備に係る市町村納付金の特例措置の適用期限を延長するほか、所要の規定の整備を図る必要があります。

以上がこの法律案を提案いたしました理由であります。

次に、この法律案の要旨につきまして御説明申し上げます。

第一は、地方税法の改正に関する事項であります。

その一は、道府県民税及び市町村民税についての改正であります。

まず、個人の道府県民税及び市町村民税につきましては、国民の強い期待にこたえ、平年度三千万円余の本格的な減税を実施することとし、基礎控除等の所得控除の額の引き上げを行うほか、障害者等の非課税限度額の引き上げ、個人年金保険料に係る別枠の控除制度の創設、市町村民税所得割の税率及びその適用区分の調整等を行うとともに、低所得者層の税負担に配慮するため、所得割の非課税限度額を引き上げることとしたしております。

また、みなし法人課税を選択した場合の課税の特例措置の適用期間を延長すること等の措置を講ずることとしたしております。

次に、法人の道府県民税及び市町村民税につきましては、法人の事業活動と地域社会との受益関係等を勘案して、均等割の税率の引き上げを行うこととしたしております。

その二は、不動産取得税についての改正であります。

不動産取得税につきましては、住宅の供給の促進等に資するため、一定の新築住宅について、その取得がなされたものとみなされる日を当該住宅が新築された日から九月を経過する日とし、現行

の六月から三月延長することとしたしております。

また、土地地区画整理事業において換地不交付となったことにより清算金を受けて取得した代替不動産について課税標準の特例措置を講ずることとするほか、国の行政機関の作成した計画に基づく政府の補助を受けて取得した農林漁業者の共同利用施設に係る課税標準の特例措置の適用期限を延長する等の措置を講ずることとしたしております。

その三は、自動車税及び軽自動車税についての改正であります。

自動車税及び軽自動車税につきましましては、最近における所得、物価水準の推移等を考慮して税率の調整を行うこととし、自動車税についてはおおむね一〇％引き上げることとしたしております。なお、営業用の自動車及び軽自動車については、その引き上げ率をおおむね五％としたしております。

その四は、固定資産税及び都市計画税についての改正であります。

固定資産税及び都市計画税につきましましては、日本自動車ターミナル株式会社の事業用家屋及び償却資産に係る課税標準の特例措置を廃止する等特例措置の整理合理化を行うほか、公害防止設備に係る非課税措置の適用期限を延長する等の措置を講ずることとしたしております。

その五は、電気税についての改正であります。

電気税につきましましては、産業用電気に係る非課税品目の縮減を行うとともに、繊維製品及び紙の製造の用に供する電気に係る軽減税率の適用期限を延長することとしたしております。

その六は、特別土地保有税についての改正であります。

特別土地保有税につきましましては、地方公共団体、森林組合等の法人が、分収育林契約に基づいて行う育林の用に供する一定の土地の保有またはその取得について非課税とする等の措置を講ずることとしたしております。

その七は、自動車取得税についての改正であります。

自動車取得税につきましましては、地域住民の生活に必要な路線で運行の維持が困難になっているものの用に供するため政府の補助を受けて取得した一定のバスに係る非課税措置の適用期限を延長することとしたしております。

その八は、事業所税についての改正であります。

事業所税につきましましては、中小企業者が公害防止事業団から譲渡を受けた共同利用建物に対する事業に係る事業所税の非課税措置の適用期限を延長する等の措置を講ずることとしたしております。

その九は、国民健康保険税についての改正であります。

国民健康保険税につきましましては、他の医療保険制度との均衡等を勘案して、課税限度額を現行の二十八万円から三十五万円に引き上げるとともに、減額の基準のうち基礎控除額相当額を、昭和五十九年度にあっては二十六万円とすることとしたしております。

その十は、国際科学技術博覧会の開催に伴う特例措置についてであります。

明年三月から国際科学技術博覧会が開催されることに伴い、国際科学技術博覧会協会等に対する住民税及び事業税、旅館における外客の宿泊及びこれに伴う飲食に対する料理飲食等消費税、国際科学技術博覧会の用に供する家屋等に対する固定資産税等を非課税とする特例措置を講ずることとしたしております。

その十一は、徴収猶予制度の廃止及び納税環境の整備についての改正であります。

まず、道府県民税及び市町村民税の法人税割並びに法人の事業税について、一部納付後の徴収猶予制度を廃止することとしたしております。

また、地方税における納税環境の整備を図るため、官公署等への協力要請等に関する規定を設けることとするほか、更正等によって増加した税額のうち一定の部分に係る過少申告加算金については、現行の百分の五にかえて百分の十の割合を乗じて計算した額とすることとしたしております。

第二は、地方道路譲与税法、石油ガス譲与税法、自動車重量税と税法及び航空機燃料譲与税法

の改正に関する事項であります。

これらの譲与税法につきましては、所要の経過措置を講じた上、譲与時期及び譲与時期ごとに譲与すべき額の変更を行うこととしたしております。

第三は、国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律の改正に関する事項であります。日本国有鉄道等の公害防止設備に係る非納付措置の適用期限を延長することとしております。

以上の改正の結果、明年度におきましては、個人住民税の課税最低限の引き上げ等により三千百二十九億円の減収となる一方、法人住民税均等割の税率の引き上げ、自動車税及び軽自動車税の税率の調整等により二千七百七十三億円の増収が見込まれ、差し引き三百五十六億円の減収となる見込であります。

以上が地方税法等の一部を改正する法律案の提案理由及びその要旨であります。

何とぞ、慎重御審議の上、速やかに御可決あらんことをお願い申し上げます。

次に、地方交付税法等の一部を改正する法律案の提案理由とその要旨について御説明申し上げます。

地方財政の現状にかんがみ、当分の間、地方交付税の総額について、法律の定めるところにより、その安定的な確保に資するため必要な特例措置を講ずることを法定し、昭和五十九年度分の地方交付税の総額について所要の加算を行うとともに、各種の制度改正等に伴い必要となる行政経費の財源を措置するため、地方交付税の単位費用を改正するほか、交付税及び譲与税配付金勘定における借入金の一部を一般会計へ帰属させるとともにその償還方法を変更する必要がある理由であります。

次に、この法律案の内容につきまして御説明申し上げます。

第一は、地方交付税法の一部改正に関する事項であります。

まず、地方交付税の総額に係る特例についてであります。地方財政の健全化に資するため、昭和五十九年度以降、交付税及び譲与税配付金勘定における新たな借入金措置は原則として行わないこととし、かわって、当分の間、法律の定めるところにより、地方交付税の総額について、その安定的な確保に資するため必要な特例措置を講ずることとしております。

さらに、交付税及び譲与税配付金勘定の借入金のうち国が負担することとされていた額に相当する借入金については、その償還時に一般会計から臨時地方特例交付金として繰り入れることとしていた制度を廃止し、当該借入金を一般会計へ帰属させるとともに、残った同勘定の借入金については、今後これに係る利子を含めて地方が負担することとし、あわせて当該借入金の償還期間を変更することとしております。

これらの措置に伴い、昭和五十九年度から昭和七十五年度までの各年度分の地方交付税の総額は、地方交付税法第六条第二項の額から各年度における交付税及び譲与税配付金勘定の借入金減少額と同勘定における当該各年度分の利子の支払いに充てるため必要な額との合算額を減額した額とすることとしております。

なお、昭和五十九年度分の地方交付税の総額についてであります。借入金の償還期間の変更に伴い、その総額は、地方交付税法第六条第二項の額から昭和五十九年度分の利子の支払いに充てるため必要な額三千六百三十八億円を減額した額に、地方交付税の総額の特例措置額千七百六十億円を加算した額としております。

また、昭和五十九年度の特例措置として加算される千七百六十億円のうち三百億円に相当する額については、昭和六十六年度及び昭和六十七年度の両年度において、当該各年度の地方交付税の総額からそれぞれ百五十億円ずつ減額することとしております。

次に、昭和五十九年度の普通交付税の算定については、生活保護基準の引き上げ、老人保健制度

の実施等福祉施策に要する経費、教職員定数の改善及び私学助成等教育施策に要する経費、公園、清掃施設、市町村道、下水道等住民の生活に直結する公共施設の維持管理に要する経費並びに過密過疎対策、消防救急対策、公害対策等に要する経費の財源を措置し、あわせて投資的経費については地方債振りかえ後の所要経費の財源を措置することとしております。

さらに、昭和五十八年度において発行を許可された財源対策債等の元利償還金を基準財政需要額に算入することとしております。

第二は、交付税及び譲与税配付金特別会計法の一部改正に関する事項であります。

交付税及び譲与税配付金勘定における借入金千一兆五千二百八十八億七千八百万円のうち、五兆八千二百七十七億六千三百万円に相当する借入金については、これを一般会計へ帰属させるとともに、同勘定における借入金の償還期間について、現行の昭和五十九年度から昭和七十三年度までを昭和六十六年度から昭和七十五年度までに変更することとし、あわせて所要の規定の整備を図ることとしております。

以上が地方交付税法等の一部を改正する法律案の提案理由及びその要旨であります。

何とぞ、慎重御審議の上、速やかに御可決あらんことをお願い申し上げます。

次に、消防施設強化促進法の一部を改正する法律案について、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

市町村の消防施設の整備につきましては、昭和二十八年度の消防施設強化促進法の制定により、国庫補助制度の確立を見て以来、逐次その充実強化が図られてきたところでありますが、昭和四十九年度には、人口急増市町村における消防施設の整備を促進するため、これらの市町村の消防施設の整備に係る国庫補助率を二分の一以内に引き上げることとされ、昭和五十八年度まで特例措置を講じてきたところであります。しかしながら、昭和五十九年度以降においても、なお相当数の人口急

増市町村の存在が予想されますので、これら市町村における市街地の拡大等に伴う消防施設整備の緊急性にかんがみ、国庫補助率の特例措置を延長する必要があります。

以上がこの法律案を提出いたしました理由であります。

次に、この法律案の内容につきまして御説明申し上げます。

人口急増市町村における消防施設の整備を促進するため、これらの市町村における消防施設の整備に係る国庫補助率を二分の一以内とする措置を引き続き昭和六十三年度まで講ずることとしたしますとともに、政令で定める市町村について、この補助率を七分の三以内とする特例を定めることとしたしております。

以上が消防施設強化促進法の一部を改正する法律案の提案理由及びその内容の概要であります。

何とぞ、慎重御審議の上、速やかに御可決あらんことをお願い申し上げます。

○大石委員長 以上で三案についての趣旨の説明は終わりました。

次回は、公報をもってお知らせすることとし、本日は、これにて散会いたします。

午後五時三十一分散会

地方税法等の一部を改正する法律案

地方税法等の一部を改正する法律案

(地方税法の一部改正)

第一条 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

目次中「第十九条の十三」を「第十九条の十四」に、「第二十條の十一」を「第二十條の十二」に、「第三百七十七條の七」を「第三百七十七條の八」に改める。

第十五条の三を削る。

第十五条の四の見出し中「取消」を「取消し」に改め、同条第一項中「又は前条」を削り、同項第二号中「を求め」に改め、同条を第十五

条の三とする。

第十五条の四の二第一項第三号中「行なう」を「行う」に改め、同条を第十五条の四とする。

第十五条の六の見出し中「取消」を「取消し」に改め、同条第一項第一号中「第十五条の四第一項第一号又は第二号」を「第十五条の三第一項第一号又は第二号」に改め、同条第二項中「第十五条の四第三項」を「第十五条の三第三項」に改める。

第十五条の九第一項ただし書中「第十五条の四第一項」を「第十五条の三第一項」に改め、同条第三項中「若しくは」を「若しくは」に、「前二項」を「前三項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 第二十条の九の三第四項ただし書の規定により徴収の猶予をした場合には、その猶予をした地方税に係る延滞金につき、その猶予をした期間（延滞金が年十四・六パーセントの割合により計算される期間に限るものとし、前二項の規定により延滞金の免除がされた場合には、当該免除に係る期間に該当する期間を除く。）に対応する部分の金額の二分の一に相当する金額は、免除する。

第十六条の四第十二項中「国税通則法」の下に「昭和三十七年法律第六十六号」を加える。

第十六条の五第一項中「第十五条の四第一項」を「第十五条の三第一項」に改める。

第一章第十二節第二款第十九条の十三の次に次の一条を加える。

（原告が行うべき証拠の申出）

第十九条の十四 第十九条第一号、第三号、第五号若しくは第六号に掲げる処分又は加算金の決定に係る行政事件訴訟法第三條第二項に規定する処分の取消しの訴えにおいては、その訴えを提起した者が必要経費又は損金の額の存在その他これに類する自己に有利な事実につきその処分の基礎とされた事実と異なる旨を主張しようとするときは、相手方当事者となつた地方団体の長又は第三條の二に規定

する支庁、地方事務所、市の区の事務所若しくは税務に関する事務所の長がその処分の基礎となつた事実を主張した日以後遅滞なくその異なる事実を具体的に主張し、併せてその事実を証明すべき証拠の申出をしなければならぬ。ただし、当該訴えを提起した者が、その責めに帰することができない理由によりその主張又は証拠の申出を遅滞なくすることができなかつたことを証明したときは、この限りでない。

2 前項の訴えを提起した者が同項の規定に違反して行つた主張又は証拠の申出は、民事訴訟法（明治二十三年法律第二十九号）第三百九条第一項の規定の適用に関しては、同項に規定する時機に後れて提出した攻撃又は防御の方法とみなす。

第二十条の十一を第二十条の十二とし、第二十条の十の次に次の一条を加える。

（官公署等への協力要請）

第二十条の十一 徴税吏員は、この法律に特別の定めがあるものを除くほか、地方税に関する調査について必要があるときは、官公署又は政府関係機関に、当該調査に関し参考となるべき簿書及び資料の閲覧又は提供その他の協力を求めることができる。

第二十三条第一項第四号中「第四十二條の二」を「第四十二條の四」に改める。

第二十四条第三項中「外国法人」を「この法律の施行地に本店又は主たる事務所若しくは事業所を有しない法人（以下「外国法人」という。）」に、「行なわれる」を「行われる」に改める。

第二十四条の五第一項第三号中「前年中の所得の金額（分離課税に係る所得割の課税標準である退職所得の金額を除く。）が八十万円を「前年の合計所得金額が百万円」に改める。

第三十四条第一項第六号中「二十一万円」を「二十四万円」に、「二十三万円」を「二十六万円」に改め、同項第七号から第九号までの規定中「二十一万円」を「二十四万円」に改め、同項第十

号及び第十一号中「二十二万円」を「二十五万三千円」に、「二十三万円」を「二十六万三千円」に改め、同条第二項中「二十二万円」を「二十五万三千円」に改め、同条第三項中「二十五万円」を「二十九万三千円」に改め、同条第四項中「二十六万円」を「三十万三千円」に改める。

第四十五条の三の次に次の一条を加える。

（事業所得等を生ずべき業務を行う者の帳簿書類の保存）

第四十五条の四 その年において不動産所得、事業所得又は山林所得を生ずべき業務を行う個人で、その年の前々年中又は前年中の所得について所得割（分離課税に係る所得割を除く。）を課されたもの（これに準ずる者として自治省令で定める者を含む。）は、自治省令で定めるところにより、その年においてこれらの業務に関し作成し、又は受領した帳簿及び書類を保存するものとする。

第五十二条第一項の表中「三十万円」を「七十五万円」に、「二十万円」を「五十万円」に、「四万円」を「十万円」に、「二万二千円」を「三万円」に、「四千元」を「一万円」に改める。

第五十三条第十五項中「第十五条の三及び」を削る。

第六十四条第一項中（第十五条の三第一項又は第二項の規定によつて徴収猶予を受けた法人がその徴収猶予に係る税金を納付する場合を含む。）又は第五十三条第三項を「又は同条第三項」に、「同条第三項」を「同項」に改め、「以下」を削り、同項第一号中（第四号に掲げる税額を除く。）を削り、同項第四号を削る。

第六十六条第二項中「第十五条の三第一項若しくは第二項又は第十五条の四の二第一項」を「第十五条の四第一項」に改める。

第七十二条の五第一項第四号中「農業協同組合中央会」の下に、「農業協同組合連合会（医療法昭和二十三年法律第二十五号）第三十一条に規定する公的医療機関に該当する病院又は診療所を設置するもので政令で定めるものに限る。」

第七十二条の十四第一項及び第七十二条の二十四項において「特定農業協同組合連合会」という。）を加える。

第七十二条の十四第一項ただし書中「第四十二條の二」を「第四十二條の三」に改め、「農業協同組合連合会」の下に（特定農業協同組合連合会を除く。）を加える。

第七十二条の二十二第四項第一号中「農業協同組合連合会」の下に（特定農業協同組合連合会を除く。）を加える。

第七十二条の二十五第八項中、「第十五条の三」を削る。

第七十二条の二十八第四項中「中間納付額」という。）を削り、「第七十二条の四十四」の下に「第七十二条の四十六」を加え、「同じ」を「中間納付額」という。）に改める。

第七十二条の三十一第一項ただし書中「但し」を「ただし」に、「左の」を「次の」に、「左」を「当該各号に」に、「及び第七十二条の四十四」を「第七十二条の四十四及び第七十二条の四十六」に改める。

第七十二条の四十五第一項中（第十五条の三第一項又は第三項の規定によつて徴収猶予を受けた法人がその徴収猶予に係る税金を納付する場合を含む。）を削り、同項第二号中（第四号に掲げる税額を除く。）を削り、同項第四号を削る。

第七十二条の四十六第一項中「除く。」及び「含む。」の下に「以下本項において同じ。」を加え、「因る」を「よる」に、「当該修正申告に因つて」を「当該修正申告書によつて」に、「控除した税額」を「控除した金額とする。以下本項において「対象不足税額等」という。）に改め、「乗じて計算した金額」の下に（当該対象不足税額等（当該更正又は修正申告前にその更正又は修正申告に係る法人の事業税について更正又は修正申告書の提出があつた場合においては、その更正による不足税額又は修正申告書によつて増加した税額の合計額（これらの税額の計算の基礎となつた事

不足金額等（当該更正又は修正申告前にその更正又は修正申告に係る道府県法外普通通税について更正又は修正申告書の提出があつた場合においては、その更正による不足金額又は修正申告書によつて増加した税額の合計額（当該更正又は修正申告前の納入申告又は修正申告に係る課税標準額又は税額に誤りがあつたことについて正当な事由があると認められたときは、その更正による不足金額又は修正申告書によつて増加した税額を控除した金額とし、当該道府県法外普通通税についてその納入すべき金額若しくは納付すべき税額を減少させる更正又は更正に係る不服申立て若しくは訴えについての決定、裁決若しくは判決による原処分の変更があつたときは、これらにより減少した部分の金額に相当する金額を控除した金額とする）を加算した金額とする）が納入申告書の提出期限までにその提出があつた場合における当該納入申告書に係る税額に相当する金額と五十万円とのいずれが多い金額を超えるときは、当該超える部分に相当する金額（当該対象不足金額等が当該超える部分に相当する金額に満たないときは、当該対象不足金額等）に百分の五の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。」を加える。

第二百七十九条第一項中「隠べいし」を「隠べいしに、且つ」を「かつ」に、「基いて」を「基ついて」に、「同条同項」を「政令で定めるところにより、同項」に、「因る」を「よる」に、「因り」を「より」に改める。

第二百九十二条第一項第四号中「第四十二条の三」を「第四十二条の四」に改める。

第二百九十五条第一項第三号中「前年中の所得の金額（分離課税に係る所得割の課税標準である退職所得の金額を除く）が八十万円」を「前年の合計所得金額が百万円」に改め、同条第三項中「前年中の所得の金額」を「前年の合計所得金額」に改める。

第三百二十二条第一項の表中「百二十万円」を「三百万円」に、「七十万円」を「百七十五万円」に、「十六万円」を「四十万円」に、「六万円」を「十五万円」に、「四万八千円」を「十二万円」に、「二万六千円」を「四万円」に改め、同条第二項を次のように改める。

2 市町村は、前項に定める標準税率を超える税率で均等割を課する場合には、同項の表の各号の税率に、それぞれ一・二を乗じて得た率を超える税率で課することができない。

第三百十四条の二第一項第六号中「二十一万円」を「二十四万円」に、「二十三万円」を「二十六万円」に改め、同項第七号から第九号までの規定中「二十一万円」を「二十四万円」に改め、同項第十号及び第十一号中「二十二万円」を「二十五万三千円」に、「二十三万円」を「二十六万三千円」に改め、同条第二項中「二十一万円」を「二十五万三千円」に改め、同条第三項中「二十五万円」を「二十九万三千円」に改め、同条第四項中「二十六万円」を「三十万三千円」に改める。

第三章第一節第三款中第三百七十七条の七の次に次の一条を加える。

（事業所得等を生ずべき業務を行う者の帳簿書類の保存）

第三百七十七条の八 その年において不動産所得、事業所得又は山林所得を生ずべき業務を行う個人で、その年の前々年中又は前年中の所得について所得割（分離課税に係る所得割を除く）を課されたもの（これに準ずる者として自治省令で定める者を含む）は、自治省令で定めるところにより、その年においてこれらの業務に関し作成し、又は受領した帳簿及び書類を保存するものとする。

第三百二十一条の八第二十二項中「第十五条の三及び」を削る。

第三百二十六条第一項中「（第十五条の三第一項又は第二項の規定によつて徴収猶予を受けた法人がその徴収猶予に係る税金を納付する場合を含む）、第三百二十一条の八第三項」を「同条第三項」に改め、「以下」を削り、同項

第二号中「（第五号に掲げる税額を除く）」を削り、同項第五号を削る。

第三百二十八条の十一第一項中「含む」の下に「以下本項において同じ。」を加え、「納入申告書に係る」を「納入申告に係る」に改め、「不足金額」という。を、「計算した金額」の下に「（当該対象不足金額（当該更正前にその更正に係る分離課税に係る所得割について更正があつた場合においては、その更正による不足金額の合計額（当該更正前の納入申告に係る課税標準額又は税額に誤りがあつたことについて正当な理由があると認められたときは、その更正による不足金額を控除した金額とし、当該分離課税に係る所得割についてその納入すべき金額を減少させる更正又は更正に係る不服申立て若しくは訴えについての決定、裁決若しくは判決による原処分の変更があつたときは、これらにより減少した部分の金額に相当する金額を控除した金額とする）を加算した金額とする）」が納入申告書の提出期限までにその提出があつた場合における当該納入申告書に係る税額に相当する金額と五十万円とのいずれが多い金額を超えるときは、当該超える部分に相当する金額（当該対象不足金額が当該超える部分に相当する金額に満たないときは、当該対象不足金額）に百分の五の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。」を加える。

第三百二十八条の十二第一項中「市町村長は」の下に「政令で定めるところにより」を加える。

第三百二十九条第二項中「第十五条の三第一項若しくは第二項又は第十五条の四の二第一項」を「第十五条の四第一項」に改める。

第三百四十八条第二項に次の一号を加える。

三十三 放送大学学園が放送大学学園法第二十条第一項第一号又は第二号に規定する業務の用に供する固定資産で政令で定めるもの

第三百四十九条の三第八項中「その他の地方的な航空運送を確保するため必要な路線」を削る。

第四百四十四条第一項第一号イ中「〇・〇五リットル」を「〇・〇五リットル」に、「〇・六キロワット」を「〇・六キロワット」に、「七〇〇円」を「千円」に改め、同号ロ中「〇・〇五リットル」を「〇・〇五リットル」に、「〇・〇九リットル」を「〇・〇九リットル」に、「〇・六キロワット」を「〇・六キロワット」に、「〇・八キロワット」を「〇・八キロワット」に、「千四百円」を「千二百円」に改め、同号ハ中「〇・〇九リットル」を「〇・〇九リットル」に、「〇・八キロワット」を「〇・八キロワット」に、「千四百円」を「千二百円」に改め、同号ニ中「二千八百五十円」を「三千五百円」に改め、同号ロ中「五千二百円」を「五千五百円」に、「六千五百円」を「七千二百円」に、「二千九百円」を「三千円」に、「三千六百五十円」を「四千円」に改め、同項第三号中「三千六百五十円」を「四千円」に改める。

第四百八十九条第一項第十八号中「人工軽量骨材（頁岩を原料とするものに限る。）及び」を削る。

第四百九十一条の二第五項中「第十五条の四第三項」を「第十五条の三第三項」に改める。

第四百九十八条第一項中「含む」の下に「以下本項において同じ。」を加え、「誤」を「誤り」に、「因る不足金額」を「よる不足金額（以下本項において「対象不足金額」という。）」に改め、「計算した金額」の下に「（当該対象不足金額（当該更正前にその更正に係る電気税等について更正があつた場合においては、その更正による不足金額の合計額（当該更正前の納入申告に係る課税標準額又は税額に誤りがあつたことについて正当な事由があると認められたときは、その更正による不足金額を控除した金額とし、当該電気税等についてその納入すべき金額を減少させる更正又は更正に係る不服申

立て若しくは訴えについての決定、裁決若しくは判決による原処分の変更があつたときは、これらにより減少した部分の金額に相当する金額を控除した金額とする。』を加算した金額とする。』が納入申告書の提出期限までにその提出があつた場合における当該納入申告書に係る税額に相当する金額と五十万円とのいずれが多い金額を超えるときは、当該超える部分に相当する金額（当該対象不足金額が当該超える部分に相当する金額に満たないときは、当該対象不足金額）に百分の五の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。』を加える。

第四百九十九条第一項中「隠ぺいし」を「隠ぺいし」、「且つ」を「かつ」、「基いて」を「基づいて」、「同条同項」を「政令で定めるところにより、同項」に、「因る」を「よる」に改める。

第五百三十六条第一項中「含む」の下に「以下本項において同じ。」を加え、「誤」を「誤り」に、「因る不足税額」を「よる不足税額（以下本項において「対象不足税額」という。）」に改め、「計算した金額」の下に「（当該対象不足税額（当該更正前にその更正に係る釐産税について更正があつた場合においては、その更正による不足税額の合計額（当該更正前の申告に係る課税標準額又は税額に誤りがあつたことについて正当な事由があると認められたときは、その更正による不足税額を控除した金額とし、当該釐産税についてその納付すべき税額を減少させる更正又は更正に係る不服申立て若しくは訴えについての決定、裁決若しくは判決による原処分の変更があつたときは、これらにより減少した部分の金額に相当する金額を控除した金額とする。）を加算した金額とする。）が申告書の提出期限までにその提出があつた場合における当該申告書に係る税額に相当する金額と五十万円とのいずれが多い金額を超えるときは、当該超える部分に相当する金額（当該対象不足税額が当該超える部分に相当する金額に満たないときは、当該対象不足税額等）に百分の五の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。』を加える。

きは、当該対象不足税額）に百分の五の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。』を加える。

第五百三十七条第一項中「隠ぺいし」を「隠ぺいし」、「且つ」を「かつ」、「基いて」を「基づいて」、「同条同項」を「政令で定めるところにより、同項」に、「因る」を「よる」に改める。

第五百六十七条第一項中「含む」の下に「以下本項において同じ。」を加え、「誤」を「誤り」に、「因る不足金額」を「よる不足金額（以下本項において「対象不足金額」という。）」に改め、「計算した金額」の下に「（当該対象不足金額（当該更正前にその更正に係る木材引取税について更正があつた場合においては、その更正による不足金額の合計額（当該更正前の納入申告又は申告に係る課税標準額又は税額に誤りがあつたことについて正当な事由があると認められたときは、その更正による不足金額を控除した金額とし、当該木材引取税についてその納付すべき金額を減少させる更正又は更正に係る不服申立て若しくは訴えについての決定、裁決若しくは判決による原処分の変更があつたときは、これらにより減少した部分の金額に相当する金額を控除した金額とする。）を加算した金額とする。）が申告書の提出期限までにその提出があつた場合における当該申告書に係る税額に相当する金額と五十万円とのいずれが多い金額を超えるときは、当該超える部分に相当する金額（当該対象不足金額が当該超える部分に相当する金額に満たないときは、当該対象不足金額等）に百分の五の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。』を加える。

第五百六十八条第一項中「隠ぺいし」を「隠ぺいし」、「且つ」を「かつ」、「基いて」を「基づいて」、「同条同項」を「政令で定めるところにより、同項」に、「因る」を「よる」に改める。

第五百八十六条第二項第八号の二中「その他政令で定める契約」を「若しくはこれに類する契約で政令で定めるもの又は同条第二項に規定する分収育林契約」に、「造林の用」を「造林又は育林の用」に改める。

第六百一条第六項中「第十五条の四第三項」を「第十五条の第三項」に改める。

第六百九条第一項中「含む」の下に「以下本項において同じ。」を加え、「当該修正申告により増加した税額」を「当該修正申告書によつて増加した税額（以下本項において「対象不足税額等」という。）」に改め、「計算した金額」の下に「（当該対象不足税額等（当該更正又は修正申告前における当該修正申告に係る特別土地保有税について更正又は修正申告書の提出があつた場合においては、その更正による不足税額又は修正申告書によつて増加した税額の合計額（当該更正又は修正申告前の申告又は修正申告に係る税額に誤りがあつたことについて正当な理由があると認められたときは、その更正による不足税額又は修正申告書によつて増加した税額を控除した金額とし、当該特別土地保有税についてその納付すべき税額を減少させる更正又は更正に係る不服申立て若しくは訴えについての決定、裁決若しくは判決による原処分の異動があつたときは、これらにより減少した部分の税額に相当する金額を控除した金額とする。）を加算した金額とする。）が申告書の提出期限までにその提出があつた場合における当該申告書に係る税額に相当する金額と五十万円とのいずれが多い金額を超えるときは、当該超える部分に相当する金額（当該対象不足税額等が当該超える部分に相当する金額に満たないときは、当該対象不足税額等）に百分の五の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。』を加える。

第六百十条第一項中「市町村長は」の下に「政令で定めるところにより」を加える。

第六百八十八条第一項中「含む」の下に「以下本項において同じ。」を加え、「誤」を「誤り」に、「因る」を「よる」に、「当該修正申告に因り増加した税額」を「当該修正申告書によつて増加した税額（以下本項において「対象不足税額等」という。）」に改め、「計算した金額」の下に「（当該対象不足税額等（当該更正又は修正申告前における当該修正申告に係る特別土地保有税について更正又は修正申告書の提出があつた場合においては、その更正による不足税額又は修正申告書によつて増加した税額の合計額（当該更正又は修正申告前の申告又は修正申告に係る税額に誤りがあつたことについて正当な理由があると認められたときは、その更正による不足税額又は修正申告書によつて増加した税額を控除した金額とし、当該特別土地保有税についてその納付すべき税額を減少させる更正又は更正に係る不服申立て若しくは訴えについての決定、裁決若しくは判決による原処分の異動があつたときは、これらにより減少した部分の税額に相当する金額を控除した金額とする。）を加算した金額とする。）が納入申告書の提出期限までにその提出があつた場合における当該納入申告書に係る税額に相当する金額と五十万円とのいずれが多い金額を超えるときは、当該超える部分に相当する金額（当該対象不足税額等が当該超える部分に相当する金額に満たないときは、当該対象不足税額等）に百分の五の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。』を加える。

第六百八十九条第一項中「隠ぺいし」を「隠ぺいし」、「且つ」を「かつ」、「基いて」を「基づいて」、「同条同項」を「政令で定めるところにより、同項」に、「因る」を「よる」に、「因る」を「よる」に改める。

第六百九十九条の十四第五項中「第十五条の第三項」を「第十五条の第三項」に改める。

第六百九十九条の二十一第一項中「含む」の下に「以下本項において同じ。」を加え、「当該修

正申告に係る課税標準額又は税額に誤りがあつたことについて正当な事由があると認められたときは、その更正による不足金額又は修正申告書によつて増加した税額の合計額（当該更正又は修正申告前の申告又は修正申告に係る税額に誤りがあつたことについて正当な理由があると認められたときは、その更正による不足税額又は修正申告書によつて増加した税額を控除した金額とし、当該特別土地保有税についてその納付すべき税額を減少させる更正又は更正に係る不服申立て若しくは訴えについての決定、裁決若しくは判決による原処分の異動があつたときは、これらにより減少した部分の税額に相当する金額を控除した金額とする。）を加算した金額とする。）が納入申告書の提出期限までにその提出があつた場合における当該納入申告書に係る税額に相当する金額と五十万円とのいずれが多い金額を超えるときは、当該超える部分に相当する金額（当該対象不足税額等が当該超える部分に相当する金額に満たないときは、当該対象不足税額等）に百分の五の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。』を加える。

下本項において同じ。」を加え、「誤」を「誤り」に、「因る」を「よる」に、「当該修正申告に因り増加した税額」を「当該修正申告書によつて増加した税額（以下本項において「対象不足税額等」という。）」に改め、「計算した金額」の下に「（当該対象不足税額等（当該更正又は修正申告前における当該修正申告に係る特別土地保有税について更正又は修正申告書の提出があつた場合においては、その更正による不足税額又は修正申告書によつて増加した税額の合計額（当該更正又は修正申告前の申告又は修正申告に係る税額に誤りがあつたことについて正当な理由があると認められたときは、その更正による不足税額又は修正申告書によつて増加した税額を控除した金額とし、当該特別土地保有税についてその納付すべき税額を減少させる更正又は更正に係る不服申立て若しくは訴えについての決定、裁決若しくは判決による原処分の異動があつたときは、これらにより減少した部分の税額に相当する金額を控除した金額とする。）を加算した金額とする。）が納入申告書の提出期限までにその提出があつた場合における当該納入申告書に係る税額に相当する金額と五十万円とのいずれが多い金額を超えるときは、当該超える部分に相当する金額（当該対象不足税額等が当該超える部分に相当する金額に満たないときは、当該対象不足税額等）に百分の五の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。』を加える。

正申告により増加した税額を「当該修正申告書
によつて増加した税額(以下本項において「対象
不足税額等」という。))に改め、「計算した金額」
の下に(「当該対象不足税額等(当該更正又は修
正申告前にその更正又は修正申告に係る自動車
取得税について更正又は修正申告書の提出があ
つた場合においては、その更正による不足税額
又は修正申告書によつて増加した税額の合計額
(当該更正又は修正申告前の申告又は修正申告
に係る税額に誤りがあつたことについて正当な
理由があると認められたときは、その更正によ
る不足税額又は修正申告書によつて増加した税
額を控除した金額とし、当該自動車取得税につ
いてその納付すべき税額を減少させる更正又は
更正に係る不服申立て若しくは訴えについての
決定、裁決若しくは判決による原処分の変更が
あつたときは、これらにより減少した部分の税
額に相当する金額を控除した金額とする。))を加
算した金額とする。))が申告書の提出期限まで
その提出があつた場合における当該申告書に係
る税額に相当する金額と五十万円とのいずれか
多い金額を超えるときは、当該超える部分に相
当する金額(当該対象不足税額等が当該超える
部分に相当する金額に満たないときは、当該対
象不足税額等)に百分の五の割合を乗じて計算
した金額を加算した金額とする。))を加える。
第六百九十九条の二十二第一項中「道府県知
事はの下に」、政令で定めるところにより」を
加える。

第七百条の三十三第一項中「含む」の下に「以
下本項において同じ。」を加え、「誤」を「誤り」に
改め、「不足金額」の下に「(以下本項において
「対象不足金額」という。))を、「計算した金額」
の下に(「当該対象不足金額(当該更正前にその
更正に係る軽油引取税について更正があつた場
合においては、その更正による不足金額の合計
額(当該更正前の納入申告又は申告に係る課税
標準量又は税額に誤りがあつたことについて正
当な理由があると認められたときは、その更正

による不足金額を控除した金額とし、当該軽油
引取税についてその納入すべき金額若しくは納
付すべき税額を減少させる更正又は更正に係る
不服申立て若しくは訴えについての決定、裁決
若しくは判決による原処分の異動があつたとき
は、これらにより減少した部分の金額に相当す
る金額を控除した金額とする。))を加算した金額
とする。))が申告書の提出期限までその提出が
あつた場合における当該申告書に係る税額に相
当する金額と五十万円とのいずれか多い金額を
超えるときは、当該超える部分に相当する金額
(当該対象不足金額が当該超える部分に相当す
る金額に満たないときは、当該対象不足金額)
に百分の五の割合を乗じて計算した金額を加算
した金額とする。))を加える。
第七百条の三十四第一項中「基いて」を「基
づいて」に改め、「道府県知事はの下に」、政令で
定めるところにより」を加える。

第七百一条の十二第二項中「含む」の下に「以
下本項において同じ。」を加え、「誤」を「誤り」に
改め、「不足金額」の下に「(以下本項において
「対象不足金額」という。))を、「計算した金額」
の下に(「当該対象不足金額(当該更正前にその
更正に係る入湯税について更正があつた場合に
おいては、その更正による不足金額の合計額
(当該更正前の納入申告に係る課税標準額又は
税額に誤りがあつたことについて正当な理由が
あると認められたときは、その更正による不足
金額を控除した金額とし、当該入湯税について
当該納入すべき金額を減少させる更正又は更正
に係る不服申立て若しくは訴えについての決定
、裁決若しくは判決による原処分の異動があ
つたときは、これらにより減少した部分の金額
に相当する金額を控除した金額とする。))を加算
した金額とする。))が納入申告書の提出期限まで
その提出があつた場合における当該納入申告
書に係る税額に相当する金額と五十万円とのい
ずれか多い金額を超えるときは、当該超える部
分に相当する金額(当該対象不足金額が当該超

える部分に相当する金額に満たないときは、当
該対象不足金額)に百分の五の割合を乗じて計
算した金額を加算した金額とする。))を加え
る。

第七百一条の十三第一項中「基いて」を「基
づいて」に、「同条同項」を「政令で定めるところに
より、同項」に改める。

第七百一条の五十六第六項中「第十五条の四第
三項」を「第十五条の第三項」に改める。

第七百一条の六十一第一項中「含む」の下に
「以下本項において同じ。」を加え、「当該修正申
告により増加した税額を」を「当該修正申告書によ
つて増加した税額(以下本項において「対象不足
税額等」という。))に改め、「計算した金額」の下
に(「当該対象不足税額等(当該更正又は修正申
告前にその更正又は修正申告に係る事業所税に
ついて更正又は修正申告書の提出があつた場合
においては、その更正による不足税額又は修正
申告書によつて増加した税額の合計額(当該更
正又は修正申告前の申告又は修正申告に係る税
額に誤りがあつたことについて正当な理由があ
ると認められたときは、その更正による不足税
額又は修正申告書によつて増加した税額を控除
した金額とし、当該事業所税についてその納付
すべき税額を減少させる更正又は更正に係る不
服申立て若しくは訴えについての決定、裁決若
しくは判決による原処分の異動があつたときは
、これらにより減少した部分の税額に相当す
る金額を控除した金額とする。))を加算した金額
とする。))が申告書の提出期限までその提出が
あつた場合における当該申告書に係る税額に相
当する金額と五十万円とのいずれか多い金額を
超えるときは、当該超える部分に相当する金額
(当該対象不足税額等が当該超える部分に相当
する金額に満たないときは、当該対象不足税額
等)に百分の五の割合を乗じて計算した金額を
加算した金額とする。))を加える。
第七百一条の六十二第二項中「指定都市等の
長はの下に」、政令で定めるところにより」を

加える。

第七百三条の四第四項ただし書中「二十八万
円」を「三十五万円」に改める。

第七百二十一条第一項中「含む」の下に「以
下本項において同じ。」を加え、「誤」を「誤り」に
改め、「因る不足金額」を「よる不足金額(以下本項にお
いて「対象不足金額」という。))に改め、「計算し
た金額」の下に(「当該対象不足金額(当該更正前
にその更正に係る水利地益税等について更正が
あつた場合においては、その更正による不足金
額の合計額(当該更正前の納入申告に係る課税
標準額又は税額に誤りがあつたことについて正
当な理由があると認められたときは、その更正
による不足金額を控除した金額とし、当該水利
地益税等についてその納入すべき金額を減少さ
せる更正又は更正に係る不服申立て若しくは訴
えについての決定、裁決若しくは判決による原
処分の異動があつたときは、これらにより減少
した部分の金額に相当する金額を控除した金額
とする。))を加算した金額とする。))が納入申告書
の提出期限までその提出があつた場合におけ
る当該納入申告書に係る税額に相当する金額と
五十万円とのいずれか多い金額を超えるときは
、当該超える部分に相当する金額(当該対象不
足金額が当該超える部分に相当する金額に満
たないときは、当該対象不足金額)に百分の五
の割合を乗じて計算した金額を加算した金額と
する。))を加える。
第七百二十二条第一項中「隠べいし」を「隠
べいしに、一旦つをかつ」に、「基いて」を「基
づいて」に、「同条同項」を「政令で定めるところに
より、同項」に、「因る」を「よる」に改める。
第七百三十四条第三項の表第三百十二条第一
項の項中「百二十万円」を「三百万円」に、「百五
十万円」を「三百七十五万円」に、「七十万円」を
「百七十五万円」に、「九十万円」を「二百二十五
万円」に、「十六万円」を「四十万円」に、「四十六
万円」を「百十五万円」に、「三十六万円」を「九
十万円」に、「二十万円」を「五十万円」に、「六万

円を「十五万円」に、「十万円」を「二十五万円」に、「七万二千元」を「十八万円」に、「四万八千元」を「十二万円」に、「五万二千元」を「十三万円」に改める。

第三百十二条第二項 同項の表の各号の税率に、それぞれ一・二を乗じて得た率

同項の表の各号の税率に、それぞれ一・二を乗じて得た率（事務所等が特別区の区域外にも所在する場合以外の場合には、同項の表の各号に掲げる法人等について、事務所等が特別区の区域外にも所在する場合における当該各号の税率に一・二を乗じて得た率に、当該法人等に係る第五十二条第一項の表の各号に掲げる区分に応じ当該各号の税率に相当する率を、それぞれ加算して得た率）

附則第三条の二の見出しを「（納期限の延長に係る延滞金の特例）」に改め、同条中「第六十四条第一項、第七十二条の四十五第一項及び第三百二十六条第一項の規定による延滞金で第十五条の三の規定による徴収の猶予をされた期間につき徴収されるもの並びに」及び「の規定による延滞金に係る第六十四条第一項、第六十五条、第七十二条の四十五第一項、第七十二条の四十五の二、第三百二十六条第一項及び第三百二十七条」を削る。

附則第三条の三第一項中「道府県は」の下に「、当分の間を加え、」所得割を「、道府県民税の所得割に、」二十七万円を「二十九万円」に改め、「昭和五十八年度分の個人の道府県民税に限り」を削り、同条第二項中「昭和五十八年度分の個人の道府県民税に限り」を「当分の間」に、「二十七万円」を「二十九万円」に道府県民税の「に改め、同条第三項中「市町村は」の下に「、当分の間を加え、」所得割を「、市町村民税の所得割に、」二十七万円を「二十九万円」に改め、「昭和五十八年度分の個人の市町村民税に限り」を削り、同条第四項中「昭和五十八年度分の個人の市町村民税に限り」を「当分の間」に、「二十七万円」を「二十九万円」に市町村

円に、「一万六千元」を「四万円」に、「二万円」を「五万円」に改め、同表第三百十二条第二項の項を次のように改める。

民税の」に改める。

附則第八條第一項中「第四十二条の三を」第四十二条の四に、「その例を」租税特別措置法の一部を改正する法律（昭和五十九年法律第 号）による改正前の租税特別措置法第四十二条の三の規定の例に改める。

附則第十条の次に次の一条を加える。

（不動産取得税の新築家屋の取得の日等に係る特例）

第十条の二 住宅金融公庫、沖縄振興開発金融公庫、住宅・都市整備公団、地方住宅供給公社若しくは家を新築して譲渡することを業とする者で政令で定めるもの又は住宅を新築して譲渡する者で政令で定めるものが新築して売り渡す住宅に係る第七十三条の二第二項ただし書、同条第三項本文若しくは第七十三条の二十八第二項の規定又は当該住宅の用に供する土地に係る第七十三条の二十四第一項第四号若しくは第七十三条の二十八の規定の適用については、当該住宅の新築が昭和五十九年四月一日から昭和六十年三月三十一日までの間に行われたときに限り、第七十三条の二第二項ただし書、同条第三項本文及び第七十三条の二十四第一項第四号中「六月」とあるのは「九月」と、第七十三条の二十八中「第七十三条の二第二項」とあるのは「第七十三条の二第二項（附則第十条の二の規定により読み替えて適用される場合を含む）」とする。

附則第十二条の二を削る。

附則第十二条の三第一項中「昭和五十八年度及び」を削り、「七万円」を「二万五千元」とあるのは「二万四千元」と、「二万七千五百円」とあるのは「二万六千元」と、「五万四千五百円」とあるのは「五万二千元」と、「八万五千五百円」とあるのは「七万七千元」を「八万八千五百円」に、「十一万九千元」を「十四万八千五百円」に、「二万五千五百円」を「七千五百円」とあるのは「七千円」と、「八千五百円」とあるのは「八千円」と、「九千五百円」とあるのは「九千円」と、「二万九千五百円」に、「三万円」を「三万四千五百円」に、「二万二千円」を「一万八千五百円」とあるのは「一万七千五百円」と、「二万五千五百円」に、「三万六千円」を「二万四千五百円」とあるのは「一万四千円」と、「三万八千円」に、「四万二千五百円」を「四万九千円」に、「五万五千五百円」を「六万四千五百円」とあるのは「四万四千五百円」と、「六千円」に改め、同条第二項中「昭和五十八年度及び」を削り、「附則第十二条の三第一項」を「附則第十二条の二第一項」に、「附則第十二条の三の」を「附則第十二条の二の」に改め、同条を附則第十二条の二とする。

附則第十三条の次に次の一条を加える。

（狩猟者登録税に係る読替）

第十三条の二 昭和五十九年四月一日から昭和六十年三月三十一日までの間において狩猟者の登録を受ける者に対して課する狩猟者登録税に限り、第二百三十七条第一項の規定の適用については、同項第二号中「第二十三条第一項第七号に規定する控除対象配偶者又は同項第八号に規定する扶養親族」とあるのは、「個人の住民税に係る地方税法の臨時特例に関する法律（昭和五十八年法律第六十八号）第三十三条第一項の規定により読み替えられた第二十三号第一項第七号又は第八号に規定する控除対象配偶者又は扶養親族」とする。

附則第十四条中「昭和五十七年度及び昭和五十八年度」を「昭和五十七年度から昭和六十年までの各年度」に改める。

附則第十五条第一項を削り、同条第二項中「昭和五十八年三月三十一日」を「昭和六十年三月三十一日」に改め、「又は都市計画税」を削り、「第三百四十九条の三第一項又は第七百二条第一項」を又は「第三百四十九条の三第一項」に改め、同項を同条第一項とし、同条第三項中「昭和五十七年度及び昭和五十八年度」を「昭和五十七年度から昭和六十年までの各年度」に改め、同項を同条第二項とし、同条第四項中「昭和五十八年三月三十一日」を「昭和六十年三月三十一日」に改め、「原油の備蓄を増強するための石油貯蔵施設で政令で定めるもの（以下本項において「原油備蓄施設」という。）又は」を削り、「当該原油備蓄施設又は石油ガス備蓄施設を」当該石油ガス備蓄施設に改め、同項を同条第三項とし、同条第五項を同条第四項とし、同条第六項中「昭和五十八年一月一日までの間において」を「昭和五十九年六月三十日まで」に改め、同項を同条第五項とし、同条第七項中「昭和五十八年度」を「昭和六十年度」に改め、同項を同条第六項とし、同条第八項中「ばい煙若しくは産業廃棄物の処理又は騒音若しくは振動の防止の用に供する償却資産」を「大気

汚染防止法第二條第一項に規定するばい煙若しくは廃棄物の処理及び清掃に関する法律第二條第三項に規定する産業廃棄物（政令で定めるものに限る。）の処理の用に供する償却資産又は騒音規制法第二條第一項に規定する特定施設（鉱山保安法第二條第二項に規定する鉱山に設置される同種の施設を含む。）において発生する騒音若しくは振動規制法第二條第一項に規定する特定施設（鉱山保安法第二條第二項に規定する鉱山に設置される同種の施設を含む。）において発生する振動を防止するための償却資産で、

「昭和五十八年度から昭和五十九年度までの各年度分を昭和五十九年度分及び昭和六十年年度分」に改め、同項を同条第七項とし、同条第九項中「昭和五十八年一月一日を『昭和六十年一月一日』に改め、同項を同条第八項とし、同条第十項中『昭和五十八年度』を『昭和六十年度』に改め、同項を同条第九項とし、同条第十一項中『昭和五十八年一月一日』を『昭和六十年一月一日』に改め、同項を同条第十項とし、同条第十二項を同条第十一項とし、同条第十三項を同条第十二項とし、同条第十四項中『昭和五十八年三月三十一日』を『昭和六十年三月三十一日』に改め、同項を同条第十三項とし、同条第十五項を同条第十四項とし、同条第十六項を同条第十五項とし、同条第十七項中『昭和五十六年一月二日から昭和五十八年一月一日まで』を『昭和五十八年一月二日から昭和六十年一月一日まで』に、同条第十八項中『昭和五十八年一月一日まで』に、同条第十九項中『昭和五十八年三月三十一日』を『昭和六十年三月三十一日』に改め、同項を同条第十八項とし、同条第二十項中『昭和五十八年三月三十一日』を『昭和六十年三月三十一日』に改め、同項を同条第十九項とし、同条第二十一項を同条第二十項とし、同条第二十二項を同条第二十一項とし、同条第二十三項を同条第二十二項とし、同項の次に次の一項を加える。

八項とし、同条第二十項中『昭和五十八年一月一日まで』を『昭和五十八年一月二日から昭和六十年一月一日までの間』に、三分の二を四分の三に改め、同項を同条第十九項とし、同条第二十一項を同条第二十項とし、同条第二十二項を同条第二十一項とし、同条第二十三項を同条第二十二項とし、同項の次に次の一項を加える。

23 公害の発生を抑制し、又は著しく減少させる性能を有する機械その他の生産設備で政令で定めるもののうち昭和六十年三月三十一日（当該機械その他の生産設備のうち公害の発生を抑制する目的で新たに開発された機械その他の生産設備で政令で定めるもの（以下本項において「特定生産設備」という。）にあつては、昭和六十年六月三十日）までに新たに取得されたもの（第三百四十九条の三第四項の規定の適用を受けるものを除く。）に対して課する固定資産税の課税標準は、第三百四十九条の二の規定にかかわらず、当該機械その他の生産設備に対して新たに固定資産税が課されることとなつた年度から三年度分の固定資産税に限り、当該機械その他の生産設備に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の五分の三（特定生産設備のうち昭和六十年一月一日から昭和六十年六月三十日までの間に新たに取得されたものにあつては、当該特定生産設備に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の三分の二）の額とする。

附則第十五条第二十四項中「公害の発生を抑制し、若しくは著しく減少させる性能を有する機械その他の生産設備で政令で定めるもの又は、及び、以下本項において「機械設備等」という。」を削り、「昭和五十八年三月三十一日」を「昭和六十年三月三十一日」に、「当該機械設備等」を「当該機械その他の設備」に改める。

附則第二十九條の四第二項中「第十五條の四」を「第十五條の三」に改める。

第三項」を「第十五條の三第三項」に改める。

附則第三十條の二第二項中「昭和五十八年度分及び」を削り、「七百元」を「千円」に、「千五百円」を「二千二百円」に、「千四百五十円」を「千六百円」に、「二千二百円」を「二千四百円」に、「二千八百五十円」を「三千三百円」に、「六千五百円」を「七千三百円」に改め、「五千九百元」との下に、「三千円」とあるのは「二千九百元」とを加え、「三千六百五十円」を「四千円」に改め、同条第二項中「昭和五十八年度分及び」を削る。

附則第三十一條中「昭和五十九年五月三十一日」を「昭和六十年五月三十一日」に改める。

附則第三十二條第二項中「昭和五十九年三月三十一日」を「昭和六十年三月三十一日」に改める。

附則第三十三條の三第三項中「供するもの」の下に「（産業公害の防止に資するものとして政令で定めるものに限る。）」を加え、「昭和五十九年四月一日」を「昭和六十年四月一日」に、「昭和五十九年分」を「昭和六十年分」に改め、同条第四項中「昭和五十九年三月三十一日」を「昭和六十年三月三十一日」に改める。

附則第三十三條の見出しを「（昭和五十九年度分の国民健康保険税の算定等の特例）」に改め、同条中「昭和五十八年度分」を「昭和五十九年度分」に、「二千四百円」を「二千六万円」に改め、同条を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

昭和五十九年度分の国民健康保険税に限り、第七百三十三條の四第五項及び第八項の規定の適用については、同条第五項中「第三百十四條の二第二項の規定による控除をした」とあるのは「第三百十四條の二第二項及び個人の住民税に係る地方税法の臨時特例に関する

法律第二條第二項の規定によつて控除すべき基礎控除額を控除した」と、同条第八項中「同項各号及び同条第二項の規定による控除をした」とあるのは「同項第一号から第九号までの規定によつて控除すべき金額並びに同項第十号及び第十一号並びに同条第二項並びに個人の住民税に係る地方税法の臨時特例に関する法律第二條第二項の規定によつて控除すべき配偶者控除額、扶養控除額及び基礎控除額を控除した」とする。

附則第三十三條の三第三項第一号中「並びに第三十四條第一項第十号及び第十一号並びに第七項」を、「第二十四條の五第一項第三号並びに第三十四條第一項第十号及び第十一号並びに第七項」に改め、同条第四項中「並びに第三十四條第一項第十号及び第十一号並びに第七項」を、「第二十四條の五第一項第三号並びに第三十四條第一項第十号及び第十一号並びに第七項」に改め、同条に第一項として次の一項を加える。

附則第三十四條第一項中「又は第三十三條第四項」を「の規定又は同法第三十三條第四項（同法第三十三條の二第三項において準用する場合を含む。）」に、「第三十七條の五第二項」を「同法第三十七條の五第二項若しくは第三十七條の七第四項」に改め、同条第三項第一号中「並びに第三十四條第一項第十号及び第十一号並びに第七項」を、「第二十四條の五第一項第三号並びに第三十四條第一項第十号及び第十一号並びに第七項」に改め、同条第四項中「並びに第三十四條第一項第十号及び第十一号並びに第七項」を、「第二十四條の五第一項第三号並びに第三十四條第一項第十号及び第十一号並びに第七項」に改め、同条に第一項として次の一項を加える。

一項第十号及び第十一号並びに第七項」に改める。

附則第三十五条の三第三項中「第十五条の四」を「第十五条の三」に改める。

附則に次の一条を加える。

(国際科学技術博覧会の開催に伴う地方税の特例)

第三十七条 本条において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 博覧会 国際博覧会に関する条約(第三号及び第四号において「条約」という。)の適用を受けて昭和六十年に開催される国際科学技術博覧会をいう。

二 博覧会協会 財団法人国際科学技術博覧会協会をいう。

三 参加国 博覧会に参加する外国政府、外国の地方公共団体及び政令で定める国際機関並びに条約第二十五条に規定する博覧会国際事務局をいう。

四 参加国の代表等 条約第十三条の規定による博覧会に参加する外国政府の代表、条約第二十六条の規定による各締約国の政府の代表その他博覧会の事務に従事する参加国の職員(これらの者のうち日本の国籍を有する者を除く)をいう。

五 参加者 博覧会協会との間に博覧会への出展参加契約を締結した者(参加国を除く)をいう。

2 道府県及び市町村は、参加国の代表等、参加国又は博覧会協会に対しては、第二十四条及び第二百九十四条の規定にかかわらず、道府県民税及び市町村民税を課することができない。ただし、参加国の代表等が博覧会に係る勤務により受ける俸給、給料、賃金、歳費及び賞与(これらの性質を有する給与を含む。)以外の所得に係る個人の道府県民税及び市町村民税については、この限りでない。

3 道府県は、参加国が博覧会に関して行う事業又は博覧会協会が行う事業に対しては、第七十二条の規定にかかわらず、事業税を課することができない。

4 道府県は、参加国、参加者若しくは博覧会協会が博覧会の会場内において博覧会の用に供する家屋を取得した場合又は博覧会協会が博覧会の会場の周辺における交通を確保するために設置する家屋を取得した場合におけるこれらの家屋の取得に対しては、第七十三条の二の規定にかかわらず、不動産取得税を課することができない。ただし、参加国、参加者又は博覧会協会が、博覧会の終了の日から六月を経過する日においてこれらの家屋を所有しているときは、同日においてこれらの家屋の取得があつたものとみなし、これらの家屋の所有者を取得者とみなして不動産取得税を課する。

5 道府県は、外客(出入国管理及び難民認定法昭和二十六年政令第三百九十九号)第四条第一項各号(第十四号を除く)に掲げる者のいずれか一に該当する者(同項第十六号に該当する者については、自治省令で定める者を除く。)としての在留資格を認められた者及び同令第十四条から第十六条までの規定による許可を受けた者(これらの旅館における宿泊及びこれに伴う飲食に対しては、当該行為が昭和六十年三月一日から同年九月三十日までの間に行われたときに限り、第四百三十三条の規定にかかわらず、料理飲食等消費税を課することができない)。

6 道府県は、昭和五十九年度分及び昭和六十年年度分の自動車税に限り、参加国若しくは参加国の代表等が所有する自動車で政令で定めらるる又は博覧会協会が所有する一般貸切用のバスで博覧会の観客の輸送の用に供するものに対しては、第四百四十五条の規定にかかわらず、自動車税を課することができない。

7 道府県は、参加国若しくは参加国の代表等が政令で定める自動車の取得をした場合における当該自動車の取得又は博覧会協会が博覧会の観客の輸送の用に供する一般貸切用のバスの取得をした場合における当該バスの取得に対しては、第六百九十九条の二の規定にかかわらず、自動車取得税を課することができない。

8 市町村は、昭和六十年年度分及び昭和六十一年度年度の固定資産税に限り、参加国、参加者若しくは博覧会協会が博覧会の会場内において博覧会の用に供する家屋及び償却資産で政令で定めるもの又は博覧会協会が博覧会の会場の周辺における交通を確保するために設置する家屋及び償却資産に対しては、第三百四十二条の規定にかかわらず、固定資産税を課することができない。

9 市町村は、昭和五十九年度分及び昭和六十年年度分の軽自動車税に限り、参加国又は参加国の代表等が所有する軽自動車等政令で定めるものに対しては、第四百四十二条の二の規定にかかわらず、軽自動車税を課することができない。

10 市町村は、参加国、参加者又は博覧会協会が博覧会の会場内において博覧会の用に供するため自ら発電した電気に対しては、第四百八十六条の規定にかかわらず、電気税を課することができない。

11 第二項から前項までの規定の適用を受ける者の認定の手続その他これらの規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

第二章 地方税法の一部を次のように改正する。

第三十四条第一項第五号中「限る」を「限るものとし、次号に規定する個人年金保険契約等に該当するものを除く。以下本号において「生命保険契約等」という。」に改め、「本号の下に「及び次号」を、「納税義務者」の下に「次号に規定する所得割の納税義務者を除く。」を加え、「同年中」を「前年中」に、「当該契約」を「生命保険契約等」に、「残額」とし、その金額が、「を「残額。以下本号及び次号において同じ。」が一

万五千元以下である場合にあつては当該生命保険料の金額の合計額、当該生命保険料の金額の合計額が、「四万円以下である場合には、一万五千元とを、四万円以下である場合にあつては一万五千元に、」金額との合計額とし、「を「金額を加算した金額、当該生命保険料の金額の合計額が、「超える場合には、二万七千五百円とを、」超える場合にあつては二万七千五百円に、」との合計額とする。」を「を加算した金額」に改め、同号の次の一号を加える。

五の二 前年中に前号イからハまでに掲げる契約(年金を給付する定めのあるもので政令で定めるものに限る。)のうち、次に掲げる要件の定めのあるもの(以下本号において「個人年金保険契約等」という。)に係る保険料又は掛金(以下本号において「個人年金保険料」という。)を支払った所得割の納税義務者、その支払った個人年金保険料の金額(前年中において個人年金保険契約等に基づく剰余金の分配若しくは割戻金の割戻しを受け、又は個人年金保険契約等に基づく分配を受ける剰余金若しくは割戻しを受ける割戻金をもつて個人年金保険料の払込みに充てた場合には、当該剰余金又は割戻金の額を控除した残額。以下本号において同じ。)の合計額が三千五百円以下である場合にあつては当該個人年金保険料の金額の合計額、当該個人年金保険料の金額の合計額が三千五百円を超える場合にあつては三千五百円にその超える金額を前号の生命保険料の金額の合計額とみなして同号の規定を適用したときに同号の規定によつて控除すべき金額を加算した金額(前年中において個人年金保険料と生命保険料を支払った場合には、前年中に支払った個人年金保険料の金額の合計額(当該個人年金保険料の金額の合計額が三千五百円を超えるときは、三千五百円)に前年中に支払った生命保険料の金額の合計額(当該個人年金

保険料の金額の合計額が三千五百円を超えるときは、その超える金額を加算した金額を前号の生命保険料の金額の合計額とみなして同号の規定を適用したときに同号の規定によつて控除すべき金額を加算した金額とする。

イ 当該契約に基づく年金の受取人は、ロの保険料若しくは掛金の払込みをする者又はその配偶者が生存している場合にはこれらの者のいずれかとするものであること。

ロ 当該契約に基づく保険料又は掛金の払込みは、年金支払開始日前十年以上の期間にわたつて定期に行うものであること。

ハ 当該契約に基づくイに規定する者に対する年金の支払は、当該年金の受取人の年齢が六十歳に達した日以後の日で当該契約で定める日以後十年以上の期間又は当該受取人が生存している期間にわたつて定期に行うものであることその他の政令で定める要件

第三十四条第一項第十号及び第十一号中「二十五万三千円」を「二十六万円」に、「二十六万三千円」を「二十七万円」に改め、同条第二項中「二十五万三千円」を「二十六万円」に改め、同条第三項中「二十九万三千円」を「三十万円」に改め、同条第四項中「三十万三千円」を「三十一万円」に改め、同条第五項中「同項第五号」を「同項第五号及び第五号の二」に改める。

第三十七条第一項中「二百万円」を「四百万円」に改める。

第三十七条の三第一項中「百分の八十」を「百分の七十八」に、「こえる」を「超える」に改める。

第三百十四条の二第一項第五号中「限る」を「限るものとし、次号に規定する個人年金保険契約等に該当するものを除く。以下本号において「生命保険契約等」という」に改め、「本号の下に「及び次号」を、「納税義務者」の下に「（次号

に規定する所得割の納税義務者を除く。」を加え、「同年中」を「前年中」に、「当該契約」を「生命保険契約等」に、「残額」とし、その金額が、「を」残額。以下本号及び次号において同じ。）が一万五千円以下である場合に於ては当該生命保険料の金額の合計額、当該生命保険料の金額の合計額が、「四万円以下である場合には、一万五千円と」を「四万円以下である場合に於ては一万五千円と」に、「金額との合計額とし」を「金額を加算した金額、当該生命保険料の金額の合計額が」に、「超える場合には、二万七千五百円と」を「超える場合に於ては二万七千五百円に」に、「との合計額とする。」を「加算した金額」に改め、同号の次に次の一号を加える。

五の二 前年中に前号イからハまでに掲げる

契約（年金を給付する定めのあるもので政令で定めるものに限る。）のうち、次に掲げる要件の定めのあるもの（以下本号において「個人年金保険契約等」という）に係る保険料又は掛金（以下本号において「個人年金保険料」という）を支払つた所得割の納税義務者。その支払つた個人年金保険料の金額（前年中において個人年金保険契約等に基づく剰余金の分配若しくは割戻金の割戻しを受け、又は個人年金保険契約等に基づき分配を受ける剰余金若しくは割戻しを受ける割戻金をもつて個人年金保険料の払込みに充てた場合には、当該剰余金又は割戻金の額を控除した残額。以下本号において同じ。）の合計額が三千五百円以下である場合に於ては当該個人年金保険料の金額の合計額が三千五百円を超える場合に於ては三千五百円にその超える金額を前号の生命保険料の金額の合計額とみなして同号の規定を適用したときに同号の規定によつて控除すべき金額を加算した金額（前年中において個人年金保険料と生命保険料とを支払つた場合には、前年中に支払つた個人年金保

険料の金額の合計額（当該個人年金保険料の金額の合計額が三千五百円を超えるときは、三千五百円）に前年中に支払つた生命保険料の金額の合計額（当該個人年金保険料の金額の合計額が三千五百円を超えるときは、その超える金額を加算した金額）を前号の生命保険料の金額の合計額とみなして同号の規定を適用したときに同号の規定によつて控除すべき金額を加算した金額とする。）

イ 当該契約に基づく年金の受取人は、ロの保険料若しくは掛金の払込みをする者又はその配偶者が生存している場合にはこれらの者のいずれかとするものであること。

ロ 当該契約に基づく保険料又は掛金の払込みは、年金支払開始日前十年以上の期間にわたつて定期に行うものであること。

ハ 当該契約に基づくイに規定する者に対する年金の支払は、当該年金の受取人の年齢が六十歳に達した日以後の日で当該契約で定める日以後十年以上の期間又は当該受取人が生存している期間にわたつて定期に行うものであることその他の政令で定める要件

第三十四条の二第一項第十号及び第十一号中「二十五万三千円」を「二十六万円」に、「二十六万三千円」を「二十七万円」に改め、同条第二項中「二十五万三千円」を「二十六万円」に改め、同条第三項中「二十九万三千円」を「三十万円」に改め、同条第四項中「三十万三千円」を「三十一万円」に改め、同条第五項中「同項第五号」を「同項第五号及び第五号の二」に改める。

第三百十四条の三第一項の表中「三十万円」を「二十万円」に、「百分の二」を「百分の二・五」に、「百万円」を「九十五万円」に、「百三十万円」を「百二十万円」に、「二百三十万円」を「二百二十万円」に改める。

第三百十四条の五中「二百万円」を「四百万円」に改める。

第三百十四条の八第一項中「百分の八十」を「百分の七十八」に、「こえる」を「超える」に改める。

第三百二十八条の三の表中「三十万円」を「二十万円」に、「百分の二」を「百分の二・五」に、「百万円」を「九十五万円」に、「百三十万円」を「百二十万円」に、「二百三十万円」を「二百二十万円」に改める。

附則第四条第一項中「昭和五十九年度」を「昭和六十二年度」に改める。

附則第五条第三項中「昭和五十八年」を「昭和六十一年」に改める。

附則第六条第七項中「附則第三十三条の二第六項」を「附則第三十三条の二第七項」に改める。

附則第三十三条の二第二項中「昭和五十九年度」を「昭和六十四年度」に改め、同条第六項を第七項とし、第五項を第六項とし、第四項を第五項とし、第三項の次に次の一項を加える。

4 昭和六十年分及び昭和六十一年度分の個人の道府県民税に限り、前三項の規定の適用については、第一項第一号中「百分の二十五・六」とあるのは「百分の二十七・三」と、「百分の三十六・七」とあるのは「百分の三十七・五」と、第二項第二号中「百分の七十」とあるのは「百分の六十八」と、「百分の五十七」とあるのは「百分の五十六」と、第三項第二号中「百分の三十」とあるのは「百分の三十一」と、「百分の四十二」とあるのは「百分の四十三・三」とする。

附則第三十三条の三第三項第五号及び第三十五条第五項中「百分の八十八」を「百分の八十五・八」に改める。

附則第三十五条の二の二第一項中「昭和五十九年度」を「昭和六十一年度」に改める。

附則第三十五条の四「昭和五十九年度」を「昭和六十四年度」に改める。

別表第一及び別表第二を次のように改める。

退職所得控除額控除後の 退職手当等の金額	税 額	退職所得控除額控除後の 退職手当等の金額		税 額	退職所得控除額控除後の 退職手当等の金額		税 額	退職所得控除額控除後の 退職手当等の金額		税 額													
		以 上	未 満		以 上	未 満		以 上	未 満														
548,000	円	556,000	円	4,930	円	748,000	円	756,000	円	6,730	円	1,032,000	円	1,044,000	円	9,280	円	1,332,000	円	1,344,000	円	11,980	円
556,000	円	564,000	円	5,000	円	756,000	円	764,000	円	6,800	円	1,044,000	円	1,056,000	円	9,390	円	1,344,000	円	1,356,000	円	12,090	円
564,000	円	572,000	円	5,070	円	764,000	円	772,000	円	6,870	円	1,056,000	円	1,068,000	円	9,500	円	1,356,000	円	1,368,000	円	12,200	円
572,000	円	580,000	円	5,140	円	772,000	円	780,000	円	6,940	円	1,068,000	円	1,080,000	円	9,610	円	1,368,000	円	1,380,000	円	12,310	円
580,000	円	588,000	円	5,220	円	780,000	円	792,000	円	7,020	円	1,080,000	円	1,092,000	円	9,720	円	1,380,000	円	1,392,000	円	12,420	円
588,000	円	596,000	円	5,290	円	792,000	円	804,000	円	7,120	円	1,092,000	円	1,104,000	円	9,820	円	1,392,000	円	1,404,000	円	12,520	円
596,000	円	604,000	円	5,360	円	804,000	円	816,000	円	7,230	円	1,104,000	円	1,116,000	円	9,930	円	1,404,000	円	1,416,000	円	12,630	円
604,000	円	612,000	円	5,430	円	816,000	円	828,000	円	7,340	円	1,116,000	円	1,128,000	円	10,040	円	1,416,000	円	1,428,000	円	12,740	円
612,000	円	620,000	円	5,500	円	828,000	円	840,000	円	7,450	円	1,128,000	円	1,140,000	円	10,150	円	1,428,000	円	1,440,000	円	12,850	円
620,000	円	628,000	円	5,580	円	840,000	円	852,000	円	7,560	円	1,140,000	円	1,152,000	円	10,260	円	1,440,000	円	1,452,000	円	12,960	円
628,000	円	636,000	円	5,650	円	852,000	円	864,000	円	7,660	円	1,152,000	円	1,164,000	円	10,360	円	1,452,000	円	1,464,000	円	13,060	円
636,000	円	644,000	円	5,720	円	864,000	円	876,000	円	7,770	円	1,164,000	円	1,176,000	円	10,470	円	1,464,000	円	1,476,000	円	13,170	円
644,000	円	652,000	円	5,790	円	876,000	円	888,000	円	7,880	円	1,176,000	円	1,188,000	円	10,580	円	1,476,000	円	1,488,000	円	13,280	円
652,000	円	660,000	円	5,860	円	888,000	円	900,000	円	7,990	円	1,188,000	円	1,200,000	円	10,690	円	1,488,000	円	1,500,000	円	13,390	円
660,000	円	668,000	円	5,940	円	900,000	円	912,000	円	8,100	円	1,200,000	円	1,212,000	円	10,800	円	1,500,000	円	1,512,000	円	13,500	円
668,000	円	676,000	円	6,010	円	912,000	円	924,000	円	8,200	円	1,212,000	円	1,224,000	円	10,900	円	1,512,000	円	1,524,000	円	13,600	円
676,000	円	684,000	円	6,080	円	924,000	円	936,000	円	8,310	円	1,224,000	円	1,236,000	円	11,010	円	1,524,000	円	1,536,000	円	13,710	円
684,000	円	692,000	円	6,150	円	936,000	円	948,000	円	8,420	円	1,236,000	円	1,248,000	円	11,120	円	1,536,000	円	1,548,000	円	13,820	円
692,000	円	700,000	円	6,220	円	948,000	円	960,000	円	8,530	円	1,248,000	円	1,260,000	円	11,230	円	1,548,000	円	1,560,000	円	13,930	円
700,000	円	708,000	円	6,300	円	960,000	円	972,000	円	8,640	円	1,260,000	円	1,272,000	円	11,340	円	1,560,000	円	1,576,000	円	14,040	円
708,000	円	716,000	円	6,370	円	972,000	円	984,000	円	8,740	円	1,272,000	円	1,284,000	円	11,440	円	1,576,000	円	1,592,000	円	14,180	円
716,000	円	724,000	円	6,440	円	984,000	円	996,000	円	8,850	円	1,284,000	円	1,296,000	円	11,550	円	1,592,000	円	1,608,000	円	14,320	円
724,000	円	732,000	円	6,510	円	996,000	円	1,008,000	円	8,960	円	1,296,000	円	1,308,000	円	11,660	円	1,608,000	円	1,624,000	円	14,470	円
732,000	円	740,000	円	6,580	円	1,008,000	円	1,020,000	円	9,070	円	1,308,000	円	1,320,000	円	11,770	円	1,624,000	円	1,640,000	円	14,610	円
740,000	円	748,000	円	6,660	円	1,020,000	円	1,032,000	円	9,180	円	1,320,000	円	1,332,000	円	11,880	円	1,640,000	円	1,656,000	円	14,760	円

退職所得控除額控除後の退職手当等の金額	税額	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額		税額	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額		税額	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額		税額
		以上	未満		以上	未満		以上	未満	
1,656,000	14,900	2,056,000	2,072,000	18,500	2,456,000	2,472,000	22,100	2,920,000	2,940,000	26,280
1,672,000	15,040	2,072,000	2,088,000	18,640	2,472,000	2,488,000	22,240	2,940,000	2,960,000	26,460
1,688,000	15,190	2,088,000	2,104,000	18,790	2,488,000	2,504,000	22,390	2,960,000	2,980,000	26,640
1,704,000	15,330	2,104,000	2,120,000	18,930	2,504,000	2,520,000	22,530	2,980,000	3,000,000	26,820
1,720,000	15,480	2,120,000	2,136,000	19,080	2,520,000	2,536,000	22,680	3,000,000	3,020,000	27,000
1,736,000	15,620	2,136,000	2,152,000	19,220	2,536,000	2,552,000	22,820	3,020,000	3,040,000	27,360
1,752,000	15,760	2,152,000	2,168,000	19,360	2,552,000	2,568,000	22,960	3,040,000	3,060,000	27,720
1,768,000	15,910	2,168,000	2,184,000	19,510	2,568,000	2,584,000	23,110	3,060,000	3,080,000	28,080
1,784,000	16,050	2,184,000	2,200,000	19,650	2,584,000	2,600,000	23,250	3,080,000	3,100,000	28,440
1,800,000	16,200	2,200,000	2,216,000	19,800	2,600,000	2,620,000	23,400	3,100,000	3,120,000	28,800
1,816,000	16,340	2,216,000	2,232,000	19,940	2,620,000	2,640,000	23,580	3,120,000	3,140,000	29,160
1,832,000	16,480	2,232,000	2,248,000	20,080	2,640,000	2,660,000	23,760	3,140,000	3,160,000	29,520
1,848,000	16,630	2,248,000	2,264,000	20,230	2,660,000	2,680,000	23,940	3,160,000	3,180,000	29,880
1,864,000	16,770	2,264,000	2,280,000	20,370	2,680,000	2,700,000	24,120	3,180,000	3,200,000	30,240
1,880,000	16,920	2,280,000	2,296,000	20,520	2,700,000	2,720,000	24,300	3,200,000	3,220,000	30,600
1,896,000	17,060	2,296,000	2,312,000	20,660	2,720,000	2,740,000	24,480	3,220,000	3,240,000	30,960
1,912,000	17,200	2,312,000	2,328,000	20,800	2,740,000	2,760,000	24,660	3,240,000	3,260,000	31,320
1,928,000	17,350	2,328,000	2,344,000	20,950	2,760,000	2,780,000	24,840	3,260,000	3,280,000	31,680
1,944,000	17,490	2,344,000	2,360,000	21,090	2,780,000	2,800,000	25,020	3,280,000	3,300,000	32,040
1,960,000	17,640	2,360,000	2,376,000	21,240	2,800,000	2,820,000	25,200	3,300,000	3,320,000	32,400
1,976,000	17,780	2,376,000	2,392,000	21,380	2,820,000	2,840,000	25,380	3,320,000	3,340,000	32,760
1,992,000	17,920	2,392,000	2,408,000	21,520	2,840,000	2,860,000	25,560	3,340,000	3,360,000	33,120
2,008,000	18,070	2,408,000	2,424,000	21,670	2,860,000	2,880,000	25,740	3,360,000	3,380,000	33,480
2,024,000	18,210	2,424,000	2,440,000	21,810	2,880,000	2,900,000	25,920	3,380,000	3,400,000	33,840
2,040,000	18,360	2,440,000	2,456,000	21,960	2,900,000	2,920,000	26,100	3,400,000	3,420,000	34,200

第一類第二号 地方行政委員会議録第三号 昭和五十九年三月一日

退職所得控除額控除後の退職手当等の金額		税 額	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額		税 額	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額		税 額	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額		税 額
以	上		以	上		以	上		以	上	
5,420,000	5,440,000	70,560	5,920,000	5,940,000	79,560	6,420,000	6,440,000	88,560	6,920,000	6,940,000	97,560
5,440,000	5,460,000	70,920	5,940,000	5,960,000	79,920	6,440,000	6,460,000	88,920	6,940,000	6,960,000	97,920
5,460,000	5,480,000	71,280	5,960,000	5,980,000	80,280	6,460,000	6,480,000	89,280	6,960,000	6,980,000	98,280
5,480,000	5,500,000	71,640	5,980,000	6,000,000	80,640	6,480,000	6,500,000	89,640	6,980,000	7,000,000	98,640
5,500,000	5,520,000	72,000	6,000,000	6,020,000	81,000	6,500,000	6,520,000	90,000	7,000,000	7,020,000	99,000
5,520,000	5,540,000	72,360	6,020,000	6,040,000	81,360	6,520,000	6,540,000	90,360	7,020,000	7,040,000	99,360
5,540,000	5,560,000	72,720	6,040,000	6,060,000	81,720	6,540,000	6,560,000	90,720	7,040,000	7,060,000	99,720
5,560,000	5,580,000	73,080	6,060,000	6,080,000	82,080	6,560,000	6,580,000	91,080	7,060,000	7,080,000	100,080
5,580,000	5,600,000	73,440	6,080,000	6,100,000	82,440	6,580,000	6,600,000	91,440	7,080,000	7,100,000	100,440
5,600,000	5,620,000	73,800	6,100,000	6,120,000	82,800	6,600,000	6,620,000	91,800	7,100,000	7,120,000	100,800
5,620,000	5,640,000	74,160	6,120,000	6,140,000	83,160	6,620,000	6,640,000	92,160	7,120,000	7,140,000	101,160
5,640,000	5,660,000	74,520	6,140,000	6,160,000	83,520	6,640,000	6,660,000	92,520	7,140,000	7,160,000	101,520
5,660,000	5,680,000	74,880	6,160,000	6,180,000	83,880	6,660,000	6,680,000	92,880	7,160,000	7,180,000	101,880
5,680,000	5,700,000	75,240	6,180,000	6,200,000	84,240	6,680,000	6,700,000	93,240	7,180,000	7,200,000	102,240
5,700,000	5,720,000	75,600	6,200,000	6,220,000	84,600	6,700,000	6,720,000	93,600	7,200,000	7,220,000	102,600
5,720,000	5,740,000	75,960	6,220,000	6,240,000	84,960	6,720,000	6,740,000	93,960	7,220,000	7,240,000	102,960
5,740,000	5,760,000	76,320	6,240,000	6,260,000	85,320	6,740,000	6,760,000	94,320	7,240,000	7,260,000	103,320
5,760,000	5,780,000	76,680	6,260,000	6,280,000	85,680	6,760,000	6,780,000	94,680	7,260,000	7,280,000	103,680
5,780,000	5,800,000	77,040	6,280,000	6,300,000	86,040	6,780,000	6,800,000	95,040	7,280,000	7,300,000	104,040
5,800,000	5,820,000	77,400	6,300,000	6,320,000	86,400	6,800,000	6,820,000	95,400	7,300,000	7,320,000	104,400
5,820,000	5,840,000	77,760	6,320,000	6,340,000	86,760	6,820,000	6,840,000	95,760	7,320,000	7,340,000	104,760
5,840,000	5,860,000	78,120	6,340,000	6,360,000	87,120	6,840,000	6,860,000	96,120	7,340,000	7,360,000	105,120
5,860,000	5,880,000	78,480	6,360,000	6,380,000	87,480	6,860,000	6,880,000	96,480	7,360,000	7,380,000	105,480
5,880,000	5,900,000	78,840	6,380,000	6,400,000	87,840	6,880,000	6,900,000	96,840	7,380,000	7,400,000	105,840
5,900,000	5,920,000	79,200	6,400,000	6,420,000	88,200	6,900,000	6,920,000	97,200	7,400,000	7,420,000	106,200

退職所得控除額控除後の退職手当等の金額		税 額	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額		税 額	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額		税 額	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額		税 額
以	上		以	上		以	上		以	上	
7,420,000	7,440,000	106,560	7,620,000	7,640,000	110,160	7,820,000	7,840,000	113,760	8,000,000円以上		退職所得控除額控除後の退職手当等の金額に1.8%を乗じて算出した金額から27,000円を控除した金額
7,440,000	7,460,000	106,920	7,640,000	7,660,000	110,520	7,840,000	7,860,000	114,120			
7,460,000	7,480,000	107,280	7,660,000	7,680,000	110,880	7,860,000	7,880,000	114,480			
7,480,000	7,500,000	107,640	7,680,000	7,700,000	111,240	7,880,000	7,900,000	114,840			
7,500,000	7,520,000	108,000	7,700,000	7,720,000	111,600	7,900,000	7,920,000	115,200			
7,520,000	7,540,000	108,360	7,720,000	7,740,000	111,960	7,920,000	7,940,000	115,560			
7,540,000	7,560,000	108,720	7,740,000	7,760,000	112,320	7,940,000	7,960,000	115,920			
7,560,000	7,580,000	109,080	7,760,000	7,780,000	112,680	7,960,000	7,980,000	116,280			
7,580,000	7,600,000	109,440	7,780,000	7,800,000	113,040	7,980,000	8,000,000	116,640			
7,600,000	7,620,000	109,800	7,800,000	7,820,000	113,400	7,980,000					

(注) この表において「退職所得控除額控除後の退職手当等の金額」とは、退職手当等の金額から退職所得控除額を控除した残額をいう。

(備考) 税額を求めるには、まず、退職所得控除額控除後の退職手当等の金額を求め、次に、その金額に応じて「退職所得控除額控除後の退職手当等の金額が8,000,000円以上の納税義務者の退職所得し、その行の「税額」欄に記載されている金額が、その求める税額である。この場合において、退職所得控除額控除後の退職手当等の金額が8,000,000円以上の納税義務者の退職所得控除額控除後の退職手当等の金額の2分の1に相当する金額に1,000円未満の端数があるときは、その端数の金額に2を乗じて計算した金額を退職所得控除額控除後の退職手当等の金額から控除した後の金額を退職所得控除額控除後の退職手当等の金額とみなすものとし、その納税義務者の税額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額をもってその求める税額とする。

別表第二 退職所得に係る市町村民税の特別徴収税額表 (第三百二十八条の六、第三百二十八条の十三、附則第七条関係)

退職所得控除額控除後の退職手当等の金額		税額	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額		税額	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額		税額	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額		税額
以上	未満		以上	未満		以上	未満		以上	未満	
6,000円未満	8,000	0	100,000	104,000	1,120	200,000	204,000	2,250	348,000	356,000	3,910
6,000	12,000	60	104,000	108,000	1,170	204,000	208,000	2,290	356,000	364,000	4,000
8,000	16,000	90	108,000	112,000	1,210	208,000	212,000	2,340	364,000	372,000	4,090
12,000	20,000	130	112,000	116,000	1,260	212,000	216,000	2,380	372,000	380,000	4,180
16,000		180	116,000	120,000	1,300	216,000	220,000	2,430	380,000	388,000	4,270
20,000	24,000	220	120,000	124,000	1,350	220,000	224,000	2,470	388,000	396,000	4,360
24,000	28,000	270	124,000	128,000	1,390	224,000	228,000	2,520	396,000	404,000	4,450
28,000	32,000	310	128,000	132,000	1,440	228,000	232,000	2,560	404,000	412,000	4,550
32,000	36,000	360	132,000	136,000	1,480	232,000	236,000	2,610	412,000	420,000	4,660
36,000	40,000	400	136,000	140,000	1,530	236,000	240,000	2,650	420,000	428,000	4,770
40,000	44,000	450	140,000	144,000	1,570	240,000	244,000	2,700	428,000	436,000	4,870
44,000	48,000	490	144,000	148,000	1,620	244,000	248,000	2,740	436,000	444,000	4,980
48,000	52,000	540	148,000	152,000	1,660	248,000	252,000	2,790	444,000	452,000	5,090
52,000	56,000	580	152,000	156,000	1,710	252,000	260,000	2,830	452,000	460,000	5,200
56,000	60,000	630	156,000	160,000	1,750	260,000	268,000	2,920	460,000	468,000	5,310
60,000	64,000	670	160,000	164,000	1,800	268,000	276,000	3,010	468,000	476,000	5,410
64,000	68,000	720	164,000	168,000	1,840	276,000	284,000	3,100	476,000	484,000	5,520
68,000	72,000	760	168,000	172,000	1,890	284,000	292,000	3,190	484,000	492,000	5,630
72,000	76,000	810	172,000	176,000	1,930	292,000	300,000	3,280	492,000	500,000	5,740
76,000	80,000	850	176,000	180,000	1,980	300,000	308,000	3,370	500,000	508,000	5,850
80,000	84,000	900	180,000	184,000	2,020	308,000	316,000	3,460	508,000	516,000	5,950
84,000	88,000	940	184,000	188,000	2,070	316,000	324,000	3,550	516,000	524,000	6,060
88,000	92,000	990	188,000	192,000	2,110	324,000	332,000	3,640	524,000	532,000	6,170
92,000	96,000	1,030	192,000	196,000	2,160	332,000	340,000	3,730	532,000	540,000	6,280
96,000	100,000	1,080	196,000	200,000	2,200	340,000	348,000	3,820	540,000	548,000	6,390

退職所得控除額控除後の 退職手当等の金額	税 額	退職所得控除額控除後の 退職手当等の金額		税 額	退職所得控除額控除後の 退職手当等の金額		税 額	退職所得控除額控除後の 退職手当等の金額		税 額
		以	上		以	上		以	上	
548,000	6,490	748,000	756,000	9,190	1,032,000	1,044,000	13,620	1,332,000	1,344,000	19,020
556,000	6,600	756,000	764,000	9,300	1,044,000	1,056,000	13,840	1,344,000	1,356,000	19,240
564,000	6,710	764,000	772,000	9,410	1,056,000	1,068,000	14,050	1,356,000	1,368,000	19,450
572,000	6,820	772,000	780,000	9,520	1,068,000	1,080,000	14,270	1,368,000	1,380,000	19,670
580,000	6,930	780,000	792,000	9,630	1,080,000	1,092,000	14,490	1,380,000	1,392,000	19,890
588,000	7,030	792,000	804,000	9,790	1,092,000	1,104,000	14,700	1,392,000	1,404,000	20,100
596,000	7,140	804,000	816,000	9,950	1,104,000	1,116,000	14,920	1,404,000	1,416,000	20,340
604,000	7,250	816,000	828,000	10,110	1,116,000	1,128,000	15,130	1,416,000	1,428,000	20,610
612,000	7,360	828,000	840,000	10,270	1,128,000	1,140,000	15,350	1,428,000	1,440,000	20,880
620,000	7,470	840,000	852,000	10,440	1,140,000	1,152,000	15,570	1,440,000	1,452,000	21,150
628,000	7,570	852,000	864,000	10,600	1,152,000	1,164,000	15,780	1,452,000	1,464,000	21,420
636,000	7,680	864,000	876,000	10,760	1,164,000	1,176,000	16,000	1,464,000	1,476,000	21,690
644,000	7,790	876,000	888,000	10,920	1,176,000	1,188,000	16,210	1,476,000	1,488,000	21,960
652,000	7,900	888,000	900,000	11,080	1,188,000	1,200,000	16,430	1,488,000	1,500,000	22,230
660,000	8,010	900,000	912,000	11,250	1,200,000	1,212,000	16,650	1,500,000	1,512,000	22,500
668,000	8,110	912,000	924,000	11,460	1,212,000	1,224,000	16,860	1,512,000	1,524,000	22,770
676,000	8,220	924,000	936,000	11,680	1,224,000	1,236,000	17,080	1,524,000	1,536,000	23,040
684,000	8,330	936,000	948,000	11,890	1,236,000	1,248,000	17,290	1,536,000	1,548,000	23,310
692,000	8,440	948,000	960,000	12,110	1,248,000	1,260,000	17,510	1,548,000	1,560,000	23,580
700,000	8,550	960,000	972,000	12,330	1,260,000	1,272,000	17,730	1,560,000	1,576,000	23,850
708,000	8,650	972,000	984,000	12,540	1,272,000	1,284,000	17,940	1,576,000	1,592,000	24,210
716,000	8,760	984,000	996,000	12,760	1,284,000	1,296,000	18,160	1,592,000	1,608,000	24,570
724,000	8,870	996,000	1,008,000	12,970	1,296,000	1,308,000	18,370	1,608,000	1,624,000	24,930
732,000	8,980	1,008,000	1,020,000	13,190	1,308,000	1,320,000	18,590	1,624,000	1,640,000	25,290
740,000	9,090	1,020,000	1,032,000	13,410	1,320,000	1,332,000	18,810	1,640,000	1,656,000	25,650

退職所得控除額控除後の 退職手当等の金額	税	退職所得控除額控除後の 退職手当等の金額		税	退職所得控除額控除後の 退職手当等の金額		税	退職所得控除額控除後の 退職手当等の金額		税
		以	上		以	上		以	上	
1,656,000	26,010	2,056,000	2,072,000	35,710	2,456,000	2,472,000	46,760	2,920,000	2,940,000	61,380
1,672,000	26,370	2,072,000	2,088,000	36,140	2,472,000	2,488,000	47,260	2,940,000	2,960,000	62,010
1,688,000	26,730	2,088,000	2,104,000	36,570	2,488,000	2,504,000	47,770	2,960,000	2,980,000	62,640
1,704,000	27,090	2,104,000	2,120,000	37,000	2,504,000	2,520,000	48,270	2,980,000	3,000,000	63,270
1,720,000	27,450	2,120,000	2,136,000	37,440	2,520,000	2,536,000	48,780	3,000,000	3,020,000	63,900
1,736,000	27,810	2,136,000	2,152,000	37,870	2,536,000	2,552,000	49,280	3,020,000	3,040,000	64,530
1,752,000	28,170	2,152,000	2,168,000	38,300	2,552,000	2,568,000	49,780	3,040,000	3,060,000	65,160
1,768,000	28,530	2,168,000	2,184,000	38,730	2,568,000	2,584,000	50,290	3,060,000	3,080,000	65,790
1,784,000	28,890	2,184,000	2,200,000	39,160	2,584,000	2,600,000	50,790	3,080,000	3,100,000	66,420
1,800,000	29,250	2,200,000	2,216,000	39,600	2,600,000	2,620,000	51,300	3,100,000	3,120,000	67,050
1,816,000	29,610	2,216,000	2,232,000	40,030	2,620,000	2,640,000	51,930	3,120,000	3,140,000	67,680
1,832,000	29,970	2,232,000	2,248,000	40,460	2,640,000	2,660,000	52,560	3,140,000	3,160,000	68,310
1,848,000	30,330	2,248,000	2,264,000	40,890	2,660,000	2,680,000	53,190	3,160,000	3,180,000	68,940
1,864,000	30,690	2,264,000	2,280,000	41,320	2,680,000	2,700,000	53,820	3,180,000	3,200,000	69,570
1,880,000	31,050	2,280,000	2,296,000	41,760	2,700,000	2,720,000	54,450	3,200,000	3,220,000	70,200
1,896,000	31,410	2,296,000	2,312,000	42,190	2,720,000	2,740,000	55,080	3,220,000	3,240,000	70,830
1,912,000	31,820	2,312,000	2,328,000	42,620	2,740,000	2,760,000	55,710	3,240,000	3,260,000	71,460
1,928,000	32,250	2,328,000	2,344,000	43,050	2,760,000	2,780,000	56,340	3,260,000	3,280,000	72,090
1,944,000	32,680	2,344,000	2,360,000	43,480	2,780,000	2,800,000	56,970	3,280,000	3,300,000	72,720
1,960,000	33,120	2,360,000	2,376,000	43,920	2,800,000	2,820,000	57,600	3,300,000	3,320,000	73,350
1,976,000	33,550	2,376,000	2,392,000	44,350	2,820,000	2,840,000	58,230	3,320,000	3,340,000	73,980
1,992,000	33,980	2,392,000	2,408,000	44,780	2,840,000	2,860,000	58,860	3,340,000	3,360,000	74,610
2,008,000	34,410	2,408,000	2,424,000	45,250	2,860,000	2,880,000	59,490	3,360,000	3,380,000	75,240
2,024,000	34,840	2,424,000	2,440,000	45,750	2,880,000	2,900,000	60,120	3,380,000	3,400,000	75,870
2,040,000	35,280	2,440,000	2,456,000	46,260	2,900,000	2,920,000	60,750	3,400,000	3,420,000	76,500

退職所得控除額控除後の 退職手当等の金額	税 額	退職所得控除額控除後の 退職手当等の金額		税 額	退職所得控除額控除後の 退職手当等の金額		税 額	退職所得控除額控除後の 退職手当等の金額		税 額
		以	上		以	上		以	上	
3,420,000	77,130	3,920,000	3,940,000	92,880	4,420,000	4,440,000	108,720	4,920,000	4,940,000	126,720
3,440,000	77,760	3,940,000	3,960,000	93,510	4,440,000	4,460,000	109,440	4,940,000	4,960,000	127,440
3,460,000	78,390	3,960,000	3,980,000	94,140	4,460,000	4,480,000	110,160	4,960,000	4,980,000	128,160
3,480,000	79,020	3,980,000	4,000,000	94,770	4,480,000	4,500,000	110,880	4,980,000	5,000,000	128,880
3,500,000	79,650	4,000,000	4,020,000	95,400	4,500,000	4,520,000	111,600	5,000,000	5,020,000	129,600
3,520,000	80,280	4,020,000	4,040,000	96,030	4,520,000	4,540,000	112,320	5,020,000	5,040,000	130,320
3,540,000	80,910	4,040,000	4,060,000	96,660	4,540,000	4,560,000	113,040	5,040,000	5,060,000	131,040
3,560,000	81,540	4,060,000	4,080,000	97,290	4,560,000	4,580,000	113,760	5,060,000	5,080,000	131,760
3,580,000	82,170	4,080,000	4,100,000	97,920	4,580,000	4,600,000	114,480	5,080,000	5,100,000	132,480
3,600,000	82,800	4,100,000	4,120,000	98,550	4,600,000	4,620,000	115,200	5,100,000	5,120,000	133,200
3,620,000	83,430	4,120,000	4,140,000	99,180	4,620,000	4,640,000	115,920	5,120,000	5,140,000	133,920
3,640,000	84,060	4,140,000	4,160,000	99,810	4,640,000	4,660,000	116,640	5,140,000	5,160,000	134,640
3,660,000	84,690	4,160,000	4,180,000	100,440	4,660,000	4,680,000	117,360	5,160,000	5,180,000	135,360
3,680,000	85,320	4,180,000	4,200,000	101,070	4,680,000	4,700,000	118,080	5,180,000	5,200,000	136,080
3,700,000	85,950	4,200,000	4,220,000	101,700	4,700,000	4,720,000	118,800	5,200,000	5,220,000	136,800
3,720,000	86,580	4,220,000	4,240,000	102,330	4,720,000	4,740,000	119,520	5,220,000	5,240,000	137,520
3,740,000	87,210	4,240,000	4,260,000	102,960	4,740,000	4,760,000	120,240	5,240,000	5,260,000	138,240
3,760,000	87,840	4,260,000	4,280,000	103,590	4,760,000	4,780,000	120,960	5,260,000	5,280,000	138,960
3,780,000	88,470	4,280,000	4,300,000	104,220	4,780,000	4,800,000	121,680	5,280,000	5,300,000	139,680
3,800,000	89,100	4,300,000	4,320,000	104,850	4,800,000	4,820,000	122,400	5,300,000	5,320,000	140,400
3,820,000	89,730	4,320,000	4,340,000	105,480	4,820,000	4,840,000	123,120	5,320,000	5,340,000	141,120
3,840,000	90,360	4,340,000	4,360,000	106,110	4,840,000	4,860,000	123,840	5,340,000	5,360,000	141,840
3,860,000	90,990	4,360,000	4,380,000	106,740	4,860,000	4,880,000	124,560	5,360,000	5,380,000	142,560
3,880,000	91,620	4,380,000	4,400,000	107,370	4,880,000	4,900,000	125,280	5,380,000	5,400,000	143,280
3,900,000	92,250	4,400,000	4,420,000	108,000	4,900,000	4,920,000	126,000	5,400,000	5,420,000	144,000

退職所得控除額控除後の退職手当等の金額	以上	未	満	税 額	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額	以上	未	満	税 額	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額	以上	未	満	税 額	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額	以上	未	満	税 額
5,420,000	5,440,000	5,460,000	5,480,000	144,720	5,920,000	5,940,000	5,960,000	5,980,000	162,720	6,420,000	6,440,000	6,460,000	6,480,000	180,720	6,920,000	6,940,000	6,960,000	6,980,000	198,720
5,440,000	5,460,000	5,480,000	5,500,000	145,440	5,940,000	5,960,000	5,980,000	6,000,000	163,440	6,440,000	6,460,000	6,480,000	6,500,000	181,440	6,940,000	6,960,000	6,980,000	7,000,000	199,440
5,460,000	5,480,000	5,500,000	5,520,000	146,160	5,960,000	5,980,000	6,000,000	6,020,000	164,160	6,460,000	6,480,000	6,500,000	6,520,000	182,160	6,960,000	6,980,000	7,000,000	7,020,000	200,160
5,480,000	5,500,000	5,520,000		146,880	5,980,000	6,000,000	6,020,000		164,880	6,480,000	6,500,000	6,520,000		182,880	6,980,000	7,000,000			200,880
5,500,000				147,600	6,000,000	6,020,000			165,600	6,500,000	6,520,000			183,600	7,000,000	7,020,000			201,600
5,520,000	5,540,000	5,560,000	5,580,000	148,320	6,020,000	6,040,000	6,060,000	6,080,000	166,320	6,520,000	6,540,000	6,560,000	6,580,000	184,320	7,020,000	7,040,000	7,060,000	7,080,000	202,320
5,540,000	5,560,000	5,580,000	5,600,000	149,040	6,040,000	6,060,000	6,080,000	6,100,000	167,040	6,540,000	6,560,000	6,580,000	6,600,000	185,040	7,040,000	7,060,000	7,080,000	7,100,000	203,040
5,560,000	5,580,000	5,600,000		149,760	6,060,000	6,080,000	6,100,000		167,760	6,560,000	6,580,000	6,600,000		185,760	7,060,000	7,080,000			203,760
5,580,000	5,600,000	5,620,000		150,480	6,080,000	6,100,000	6,120,000		168,480	6,580,000	6,600,000	6,620,000		186,480	7,080,000	7,100,000	7,120,000		204,480
5,600,000				151,200	6,100,000	6,120,000			169,200	6,600,000	6,620,000			187,200	7,100,000	7,120,000			205,200
5,620,000	5,640,000	5,660,000	5,680,000	151,920	6,120,000	6,140,000	6,160,000	6,180,000	169,920	6,620,000	6,640,000	6,660,000	6,680,000	187,920	7,120,000	7,140,000	7,160,000	7,180,000	205,920
5,640,000	5,660,000	5,680,000	5,700,000	152,640	6,140,000	6,160,000	6,180,000	6,200,000	170,640	6,640,000	6,660,000	6,680,000	6,700,000	188,640	7,140,000	7,160,000	7,180,000	7,200,000	206,640
5,660,000	5,680,000	5,700,000	5,720,000	153,360	6,160,000	6,180,000	6,200,000	6,220,000	171,360	6,660,000	6,680,000	6,700,000	6,720,000	189,360	7,160,000	7,180,000	7,200,000	7,220,000	207,360
5,680,000	5,700,000	5,720,000		154,080	6,180,000	6,200,000	6,220,000		172,080	6,680,000	6,700,000	6,720,000		190,080	7,180,000	7,200,000			208,080
5,700,000				154,800	6,200,000	6,220,000			172,800	6,700,000	6,720,000			190,800	7,200,000	7,220,000			208,800
5,720,000	5,740,000	5,760,000	5,780,000	155,520	6,220,000	6,240,000	6,260,000	6,280,000	173,520	6,720,000	6,740,000	6,760,000	6,780,000	191,520	7,220,000	7,240,000	7,260,000	7,280,000	209,520
5,740,000	5,760,000	5,780,000	5,800,000	156,240	6,240,000	6,260,000	6,280,000	6,300,000	174,240	6,740,000	6,760,000	6,780,000	6,800,000	192,240	7,240,000	7,260,000	7,280,000	7,300,000	210,240
5,760,000	5,780,000	5,800,000	5,820,000	156,960	6,260,000	6,280,000	6,300,000	6,320,000	174,960	6,760,000	6,780,000	6,800,000	6,820,000	192,960	7,260,000	7,280,000	7,300,000	7,320,000	210,960
5,780,000	5,800,000	5,820,000		157,680	6,280,000	6,300,000	6,320,000		175,680	6,780,000	6,800,000	6,820,000		193,680	7,280,000	7,300,000			211,680
5,800,000				158,400	6,300,000	6,320,000			176,400	6,800,000	6,820,000			194,400	7,300,000	7,320,000			212,400
5,820,000	5,840,000	5,860,000	5,880,000	159,120	6,320,000	6,340,000	6,360,000	6,380,000	177,120	6,820,000	6,840,000	6,860,000	6,880,000	195,120	7,320,000	7,340,000	7,360,000	7,380,000	213,120
5,840,000	5,860,000	5,880,000	5,900,000	159,840	6,340,000	6,360,000	6,380,000	6,400,000	177,840	6,840,000	6,860,000	6,880,000	6,900,000	195,840	7,340,000	7,360,000	7,380,000	7,400,000	213,840
5,860,000	5,880,000	5,900,000	5,920,000	160,560	6,360,000	6,380,000	6,400,000	6,420,000	178,560	6,860,000	6,880,000	6,900,000	6,920,000	196,560	7,360,000	7,380,000	7,400,000		214,560
5,880,000				161,280	6,380,000	6,400,000	6,420,000		179,280	6,880,000	6,900,000	6,920,000		197,280	7,380,000	7,400,000			215,280
5,900,000	5,920,000			162,000	6,400,000	6,420,000			180,000	6,900,000	6,920,000			198,000	7,400,000	7,420,000			216,000

退職所得控除額控除後の退職手当等の金額		税 額	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額		税 額	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額		税 額	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額		税 額
以	上		以	上		以	上		以	上	
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
7,420,000	7,440,000	216,810	7,720,000	7,740,000	228,960	8,000,000	11,400,000	38,000,000	58,000,000	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額に5.4%を乗じて算出した金額から391,500円を控除した金額	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額に5.4%を乗じて算出した金額から391,500円を控除した金額
7,440,000	7,460,000	217,620	7,740,000	7,760,000	229,770						
7,460,000	7,480,000	218,430	7,760,000	7,780,000	230,580						
7,480,000	7,500,000	219,240	7,780,000	7,800,000	231,390						
7,500,000	7,520,000	220,050	7,800,000	7,820,000	232,200						
7,520,000	7,540,000	220,860	7,820,000	7,840,000	233,010	11,400,000	19,000,000	58,000,000	98,000,000	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額に4.5%を乗じて算出した金額から135,000円を控除した金額	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額に4.5%を乗じて算出した金額から135,000円を控除した金額
7,540,000	7,560,000	221,670	7,840,000	7,860,000	233,820						
7,560,000	7,580,000	222,480	7,860,000	7,880,000	234,630						
7,580,000	7,600,000	223,290	7,880,000	7,900,000	235,440						
7,600,000	7,620,000	224,100	7,900,000	7,920,000	236,250						
7,620,000	7,640,000	224,910	7,920,000	7,940,000	237,060	19,000,000	38,000,000	98,000,000円以上		退職所得控除額控除後の退職手当等の金額に6.3%を乗じて算出した金額から1,093,500円を控除した金額	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額に6.3%を乗じて算出した金額から1,093,500円を控除した金額
7,640,000	7,660,000	225,720	7,940,000	7,960,000	237,870						
7,660,000	7,680,000	226,530	7,960,000	7,980,000	238,680						
7,680,000	7,700,000	227,340	7,980,000	8,000,000	239,490						
7,700,000	7,720,000	228,150									

(注) この表において「退職所得控除額控除後の退職手当等の金額」とは、退職手当等の金額から退職所得控除額を控除した残額をいう。

(備考) 税額を求めるには、まず、退職所得控除額控除後の退職手当等の金額を求め、次に、その金額に応じて「退職所得控除額控除後の退職手当等の金額が8,000,000円以上の納税義務者の退職所得控除額控除後の退職手当等の金額の2分の1に相当する金額に1,000円未満の端数があるときは、その端数の金額に2を乗じて計算した金額を退職所得控除額控除後の退職手当等の金額から控除した後の金額を退職所得控除額控除後の退職手当等の金額とみなすものとし、その納税義務者の税額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額をもつてその求める税額とする。

(地方道路譲与税法の一部改正)

第三条 地方道路譲与税法(昭和三十年法律第百十三号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項の表を次のように改める。

譲与時期	譲与時期ごとに譲与すべき額
六月	当該年度の初日の属する年の三月から五月までの間の収納に係る地方道路税の収入額の相当する額
十一月	当該年度の初日の属する年の六月から十月までの間の収納に係る地方道路税の収入額に相当する額
三月	当該年度の初日の属する年の十一月から翌年の二月までの間の収納に係る地方道路税の収入額に相当する額

(石油ガス譲与税法の一部改正)

第四条 石油ガス譲与税法(昭和四十年法律第百五十七号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項の表を次のように改める。

譲与時期	譲与時期ごとに譲与すべき額
六月	当該年度の初日の属する年の三月から五月までの間の収納に係る石油ガス税の収入額の二分の一に相当する額
十一月	当該年度の初日の属する年の六月から十月までの間の収納に係る石油ガス税の収入額の二分の一に相当する額
三月	当該年度の初日の属する年の十一月から翌年の二月までの間の収納に係る石油ガス税の収入額の二分の一に相当する額

(自動車重量譲与税法の一部改正)

第五条 自動車重量譲与税法(昭和四十六年法律第九十号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項の表を次のように改める。

譲与時期	譲与時期ごとに譲与すべき額
六月	当該年度の初日の属する年の二月から四月までの間の収納に係る自動車重量税の収入額の四分の一に相当する額
十一月	当該年度の初日の属する年の五月から九月までの間の収納に係る自動車重量税の収入額の四分の一に相当する額
三月	当該年度の初日の属する年の十月から翌年の一月までの間の収納に係る自動車重量税の収入額の四分の一に相当する額

(航空機燃料譲与税法の一部改正)

第六条 航空機燃料譲与税法(昭和四十七年法律第十三号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項の表を次のように改める。

譲与時期	譲与時期ごとに譲与すべき額
九月	当該年度の初日の属する年の三月から八月までの間の収納に係る航空機燃料税の収入額の十三分の二に相当する額
三月	当該年度の初日の属する年の九月から翌年の二月までの間の収納に係る航空機燃料税の収入額の十三分の二に相当する額

(国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律の一部改正)

第七条 国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律(昭和三十一年法律第八十二号)の一部を次のように改正する。

附則第十六項中「昭和五十九年度」を「昭和六十一年度」に改める。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、昭和五十九年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中地方税法第四百八十九条第一項第十八号の改正規定及び附則第十六条の規定昭和五十九年六月一日

二 第二条中地方税法第三百二十八条の三、別表第一及び別表第二の改正規定並びに附則第八條第一項及び第十三条第一項の規定 昭和六十年一月一日

三 第二条の規定(地方税法第三百二十八条の三、別表第一及び別表第二の改正規定を除く。)並びに附則第八條第二項及び第十三条第二項の規定 昭和六十年四月一日

(道府県民税若しくは市町村民税の法人税割又は法人の事業税の徴収猶予に関する経過措置)

第二条 第一条の規定による改正前の地方税法(以下「旧法」という。)第十五条の三の規定並びに旧法第十五条の四第一項、第五十三條第十五項、第六十四條第一項、第六十六條第二項、第

七十二條の二十五第八項、第七十二條の四十五第一項、第七十二條の六十六第二項、第三百二十一条の八第十二項、第三百二十六條第一項、第三百二十九條第二項及び附則第三条の二の規定(旧法第十五条の三の規定による徴収の猶予に係る部分に限る。)は、昭和五十九年四月一日(以下「施行日」という。)前に終了した事業年度に係る道府県民税若しくは市町村民税の法人税割又は法人の事業税については、なおその効力を有する。

(延滞金の免除に関する経過措置)

第三条 第一条の規定による改正後の地方税法(以下「新法」という。)第十五条の九第三項の規定は、施行日以後における新法第二十條の九の三第四項ただし書の規定による徴収の猶予がされている期間に係る延滞金の額の計算について適用する。

(原告が行うべき証拠の申出に関する経過措置)

第四条 新法第十九條の十四の規定は、施行日以後に提起される同条に規定する処分取消しの訴えについて適用する。

(事業所得等を生ずべき業務を行う者等の帳簿書類の保存に関する経過措置)

第五条 新法第四十五條の四、第七十二條の五の三及び第三百十七條の八の規定は、昭和六十年一月一日以後においてこれらの規定に規定する者に該当する者について適用する。

(過少申告加算金に関する経過措置)

第六条 新法第七十二條の四十六第一項、第九十

七条第一項、第二百七条第一項、第二百七十八條第一項、第三百二十八條の十一第一項、第四百九十八條第一項、第五百三十六條第一項、第五百六十七條第一項、第六百九十九條第一項、第六百八十八條第一項、第六百九十九條の二十一第一項、第七百条の三十三第一項、第七百一条の十二第一項、第七百一条の六十一第一項及び第七百二十一條第一項の規定は、施行日以後にこれらの規定に規定する申告書又は納入申告書の提出期限が到来する地方税に係る過少申告加算金について適用し、施行日前にこれらの提出期限が到来した地方税に係る過少申告加算金については、なお従前の例による。

(道府県民税に関する経過措置)

第七條 別段の定めがあるものを除き、新法の規定中個人の道府県民税に関する部分は、昭和五十九年度以後の年度分の個人の道府県民税について適用し、昭和五十八年度分までの個人の道府県民税については、なお従前の例による。

2 新法第五十二條第一項の規定は、施行日以後に終了する事業年度又は新法第五十三條第五項の期間に係る法人の道府県民税について適用し、施行日前に終了した事業年度又は同項の期間に係る法人の道府県民税については、なお従前の例による。

3 前項の規定にかかわらず、法人の施行日以後に終了する事業年度に係る新法第五十三條第一項の申告書（法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第七十一條第一項（同法第七十二條第一項）の規定が適用される場合及びこれらの規定を同法第四十五條第一項において準用する場合を含む。）の規定により法人税に係る申告書を提出する義務がある法人が、新法第五十三條第一項の規定により当該申告書の提出期限までに提出すべき申告書に限る。）の提出期限が施行日前である場合には、その法人の当該申告書に係る道府県民税として納付した又は納付すべきであった道府県民税については、なお従前の例による。

第八條 第二條の規定による改正後の地方税法別表第一の規定は、昭和六十年一月一日以後に支払うべき退職手当等（同法第五十條の二に規定する退職手当等をいう。以下この項において同じ。）に係る所得割について適用し、同日前に支払うべき退職手当等に係る所得割については、なお従前の例による。

2 第二條の規定による改正後の地方税法の規定中個人の道府県民税に関する部分（同法別表第一の規定を除く。）は、昭和六十年以後の年度分の個人の道府県民税について適用し、昭和五十九年度分までの個人の道府県民税については、なお従前の例による。

(事業税に関する経過措置)

第九條 新法第七十二條の五第一項第四号、第七十二條の十四第一項ただし書（農業協同組合連合会に係る部分に限る。）及び第七十二條の二十四第四項第一号の規定は、施行日以後に終了する事業年度分の法人の事業税及び施行日以後の解散又は合併による清算所得に対する法人の事業税（清算所得に対する事業税を課される法人の清算中の事業年度に係る法人の事業税及び残余財産の一部分配により納付すべき法人の事業税を含む。以下この条において同じ。）について適用し、施行日前に終了した事業年度分の法人の事業税及び施行日前の解散又は合併による清算所得に対する法人の事業税については、なお従前の例による。

(不動産取得税に関する経過措置)

第十條 新法第七十三條の十四第十項の規定は、施行日以後の同項に規定する不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、施行日前の同項に規定する不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

2 施行日前の旧法附則第十一條第九項に規定する施設又は不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。（自動車税に関する経過措置）

第十一條 新法第四百七十七條第一項の規定は、昭和五十九年度以後の年度分の自動車税について適用し、昭和五十八年度分までの自動車税については、なお従前の例による。

2 旧法附則第十二條の三第一項に規定する電気を動力源とする自動車に対して課する昭和五十八年度分の自動車税については、なお従前の例による。

(市町村民税に関する経過措置)

第十二條 別段の定めがあるものを除き、新法の規定中個人の市町村民税に関する部分は、昭和五十九年度以後の年度分の個人の市町村民税について適用し、昭和五十八年度分までの個人の市町村民税については、なお従前の例による。

2 新法第三百二十二條第一項及び第二項の規定は、施行日以後に終了する事業年度又は新法第三百二十一條の八第五項の期間に係る法人の市町村民税について適用し、施行日前に終了した事業年度又は同項の期間に係る法人の市町村民税については、なお従前の例による。

3 前項の規定にかかわらず、法人の施行日以後に終了する事業年度に係る新法第三百二十一條の八第一項の申告書（法人税法第七十一條第一項（同法第七十二條第一項）の規定が適用される場合及びこれらの規定を同法第四十五條第一項において準用する場合を含む。）の規定により法人税に係る申告書を提出する義務がある法人が、新法第三百二十一條の八第一項の規定により当該申告書の提出期限までに提出すべき申告書に限る。）の提出期限が施行日前である場合には、その法人の当該申告書に係る市町村民税として納付した又は納付すべきであった市町村民税については、なお従前の例による。

第十三條 第二條の規定による改正後の地方税法第三百二十八條の三及び別表第二の規定は、昭和六十年一月一日以後に支払うべき退職手当等（同法第三百二十八條に規定する退職手当等をいう。以下この項において同じ。）に係る所得割について適用し、同日前に支払うべき退職手

当等に係る所得割については、なお従前の例による。

2 第二條の規定による改正後の地方税法の規定中個人の市町村民税に関する部分（同法第三百二十八條の三及び別表第二の規定を除く。）は、昭和六十年以後の年度分の個人の市町村民税について適用し、昭和五十九年度分までの個人の市町村民税については、なお従前の例による。

(固定資産税に関する経過措置)

第十四條 新法第三百四十八條第二項第三十三号及び第三百四十九條の三第八項の規定は、昭和五十九年度以後の年度分の固定資産税について適用し、昭和五十八年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 日本自動車ターミナル株式会社法（昭和四十年法律第七十五号）による日本自動車ターミナル株式会社が昭和五十五年二月二日から昭和五十八年一月一日までの間に取得した旧法附則第十五條第一項に規定する家屋及び償却資産並びに同日までに自動車ターミナル法（昭和三十四年法律第三十六号）第六條第二項の認可を受けた工事の施行により昭和五十八年一月二日以後に取得した旧法附則第十五條第一項に規定する家屋及び償却資産（以下この項において「認可工事に係る家屋及び償却資産」という。）に対して課する固定資産税については、同条第一項の規定は、なおその効力を有する。この場合において、認可工事に係る家屋及び償却資産に係る同項の規定の適用については、同項中「昭和五十五年一月二日から昭和五十八年一月一日までの間」とあるのは、「昭和五十八年一月二日以後」とする。

3 昭和五十六年四月一日から昭和五十八年三月三十一日までの間に新設された旧法附則第十五條第四項に規定する原油備蓄施設及び同日までに石油備蓄法（昭和五十年法律第九十六号）第五條第一項の規定により届出をした同項に規定する石油の備蓄に関する計画に基づき昭和五十八

て適用し、施行日前に終了した事業年度分の法人の事業並びに同年前の年分の個人の事業及び昭和五十九年分の個人の事業で施行日前に廃止されたものに対して課する事業に係る事業所税については、なお従前の例による。

〔国際科学技術博覧会に関する経過措置〕

第二十二條 新法附則第三十七條第二項（法人の道府県民税及び市町村民税に関する部分に限る。）の規定は、施行日以後に終了する事業年度又は新法第五十三條第五項若しくは第三百二十一條の八第五項の期間に係る法人の道府県民税

又は市町村民税について適用し、施行日前に終了した事業年度又はこれらの期間に係る法人の道府県民税又は市町村民税については、なお従前の例による。

2 新法附則第三十七条第三項の規定は、施行日以後に終了する事業年度分の法人の事業税及び施行日以後の解散又は合併による清算所得に対する法人の事業税について適用し、施行日前に終了した事業年度分の法人の事業税及び施行日前の解散又は合併による清算所得に対する事業税については、なお従前の例による。

3 新法附則第三十七条第四項の規定は、施行日

4 新法附則第三十七條第七項の規定は、施行日以後の自動車の取得に対して課すべき自動車取得税について適用し、施行日前の自動車の取得に対して課する。不動態取得税については、なお従前の例による。

従前の例による。

5 新法附則第三十七条第十項の規定は、昭和六十年一月一日以後に使用する電気に対して課すべき電気税について適用する。

(罰則に関する経過措置)

第二十三条 この法律の施行前にした行為並びにこの附則の規定によりなお従前の例によること

とされる地方税及びこの附則の規定によりなお効力を有することとされる旧法の規定に係る地方税に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(地方道路譲与税法の一部改正に伴う経過措置)

第二十四条 第三条の規定による改正後の地方道路譲与税法(以下「新地方道路譲与税法」という。)第三条第一項の規定は、昭和五十九年度以後の年度分の地方道路譲与税について適用し、

昭和五十八年度分までの地方道路譲与税については、なお従前の例による。

2 昭和五十九年度分の地方道路譲与税については、前項の規定にかかわらず、新地方道路譲与税法第三条第一項の表の上欄に掲げる譲与時期は、次の表の上欄に掲げる時期とし、同項の表の下欄に定める譲与時期ごとに譲与すべき額は、次の表の上欄に掲げる譲与時期ごとにそれぞれ同表の下欄に定める額とする。

八月	十二月	三月
当該年度の初日の属する年の三月における同月において収納すべき地方道路譲与税の収入額の見込額と同月において収納した地方道路譲与税の収入額との差額を同年の四月から七月までの間の収納に係る地方道路譲与税の収入額に加算し、又はこれから減額した額に相当する額	当該年度の初日の属する年の八月から十一月までの間の収納に係る地方道路譲与税の収入額に相当する額	当該年度の初日の属する年の十二月から翌年の二月までの間の収納に係る地方道路譲与税の収入額と同年の三月において収納すべき地方道路譲与税の収入額の見込額の五分の四に相当する額との合算額に相当する額

3 昭和六十年年度分の地方道路譲与税については、第一項の規定にかかわらず、新地方道路譲与税法第三条第一項の表の下欄に定める譲与時期ごとに譲与すべき額は、次の表の上欄に掲げる譲与時期ごとにそれぞれ同表の下欄に定める額とする。

六月	十一月	三月
当該年度の初日の属する年の三月における同月において収納すべき地方道路譲与税の収入額の見込額の五分の四に相当する額と同月において収納した地方道路譲与税の収入額との差額を同年の四月及び五月における収納に係る地方道路譲与税の収入額に加算し、又はこれから減額した額に相当する額	当該年度の初日の属する年の六月から十月までの間の収納に係る地方道路譲与税の収入額に相当する額	当該年度の初日の属する年の十一月から翌年の二月までの間の収納に係る地方道路譲与税の収入額と同年の三月において収納すべき地方道路譲与税の収入額の見込額の五分の三に相当する額との合算額に相当する額

4 前項の規定は、昭和六十一年度から昭和六十三年度までの各年度分の地方道路譲与税に係る新地方道路譲与税法第三条第一項の表の下欄に

の四」とあるのは「五分の三」と、「五分の三」とあるのは「五分の二」と、昭和六十二年年度分の地方道路譲与税にあつては同表中「五分の四」とあるのは「五分の二」と、「五分の三」とあるのは「五分の一」と、昭和六十三年度分の地方道路譲与税にあつては同表中「五分の四」とあるのは「五分の一」と、「収入額と同年の三月において収納すべき地方道路譲与税の収入額の見込額の五分の三に相当する額との合算額」とあるのは「収入額」と読み替えるものとする。

(石油ガス譲与税法の一部改正に伴う経過措置)

第二十五条 第四条の規定による改正後の石油ガス譲与税法(以下「新石油ガス譲与税法」という。)第三条第一項の規定は、昭和五十九年度以後の年度分の石油ガス譲与税について適用し、昭和五十八年度分までの石油ガス譲与税については、なお従前の例による。

2 昭和五十九年度分の石油ガス譲与税については、前項の規定にかかわらず、新石油ガス譲与税法第三条第一項の表の上欄に掲げる譲与時期は、次の表の上欄に掲げる時期とし、同項の表の下欄に定める譲与時期ごとに譲与すべき額は、次の表の上欄に掲げる譲与時期ごとにそれぞれ同表の下欄に定める額とする。

八月	十二月	三月
当該年度の初日の属する年の三月における同月において収納すべき石油ガス税の収入額の見込額と同月において収納した石油ガス税の収入額との差額を同年の四月から七月までの間の収納に係る石油ガス税の収入額に加算し、又はこれから減額した額の二分の一に相当する額	当該年度の初日の属する年の八月から十一月までの間の収納に係る石油ガス税の収入額の二分の一に相当する額	当該年度の初日の属する年の十二月から翌年の二月までの間の収納に係る石油ガス税の収入額と同年の三月において収納すべき石油ガス税の収入額の見込額の五分の四に相当する額との合算額の二分の一に相当する額

3 昭和六十年年度分の石油ガス譲与税については、第一項の規定にかかわらず、新石油ガス譲与税法第三条第一項の表の下欄に定める譲与時期ごとに譲与すべき額は、次の表の上欄に掲げる譲与時期ごとにそれぞれ同表の下欄に定める額とする。

六月	十一月	三月
当該年度の初日の属する年の三月における同月において収納すべき石油ガス税の収入額の見込額の五分の四に相当する額と同月において収納した石油ガス税の収入額との差額を同年の四月及び五月における収納に係る石油ガス税の収入額に加算し、又はこれから減額した額の二分の一に相当する額	当該年度の初日の属する年の六月から十月までの間の収納に係る石油ガス税の収入額の二分の一に相当する額	当該年度の初日の属する年の十一月から翌年の二月までの間の収納に係る石油ガス税の収入額と同年の三月において収納すべき石油ガス税の収入額の見込額の五分の三に相当する額との合算額の二分の一に相当する額

4 前項の規定は、昭和六十一年度から昭和六十三年度までの各年度分の石油ガス譲与税に係る新石油ガス譲与税法第三条第一項の表の下欄に定める譲与時期ごとに譲与すべき額について準用する。この場合において、昭和六十一年度分の石油ガス譲与税にあつては前項の表中「五分の四」とあるのは「五分の三」と、「五分の三」とあるのは「五分の二」と、昭和六十二年分の石油ガス譲与税にあつては同表中「五分の四」とあるのは「五分の二」と、「五分の三」とあるのは「五分の一」と、昭和六十三年度分の石油ガス譲与税にあつては同表中「五分の四」とあるのは「五分の一」と、「収入額」と同年の三月において収納すべき石油ガス税の収入額の見込額の五分の三に相当する額との合算額」とあるのは「収入額」と読み替えるものとする。

(自動車重量譲与税法の一部改正に伴う経過措置)
第二十六条 第五条の規定による改正後の自動車重量譲与税法(以下「新自動車重量譲与税法」という。)第三条第一項の規定は、昭和五十九年度以後の年度分の自動車重量譲与税について適用し、昭和五十八年度分までの自動車重量譲与税については、なお従前の例による。
2 昭和五十九年度分の自動車重量譲与税については、前項の規定にかかわらず、新自動車重量譲与税法第三条第一項の表の上欄に掲げる譲与時期は、次の表の上欄に掲げる時期とし、同項の表の下欄に定める譲与時期ごとに譲与すべき額は、次の表の上欄に掲げる譲与時期ごとにそれぞれ同表の下欄に定める額とする。

八月	当該年度の初日の属する年の二月及び三月におけるこれらの月において収納すべき自動車重量税の収入額の見込額とこれらの月において収納した自動車重量税の収入額との差額を同年の四月から六月までの間の収納に係る自動車重量税の収入額に加算し、又はこれから減額した額の四分の一に相当する額
十二月	当該年度の初日の属する年の七月から十月までの間の収納に係る自動車重量税の収入額の見込額と同年の十一月から翌年の一月までの間の収納に係る自動車重量税の収入額との差額を同年の四月から六月までの間の収納に係る自動車重量税の収入額に加算し、又はこれから減額した額の四分の一に相当する額
三月	当該年度の初日の属する年の十一月から翌年の一月までの間の収納に係る自動車重量税の収入額の見込額と同年の二月及び三月におけるこれらの月において収納すべき自動車重量税の収入額との差額を同年の四月から六月までの間の収納に係る自動車重量税の収入額に加算し、又はこれから減額した額の四分の一に相当する額
六月	当該年度の初日の属する年の二月及び三月におけるこれらの月において収納すべき自動車重量税の収入額の見込額とこれらの月において収納した自動車重量税の収入額との差額を同年の四月から六月までの間の収納に係る自動車重量税の収入額に加算し、又はこれから減額した額の四分の一に相当する額
十一月	当該年度の初日の属する年の五月から九月までの間の収納に係る自動車重量税の収入額の見込額と同年の十月から翌年の一月までの間の収納に係る自動車重量税の収入額との差額を同年の四月から六月までの間の収納に係る自動車重量税の収入額に加算し、又はこれから減額した額の四分の一に相当する額

三月	当該年度の初日の属する年の十月から翌年の一月までの間の収納に係る自動車重量税の収入額の見込額と同年の二月及び三月におけるこれらの月において収納すべき自動車重量税の収入額との差額を同年の四月から六月までの間の収納に係る自動車重量税の収入額に加算し、又はこれから減額した額の四分の一に相当する額
----	---

4 前項の規定は、昭和六十一年度から昭和六十三年度までの各年度分の自動車重量譲与税に係る新自動車重量譲与税法第三条第一項の表の下欄に定める譲与時期ごとに譲与すべき額について準用する。この場合において、昭和六十一年度分の自動車重量譲与税にあつては前項の表中「五分の四」とあるのは「五分の三」と、「五分の三」とあるのは「五分の二」と、昭和六十二年分の自動車重量譲与税にあつては同表中「五分の四」とあるのは「五分の二」と、「五分の三」とあるのは「五分の一」と、昭和六十三年度分の自動車重量譲与税にあつては同表中「五分の四」とあるのは「五分の一」と、「収入額」と同年の三月において収納すべき自動車重量税の収入額の見込額の五分の三に相当する額との合算額」とあるのは「収入額」と読み替えるものとする。

(航空機燃料譲与税法の一部改正に伴う経過措置)
第二十七条 第六条の規定による改正後の航空機燃料譲与税法(以下「新航空機燃料譲与税法」という。)第三条第一項の規定は、昭和五十九年度以後の年度分の航空機燃料譲与税について適用し、昭和五十八年度分までの航空機燃料譲与税については、なお従前の例による。
2 昭和五十九年度分の航空機燃料譲与税については、前項の規定にかかわらず、新航空機燃料譲与税法第三条第一項の表の下欄に定める譲与時期ごとに譲与すべき額は、次の表の上欄に掲げる時期ごとにそれぞれ同表の下欄に定める額とする。

九月	当該年度の初日の属する年の三月における同月において収納すべき航空機燃料税の収入額の見込額と同年の四月から六月までの間の収納に係る航空機燃料税の収入額との差額を同年の七月から九月までの間の収納に係る航空機燃料税の収入額に加算し、又はこれから減額した額の十三分の二に相当する額
三月	当該年度の初日の属する年の九月から翌年の一月までの間の収納に係る航空機燃料税の収入額の見込額と同年の二月及び三月におけるこれらの月において収納すべき航空機燃料税の収入額との差額を同年の四月から六月までの間の収納に係る航空機燃料税の収入額に加算し、又はこれから減額した額の十三分の二に相当する額

3 前項の規定は、昭和六十一年度から昭和六十三年度までの各年度分の航空機燃料譲与税に係る新航空機燃料譲与税法第三条第一項の表の下欄に定める譲与時期ごとに譲与すべき額について準用する。この場合において、昭和六十一年度分の航空機燃料譲与税にあつては前項の表中「同月において収納すべき航空機燃料税の収入額の見込額」とあるのは「同月において収納すべき航空機燃料税の収入額の見込額」とあるのは「五分の二」と、昭和六十二年

度分の航空機燃料課税にあっては同表中「同月において収納すべき航空機燃料税の収入額の見込額」とあるのは「同月において収納すべき航空機燃料税の収入額の見込額の五分の二に相当する額」と、「五分の四」とあるのは五分の一」と、昭和六十三年度分の航空機燃料課税にあっては同表中「同月において収納すべき航空機燃料税の収入額の見込額」とあるのは「同月において収納すべき航空機燃料税の収入額の見込額の五分の一に相当する額」と、「収入額」と同年の三月において収納すべき航空機燃料税の収入額の見込額の五分の四に相当する額との合算額」とあるのは「収入額」と読み替えるものとする。

(政令への委任)

第二十八条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に關し必要な経過措置は、政令で定める。

理由

最近における地方税負担の状況及び厳しい地方財政の実情にかんがみ、住民負担の軽減及び合理化を図るため、個人住民税について、基礎控除等の所得控除の額の引上げ、市町村民税所得割の税率及びその適用区分の調整、低所得者層に係る非課税限度額の引上げ等の措置を講ずるとともに、法人の住民税及び事業税の一部納付後の徴収猶予制度の廃止、法人住民税均等割の税率の引上げ、自動車税及び軽自動車税の税率の調整並びに固定資産税等に係る課税標準の特例措置等の整理合理化を行い、あわせて地方道路課税等について譲与時期及び譲与時期ごとに譲与すべき額の変更を行い、並びに日本国有鉄道の公害防止設備に係る市町村納付金の特例措置の適用期限を延長するほか、所要の規定を整備する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

地方交付税法等の一部を改正する法律案

地方交付税法等の一部を改正する法律

(地方交付税法の一部改正)

第一条 地方交付税法(昭和二十五年法律第二百十一号)の一部を次のように改正する。

第十二条 第一項の表道府県の項第八号中「昭和五十七年度」を「昭和五十八年度」に改め、同表道府県の項第九号中「昭和五十六年度まで」の下に「及び昭和五十八年度」を加え、同表道府県の項第十号中「昭和五十七年度」の下に「及び昭和五十八年度」を加え、同表市町村の項第九号中「昭和五十七年度」を「昭和五十八年度」に改め、同表市町村の項第十号中「昭和五十六年度まで」の下に「及び昭和五十八年度」を加え、同表市町村の項第十一号中「昭和五十七年度」の下に「及び昭和五十八年度」を加え、同表第二項の表第三十七号中「昭和五十七年度」を「昭和五十八年度」に改め、同表第三十八号中「昭和五十六年度まで」の下に「及び昭和五十八年度」を加え、同表第三十九号中「昭和五十七年度」の下に「及び昭和五十八年度」を加える。

第十三条 第五項の表道府県の項第八号中「昭和五十七年度」を「昭和五十八年度」に改め、同表道府県の項第九号中「昭和五十六年度まで」の下に「及び昭和五十八年度」を加え、同表道府県の項第十号中「昭和五十七年度」の下に「及び昭和五十八年度」を加え、同表市町村の項第九号中「昭和五十七年度」を「昭和五十八年度」に改め、同表市町村の項第十号中「昭和五十六年度まで」の下に「及び昭和五十八年度」を加え、同表市町村の項第十一号中「昭和五十七年度」の下に「及び昭和五十八年度」を加える。

附則第三条から附則第五条までを次のように改める。
(交付税の総額についての特例措置)
第三条 政府は、地方財政の状況等にかんがみ、当分の間、第六条第二項の規定により算定した交付税の総額について、法律の定めるところにより、交付税の総額の安定的な確保に資するため必要な特例措置を講ずることとする。
(昭和五十九年度から昭和七十五年度までの各年度分の交付税の総額の特例)
第四条 昭和五十九年度から昭和七十五年度までの各年度に限り、当該各年度分として交付すべき交付税の総額は、第一号及び第二号に掲げる額の合算額から第三号及び第四号に掲げる額の合算額を減額した額とする。
一 第六条第二項の規定により算定した額
二 当該各年度における借入金金の額に相当する額(昭和五十九年度にあつては、十一兆五千二百十八億七千八百万円とする。)
三 当該各年度の前年度における借入金金の額に相当する額(昭和五十九年度にあつては、昭和五十八年度における借入金金の額十一兆五千二百十八億七千八百万円とする。)
四 当該各年度における交付税及び譲与税配付金特別会計法(昭和二十九年法律第百三十三号)第十三条第一項の規定による一時借入金に係る利子及び同法附則第五条第一項の規定による借入金に係る利子の支払に充てため必要な額(昭和五十九年度にあつては、三千六百三十八億円とする。)

2 昭和五十九年度分の交付税の総額については、前項の額に、前条の規定に基づく特例措置として、千七百六十億円を加算する。

3 昭和六十六年度及び昭和六十七年度にあつては、交付税の総額は、第一項の額からそれぞれ百五十億円を減額した額とする。

4 第一項第二号及び第三号の借入金金の額は、交付税及び譲与税配付金特別会計法附則第五条第一項の規定による借入金金の額としてそれぞれ当該各年度及び当該各年度の前年度の予算で定める額とする。

第五条 削除

附則第八条に次の一項を加える。
3 昭和五十八年度分の基準税額について第一項の規定により算定過少又は算定過大と認められる額を算定する場合においては、同項中「これらの税目に係る当該年度の前年度分の基準税額」とあるのは、「道府県民税の所得割及び市町村民税の所得割並びに特別とん課税にあってはこれらの税目に係る昭和五十八年度分の基準税額、道府県民税の法人税割及び法人の行う事業に対する事業税にあってはこれらの税目に係る同年度分の基準税額からこれらの税目の減収補てんのため同年度において特別に発行を許可された地方債の額の百分の八十に相当する額を控除した額並びに市町村民税の法人税割にあっては当該税目に係る同年度分の基準税額から当該税目の減収補てんのため同年度において特別に発行を許可された地方債の額の百分の七十五に相当する額を控除した額」とする。
別表を次のように改める。

別表(第十二条関係)

道府県	経費の種類	測定単位	単位費用
道府県	一 警察費	警察職員数	一人につき 六、四四九、〇〇〇 円
	二 土木費		
(1) 経常経費	1 道路橋りょう費		千平方メートルにつき 二〇八、〇〇〇
	道路の面積		

																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											</		
--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	----	--	--

二 土木費			
1 道路橋りよう費	道路の面積	千平方メートルにつき	
(1) 經常経費	道路の延長	一キロメートルにつき	九一、二〇〇
(2) 投資的経費		四四一、〇〇〇	
2 港湾費			
(1) 經常経費	港湾（漁港を含む）における係留施設の延長	一メートルにつき	二〇、三〇〇
(2) 投資的経費	港湾（漁港を含む）における外郭施設の延長	一メートルにつき	七、九六〇
3 都市計画費			
(1) 經常経費	都市計画区域における人口	一人につき	五四八
(2) 投資的経費	都市計画区域における人口	一人につき	二六三
4 公園費			
(1) 經常経費	人口	一人につき	三一七
(2) 投資的経費	人口	一人につき	二四〇
5 下水道費	人口集中地区人口	一人につき	二二三
6 その他の土木費	人口	一人につき	七四六
(1) 經常経費	人口	一人につき	二三五
(2) 投資的経費			
三 教育費			
1 小学校費			
(1) 經常経費	児童数	一人につき	二六、三〇〇
(2) 投資的経費	学級数	一学級につき	四九六、〇〇〇
(3) 投資的経費	学校数	一校につき	四、五六一、〇〇〇
(4) 投資的経費	学級数	一学級につき	三九九、〇〇〇
2 中学校費			
(1) 經常経費	生徒数	一人につき	二四、五〇〇
(2) 投資的経費	学級数	一学級につき	六四三、〇〇〇
(3) 投資的経費	学校数	一校につき	四、五八六、〇〇〇
(4) 投資的経費	学級数	一学級につき	三九九、〇〇〇
3 高等学校費			
(1) 經常経費	教職員数	一人につき	五、三六二、〇〇〇
(2) 投資的経費			
(3) 投資的経費			
(4) 投資的経費			
(5) 投資的経費			
(6) 投資的経費			
(7) 投資的経費			
(8) 投資的経費			
(9) 投資的経費			
(10) 投資的経費			
(11) 投資的経費			
(12) 投資的経費			
(13) 投資的経費			
(14) 投資的経費			
(15) 投資的経費			
(16) 投資的経費			
(17) 投資的経費			
(18) 投資的経費			
(19) 投資的経費			
(20) 投資的経費			
(21) 投資的経費			
(22) 投資的経費			
(23) 投資的経費			
(24) 投資的経費			
(25) 投資的経費			
(26) 投資的経費			
(27) 投資的経費			
(28) 投資的経費			
(29) 投資的経費			
(30) 投資的経費			
(31) 投資的経費			
(32) 投資的経費			
(33) 投資的経費			
(34) 投資的経費			
(35) 投資的経費			
(36) 投資的経費			
(37) 投資的経費			
(38) 投資的経費			
(39) 投資的経費			
(40) 投資的経費			
(41) 投資的経費			
(42) 投資的経費			
(43) 投資的経費			
(44) 投資的経費			
(45) 投資的経費			
(46) 投資的経費			
(47) 投資的経費			
(48) 投資的経費			
(49) 投資的経費			
(50) 投資的経費			
(51) 投資的経費			
(52) 投資的経費			
(53) 投資的経費			
(54) 投資的経費			
(55) 投資的経費			
(56) 投資的経費			
(57) 投資的経費			
(58) 投資的経費			
(59) 投資的経費			
(60) 投資的経費			
(61) 投資的経費			
(62) 投資的経費			
(63) 投資的経費			
(64) 投資的経費			
(65) 投資的経費			
(66) 投資的経費			
(67) 投資的経費			
(68) 投資的経費			
(69) 投資的経費			
(70) 投資的経費			
(71) 投資的経費			
(72) 投資的経費			
(73) 投資的経費			
(74) 投資的経費			
(75) 投資的経費			
(76) 投資的経費			
(77) 投資的経費			
(78) 投資的経費			
(79) 投資的経費			
(80) 投資的経費			
(81) 投資的経費			
(82) 投資的経費			
(83) 投資的経費			
(84) 投資的経費			
(85) 投資的経費			
(86) 投資的経費			
(87) 投資的経費			
(88) 投資的経費			
(89) 投資的経費			
(90) 投資的経費			
(91) 投資的経費			
(92) 投資的経費			
(93) 投資的経費			
(94) 投資的経費			
(95) 投資的経費			
(96) 投資的経費			
(97) 投資的経費			
(98) 投資的経費			
(99) 投資的経費			
(100) 投資的経費			

八 辺地対策事業債償還費	千円につき	八〇〇
九 地方税減収補てん債償還費	千円につき	一六八
十 財源対策債償還費	千円につき	一五六
十一 地域財政特例対策債償還費	千円につき	八二

八 辺地対策事業債の財源に充てるため発行を許可された地方債に係る元利償還金
九 地方税の減収補てんのため昭和五十八年度から昭和五十九年度までの各年度において特別に発行を許可された地方債の額
十 昭和五十八年度から昭和五十九年度までの各年度の財源対策のため当該各年度の地方債の額
十一 地域財政特例対策のため昭和五十七年度及び昭和五十八年度において特別に発行を許可された地方債の額

(交付税及び譲与税配付金特別会計法の一部改正)
第二条 交付税及び譲与税配付金特別会計法(昭和二十九法律第三号)の一部を次のように改正する。

附則第五条第一項を次のように改める。

交付税及び譲与税配付金勘定においては、昭和五十九年度から昭和七十四年度までの各年度において、地方交付税交付金を支弁するため必要があるときは、昭和五十九年度分にあつては十一兆五千二百十八億七千八百万円(以下「昭和五十九年度分の借入金限度額」という。)、昭和六十年年度から昭和六十五年ま

での各年度にあつては、昭和五十九年度分の借入金限度額から昭和五十九年度分の借入金のうち一般会計に帰属させることとした五兆八千二百七十七億六千三百万円に相当する金額を控除して得た金額(以下「昭和六十年年度分の借入金限度額」という。)、昭和六十六年度から昭和七十四年度までの各年度にあつては、昭和六十六年度分の借入金限度額から次の表の上欄に掲げる当該年度までの各年度に應ずる同表の下欄に掲げる控除額を順次控除して得た金額を限り、予算で定めるところにより、同勘定の負担において借入金をするこ

年 度	控 除 額
昭和六十六年度	三千六百三十四億円
昭和六十七年度	四千六百二十四億円
昭和六十八年度	五千二十四億円
昭和六十九年度	五千四百七十一億円
昭和七十年年度	五千九百五十八億円
昭和七十一年度	六千四百五十一億円
昭和七十二年年度	七千二百五十九億九千万円

昭和七十三年度
昭和七十四年度

六千七百五十二億七千万円
六千三百三十五億円

附則第五条第三項を次のように改める。

3 第一項の規定による借入金の利子の支払に充てるため必要がある場合においては、予算で定める金額を限り、一般会計から交付税及び譲与税配付金勘定に繰り入れることができる。

附則第六条中「昭和五十八年度」を「昭和五十九年度」に改める。

附則第七条を次のように改める。

(一般会計からの繰入金)

第七条 第四条の規定による一般会計からの繰入金の額は、昭和五十九年度分にあつては、同条の規定により算定した額に千七百六十億円を加算した額とし、昭和六十六年度分及び昭和六十七年度分にあつては、同条の規定により算定した額からそれぞれ百五十億円を減

額した額とする。

附 則

(施行期日等)

1 この法律は、公布の日から施行する。
2 第一条の規定による改正後の地方交付税法の規定は、昭和五十九年度分の地方交付税から適用する。

(交付税及び譲与税配付金勘定の借入金の一般会計への帰属等)
3 昭和五十九年十月一日における交付税及び譲与税配付金特別会計の交付税及び譲与税配付金勘定における資金運用部からの借入金のうち五兆八千二百七十七億六千三百万円に相当する額の借入金は、同日において、一般会計に帰属させることとし、一般会計は、当該借入金を次の表の定めるところにより償還するものとする。

年 度	償 還 額
昭和六十六年度	三千八百五十六億円
昭和六十七年度	四千六百六十六億円
昭和六十八年度	五千七十六億円
昭和六十九年度	五千五百九億円
昭和七十年年度	五千九百六十二億円
昭和七十一年度	六千四百八十九億円
昭和七十二年年度	七千五百三十三億九千万円
昭和七十三年度	六千七百七十八億三千万円
昭和七十四年度	六千五百五十五億円
昭和七十五年度	六千三百三十二億四千三百万円

理 由

地方財政の現状にかんがみ、当分の間、地方交付税の総額について、その安定的な確保に資するため必要な特例措置を講ずることとし、昭和五十

九年度分の地方交付税の総額について所要の加算を行うとともに、各種の制度改正等に伴つて必要となる行政経費の財源を措置するため地方交付税の単位費用を改正するほか、交付税及び譲与税配付金特別会計における借入金の一部を一般会計

へ帰属させるとともに、同会計における借入金の償還方法を変更し、あわせて所要の規定の整備を図る必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

消防施設強化促進法の一部を改正する法律案

消防施設強化促進法の一部を改正する法律
消防施設強化促進法（昭和二十八年法律第八十七号）の一部を次のように改正する。

附則第二項中「昭和四十九年度から昭和五十八年度まで」を「昭和五十九年度から昭和六十三年度まで」に改め、「二分の一」の下に「（政令で定める市町村に対するものにあつては、七分の三）」を加える。

附 則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 改正後の附則第二項の規定は、昭和五十九年度分の予算に係る国の補助金から適用し、昭和五十八年度以前の年度分の予算に係る国の補助金については、なお従前の例による。

理 由

人口急増市町村における消防施設の整備を促進するため、これらの市町村の消防施設に係る国庫補助率の特例措置を、引き続き昭和六十三年度まで講ずることとする必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

昭和五十九年三月十二日印刷

昭和五十九年三月十三日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局